

大学院概要・諸規則

神戸女子大学大学院

2023年度



**KOBE WOMEN'S UNIVERSITY
学校法人行吉学園**

神戸女子大学は
自立心・対話力・創造性
を培う教育を目指しています

神戸女子大学は、建学の精神に基づき、自立心に富み、対話力と創造性にすぐれ、人類社会の発展に貢献する女性を育成しています。



KOBE WOMEN'S UNIVERSITY

目 次

I 神戸女子大学 大学院概要

研究方法及び研究スケジュール

共通科目

家政学研究科

博士前期課程

食物栄養学専攻	9
生活造形学専攻	11

博士後期課程

食物栄養学専攻・生活造形学専攻	12
-----------------	-------	----

文学研究科

博士前期課程・博士後期課程

日本文学専攻	23
英文学 専攻	24
日本史学専攻	25
教育学 専攻	26

健康栄養学研究科

修士課程

健康栄養学専攻	30
---------	-------	----

看護学研究科

博士前期課程

看護学 専攻	36
--------	-------	----

博士後期課程

看護学 専攻	37
--------	-------	----

II 神戸女子大学大学院諸規則 39

神戸女子大学 大学院 博士前期課程 研究方法及び研究スケジュール

神戸女子大学 大学院 博士後期課程 研究方法及び研究スケジュール

家政学研究科

文学研究科

看護学研究科

共通科目

(博士前期課程及び修士課程)

グローバル化がすすむ今日、“世界に通じる大学・大学院”が求められ、実社会の高度化、複雑化を背景とした“大学の存在意義”が見直されています。

神戸女子大学大学院は、半世紀を超える実績をもつ学部教育を土台に誕生し、現在、四研究科を有して高度な教育・研究を追及しています。未来への創造的発展を目指して、“有為な人材の育成” “英知と情操の啓発”を中心とした教育を実践するため、大学院共通カリキュラムと各研究科専攻カリキュラムを用意し、コースワークとリサーチワークを行っています。

【大学院共通カリキュラムの開設と概要】

神戸女子大学大学院では、グローバルに活躍し社会の創造に参画する人材の育成を目指し、高度な英語力を含むグローバル化に対応できる能力向上のための英語科目「Academic English for Global Perspectives 特論」「Academic English for Global Perspectives 演習」、統計学・データサイエンスに関する知識を養う科目「データサイエンス特論」を、博士前期課程（修士課程）の共通科目^{※1}として2022年度から開設しています。また、共通カリキュラムの一環として、サイエンス・コミュニケーションの能力養成のための準正課活動^{※2}を博士前期課程（修士課程）にて実施し高度専門職業人を育成します。

共通科目（博士前期課程及び修士課程）

家政学研究科 文学研究科 健康栄養学研究科、看護学研究科

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
データサイエンス特論		2	
Academic English for Global Perspectives 特論		2	
Academic English for Global Perspectives 演習		2	

※1 共通科目は、R4（2022）年度博士前期課程（修士課程）入学生より適用。

※1 共通科目の修了要件（必修・選択）は、各研究科（各専攻）のカリキュラム表にて確認してください。

※2 準正課活動の運用方法は、各研究科（各専攻）によって異なります。

家 政 学 研 究 科

家政学研究科の概要

1. 教育研究上の目的

生きていくための基本である「衣・食・住」について実験・調査と理論の両面から研究を進め、広い視野に立ち自立した判断能力・理解力を養い、社会に貢献できる人材育成を目的とします。

- (1) 博士前期課程（修士）では、衣・食・住、資源、環境、栄養、健康に関する専門分野における研究能力、または、高度の専門性を要する職業に必要な能力を養います。
- (2) 博士後期課程（博士）では、専攻分野の研究者として自立して研究活動を行いその分野での指導的な役割をなう能力を持った研究者、または高度の専門知識を有する職業人を養成します。

【人材養成の目的】

家政学研究科（食物栄養学専攻・生活造形学専攻；博士前期課程・博士後期課程）では、各専攻分野の研究者、または高度の専門性を要する職業人として広い視野に立ち自立した判断能力・理解能力を持ち、社会に貢献できる人材を育成します。

【その他の教育研究上の目的】

国や文化の違いを超えた積極的な交流を担う人材を専門教育と研究活動を通して育成します。

2. 入学者受け入れの方針

本研究科へ入学を希望する人には、実験・調査と理論の両面から、生きていくための基本である「衣・食・住」を科学する意欲や能力を求めます。

- (1) 博士前期課程（修士）では、衣・食・住、資源、環境、栄養、健康に関する専門分野における研究能力、または、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを基本的な目的としており、これらを修得しようとする意欲がある人を受け入れます。
- (2) 博士後期課程（博士）では専攻分野の研究者として自立して研究活動を行い、将来的には国際的な視点から活躍できる広い視野を有し、その分野での指導的な役割をなう意欲がある人を受け入れます。

食物栄養学専攻

自らの「食と健康」に関連した課題意識、問題関心の明確である人、大学院の研究を進めるのに必要な学力を有している人を受け入れます。

現場で働いている管理栄養士を大学院生として受け入れます（社会人大学生）。

生活造形学専攻

本専攻の教育研究内容に興味を持ち、本専攻における多面的な研究領域を、生活者の視点から考察し研究することに強い関心と意欲のある学生を求めます。学部において家政学など本専攻の研究内容に関する基礎について学んでいることが望ましいですが、関連分野を学んでいる場合でも、大学院の研究を進めるための必要な学力と本専攻で研究を行いたいという強い意志があれば受け入れます。また、家庭科教員の専修免許の取得をめざす人も歓迎します。

3. 教育課程編成・実施の方針

- (1) 博士前期課程（修士）

学修課題や知識を複数の科目等を通して体系的に履修する「特論」科目群、それを基にした、研究を進めるうえで必要な研究方法、技術、考え方を履修する「演習」科目群をバランス良く配置しています。その集大成として、修士論文に対応する「特別研究」科目を設けています。その他、学習効果をさらに高めるため、複数指導体制とコースワーク制度を設けています。

【複数指導体制】

博士前期課程は、3名の指導教員による複数指導体制としています。

【コースワーク】

幅広い視野を身につけるために、家政学研究科として、食物栄養学専攻と生活造形学専攻で共通講義を行い、両専攻の教員が分担して講義を担当し、大学院生が家政学研究科全ての分野に触れる機会を設けています。

- (2) 博士後期課程（博士）

博士後期課程では、自立した研究者を目指すため、「特別研究」科目を設け、博士論文に向けたリサーチワークに重点をおいて履修します。さらに複数指導体制を設け、それぞれ特定の研究室の担当教員による個人的な指導に過度に依存する傾向を避け、異なった専門やバックグラウンドを持つ教員による系統的で幅広い知識の修得を目指しています。

【複数指導体制】

博士後期課程は、3名の指導教員による複数指導体制としています。

【コースワーク】

社会人入学（社会人大学院生）の場合、博士前期課程と同様のコースワークを行い学位取得に必要な基礎知識を涵養します。

食物栄養学専攻

食物領域では基礎分野として「食品化学」、「生物化学」、「食品微生物学」、「食品衛生学」、「食品分析学」、応用分野として「食品加工学」、「調理科学」、栄養領域では基礎領域として「栄養学」、「栄養化学」、「生化学」、応用分野として「栄養生理学」、「臨床栄養学」、「臨床栄養管理学」、「病態栄養学」を置いています。

前期課程は、上の分野に関する「特論」と「演習」から構成され、「特論」は學問を体系的に教授します。「演習」では、国内外の研究論文を輪読し、解説を加え、討論しながら、大学院生がこれから研究を進めるうえで必要な研究方法、技術、考え方を身につけます。

後期課程は、博士論文作成を目標とした演習および実験研究・調査を中心に教育と指導を行います。すなわち、食物栄養学専攻では、専門的知識や実務的知識、及び考え方を教授するカリキュラムを整備します。同時に、研究の本質や研究者としての発想を教授するための、研究活動に重点をおいたカリキュラムを整備します。

生活造形学専攻

生活造形学領域では、「服飾学」、「被服造形学」、「生活造形材料学」、「生活環境生理学」、「住生活文化学」、「地域居住学」、「人間工学」、「生活経営学」、さらには「家政教育学」を含み、それらに関連する学際的分野も含めて展開しています。

前期課程では、上記の分野に関する「特論」と「演習」から構成され、「特論」は學問を体系的に教授し、「演習」では、これから研究を進めるうえで必要な研究方法や考え方を身につけます。

後期課程では、博士論文作成を目標とした演習および研究調査等を中心に教育と指導を行います。すなわち、生活造形学専攻では、専門的知識や実務的知識、及び考え方を教授するカリキュラムを整備します。同時に、研究の本質や研究者としての発想を教授するための、研究活動に重点をおいたカリキュラムを整備します。

4. 学位授与の方針

自立した研究者または高度の専門知識を有する職業人として一定の能力を備えていると認められる者を厳正に認定し、認定された者に対して学位を授与します。

- (1) 博士前期課程（修士）では、幅広く総合的な学識を得て、それぞれの専門領域において深い専門性と研究能力を身につけ、研究のプレゼンテーション能力を有している人に授与します。
- (2) 博士後期課程（博士）では、それぞれの専門領域において深い学識にくわえ高度な実験・調査・分析能力を備え、これを基盤に新たな研究課題を見出し、解決・発展でき、その成果を論文化できる能力を有している人に授与します。

食物栄養学専攻

食物栄養学専攻博士前期課程では、広い視野にたって精深な学識をうけ、「食と健康」における研究能力、ならびに高度の専門性を担う卓越した能力を獲得した人に授与します。

博士後期課程では、食物、栄養ならびに健康の維持増進に寄与するため、自立して研究活動を行い、生活の質に資する高度に専門的な知識とそれに必要な研究能力、及びその基礎となる豊かな学識を養い、この方面的指導的立場にたてる能力を有するものに、または、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を習得した人に授与します。

生活造形学専攻

前期課程では、生活造形学に関して幅広く統合的な知識を身につけ、研究を推進するための科学的思考や方法論を身につけ、実践できる基礎的能力を修得し、複数の教員による指導のもとで修士論文を作成し、修士論文発表会で発表し、審査に合格した人に授与します。

後期課程では、持続可能な社会の実現に寄与するため、自立して研究活動を行い、生活の質に資する高度に専門的な知識とそれに必要な研究能力、及びその基礎となる豊かな学識を養い、在学期可能な年限内に取得単位や公表論文数などの学位請求資格を満たし、複数の教員による指導のもとで博士論文を執筆し、審査および口述試験に合格した人に授与します。

家政学研究科 食物栄養学専攻

(博士前期課程)

令和5（2023）年度入学生用

授業科目	担当教員	単位数		令5 (2023)年度 開講期	授業を行いう年次	教職課程認定科目		備考
		必修	選択			家庭科	栄養	
データサイエンス特論	堀 桂太郎		2	前期	1			
Academic English for Global Perspectives 特論	水野 尚之		2	前期	1			
Academic English for Global Perspectives 演習	水野 尚之		2	後期	1			
食品化学特論	安藤 清一		2		1又は2		○	
食品分析学特論	木村 万里子		2		1又は2		○	
食品加工学特論	宮本 有香		2		1又は2	○		
調理科学特論	後藤 昌弘		2	○	1又は2	○		
食品衛生学特論	栗原 伸公		2		1又は2	○		
食品微生物学特論	甲斐 達男		2	○	1又は2	○		
栄養学特論			2		1又は2		○	
栄養化学特論	狩野 百合子		2	○	1又は2	○		
生化学特論Ⅰ	田村 奈緒子		2		1又は2	○		
生化学特論Ⅱ	小倉 嘉夫		2	○	1又は2		○	
生物化学特論	田村 奈緒子		2	○	1又は2	○		
生物統計学特論	栗原 伸公		2	○	1又は2	○		
栄養生理学特論	甲斐 達男		2		1又は2		○	
臨床栄養学特論Ⅰ	竹中 優		2		1又は2	○		
臨床栄養学特論Ⅱ			2		1又は2			
臨床栄養管理学特論			2		1又は2			
病態栄養学特論	置村 康彦		2		1又は2		○	
食品化学演習a	安藤 清一		2	前期	1又は2		○	
食品化学演習b	安藤 清一		2	後期	1又は2		○	
食品分析学演習a	木村 万里子		2	前期	1又は2		○	
食品分析学演習b	木村 万里子		2	後期	1又は2		○	
食品加工学演習a	宮本 有香		2	前期	1又は2	○		
食品加工学演習b	宮本 有香		2	後期	1又は2	○		
調理科学演習a	後藤 昌弘		2	前期	1又は2	○		
調理科学演習b	後藤 昌弘		2	後期	1又は2	○		
食品衛生学演習a	栗原 伸公		2	前期	1又は2	○		
食品衛生学演習b	栗原 伸公		2	後期	1又は2	○		
食品微生物学演習a	甲斐 達男		2	前期	1又は2	○		
食品微生物学演習b	甲斐 達男		2	後期	1又は2	○		
栄養学演習a			2		1又は2		○	
栄養学演習b			2		1又は2		○	
栄養化学演習a	狩野 百合子		2	前期	1又は2	○		
栄養化学演習b	狩野 百合子		2	後期	1又は2	○		
生化学演習Ⅰa	田村 奈緒子		2	前期	1又は2	○		
生化学演習Ⅰb	田村 奈緒子		2	後期	1又は2	○		
生化学演習Ⅱa	小倉 嘉夫		2	前期	1又は2		○	
生化学演習Ⅱb	小倉 嘉夫		2	後期	1又は2		○	
生物化学演習a	田村 奈緒子		2	前期	1又は2	○		
生物化学演習b	田村 奈緒子		2	後期	1又は2	○		
栄養生理学演習a	甲斐 達男		2	前期	1又は2		○	
栄養生理学演習b	甲斐 達男		2	後期	1又は2		○	
臨床栄養学演習Ⅰa	竹中 優		2	前期	1又は2	○		
臨床栄養学演習Ⅰb	竹中 優		2	後期	1又は2	○		
臨床栄養学演習Ⅱa			2		1又は2			
臨床栄養学演習Ⅱb			2		1又は2			
臨床栄養管理学演習a			2		1又は2			
臨床栄養管理学演習b			2		1又は2			
病態栄養学演習a	置村 康彦		2	前期	1又は2		○	
病態栄養学演習b	置村 康彦		2	後期	1又は2		○	
家政学研究特別講義a	全担当教員及び外部講師	1		前期	1又は2			
家政学研究特別講義b	全担当教員及び外部講師	1		後期	1又は2			
特別研究a	各担当教員	7		通年	1			※ ² 特別研究a・bは、原則同一教員の授業を選択すること
特別研究b	各担当教員	7		通年	2			
単位互換科目								※ ¹ 認定単位の上限は15単位
合 計			16	104				

※博士前期課程共通科目、特別研究14単位及び必修科目を含め授業科目の中より任意に選択して、合計34単位以上を修得する。

※教育職員免許状（専修）の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位（24単位以上）を修得しなければならない（但し、一種免許状を有している者）。

（注）「1又は2」は1年次又は2年次に開講する。

※¹単位互換科目単位（上限15単位）及び入学前既修得単位（上限15単位）は、合わせて20単位を上限として認められる。

※²原則として特別研究aは1年次に、特別研究bは2年次に履修する。早期修了を希望する者は担当教員に相談すること。

家政学研究科 食物栄養学専攻

(博士前期課程)

令和4（2022）年度入学生用

授業科目	担当教員	単位数		令4 (2022)年度 開講期	授業を行 う年次	教職課程認定科目		備考
		必修	選択			家庭科	栄養	
データサイエンス特論	堀 桂太郎		2	前期	1			共通科目
Academic English for Global Perspectives 特論	杉 田 米 行		2	前期	1			
Academic English for Global Perspectives 演習	杉 田 米 行		2	後期	1			
食品化学特論	安藤 清一		2	○	1又は2		○	
食品分析学特論	木村 万里子		2	○	1又は2		○	
食品加工学特論	宮本 有香		2	○	1又は2	○		
調理科学特論	後藤 昌弘		2		1又は2	○		
食品衛生学特論	栗原伸公		2	○	1又は2	○		
食品微生物学特論	堀田久子		2		1又は2	○		
栄養学特論			2		1又は2		○	
栄養化学特論	狩野 百合子		2		1又は2	○		*左記科目群の中 から6単位必修
生化学特論 I	田村 奈緒子		2	○	1又は2	○		
生化学特論 II	小倉 嘉夫		2		1又は2		○	
生物化学特論	田村 奈緒子		2		1又は2	○		
生物統計学特論	栗原伸公		2		1又は2	○		
栄養生理学特論	堀田久子		2	○	1又は2		○	
臨床栄養学特論 I	竹中 優		2	○	1又は2	○		
臨床栄養学特論 II			2		1又は2			
臨床栄養管理学特論			2		1又は2			
病態栄養学特論	置村 康彦		2	○	1又は2		○	
食品化学演習 a	安藤 清一		2	前期	1又は2		○	
食品化学演習 b	安藤 清一		2	後期	1又は2		○	
食品分析学演習 a	木村 万里子		2	前期	1又は2		○	
食品分析学演習 b	木村 万里子		2	後期	1又は2		○	
食品加工学演習 a	宮本 有香		2	前期	1又は2	○		
食品加工学演習 b	宮本 有香		2	後期	1又は2	○		
調理科学演習 a	後藤 昌弘		2	前期	1又は2	○		
調理科学演習 b	後藤 昌弘		2	後期	1又は2	○		
食品衛生学演習 a	栗原伸公		2	前期	1又は2	○		
食品衛生学演習 b	栗原伸公		2	後期	1又は2	○		
食品微生物学演習 a	堀田久子		2	前期	1又は2	○		
食品微生物学演習 b	堀田久子		2	後期	1又は2	○		
栄養学演習 a			2		1又は2		○	
栄養学演習 b			2		1又は2		○	
栄養化学演習 a	狩野 百合子		2	前期	1又は2	○		
栄養化学演習 b	狩野 百合子		2	後期	1又は2	○		
生化学演習 I a	田村 奈緒子		2	前期	1又は2	○		
生化学演習 I b	田村 奈緒子		2	後期	1又は2	○		
生化学演習 II a	小倉 嘉夫		2	前期	1又は2		○	
生化学演習 II b	小倉 嘉夫		2	後期	1又は2		○	
生物化学演習 a	田村 奈緒子		2	前期	1又は2	○		
生物化学演習 b	田村 奈緒子		2	後期	1又は2	○		
栄養生理学演習 a	堀田久子		2	前期	1又は2		○	
栄養生理学演習 b	堀田久子		2	後期	1又は2		○	
臨床栄養学演習 I a	竹中 優		2	前期	1又は2	○		
臨床栄養学演習 I b	竹中 優		2	後期	1又は2	○		
臨床栄養学演習 II a			2		1又は2			
臨床栄養学演習 II b			2		1又は2			
臨床栄養管理学演習 a			2		1又は2			
臨床栄養管理学演習 b			2		1又は2			
病態栄養学演習 a	置村 康彦		2	前期	1又は2		○	
病態栄養学演習 b	置村 康彦		2	後期	1又は2		○	
家政学研究特別講義 a	全担当教員及び外部講師	1		前期	1又は2			
家政学研究特別講義 b	全担当教員及び外部講師	1		後期	1又は2			
特別研究 a	各担当教員	7		通年	1又は2			特別研究 a・b は、 原則同一教員の授 業を選択すること
特別研究 b	各担当教員	7		通年	1又は2			
単位互換科目								
合 計			16	104				

*博士前期課程共通科目、特別研究14単位及び必修科目を含め授業科目の中より任意に選択して、合計34単位以上を修得する。
※教育職員免許状（専修）の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位（24単位以上）を修得しなければならない（但し、一種免許状を有している者）。

(注)「1又は2」は1年次又は2年次に開講する。

※¹単位互換科目（上限15単位）及び入学前既修得単位（上限15単位）は、合わせて20単位を上限として認められる。

家政学研究科 生活造形学専攻

(博士前期課程)

令和5（2023）年度入学生用

授業科目	担当教員	単位数		令和5 (2023)年度 開講期	授業を 行う年次	教職課程 認定科目	備考
		必修	選択				
データサイエンス特論	堀 桂太郎	2		前期	1		共通科目
Academic English for Global Perspectives 特論	水野 尚之	2		前期	1		
Academic English for Global Perspectives 演習	水野 尚之	2		後期	1		
被服造形学特論	中西 正恵	2		後期	1又は2	○	
生活造形材料学特論	山根 千弘	2		後期	1又は2	○	
服飾学特論		2		前期	1又は2		
生活環境生理学特論		2		前期	1又は2		
住生活文化学特論	砂本 文彦	2		後期	1又は2	○	
地域居住学特論	梶木 典子	2		前期	1又は2	○	
人間工学特論	大森 正子	2		前期	1又は2	○	
家政教育学特論	田中 陽子	2		前期	1又は2	○	
生活経営学特論	ガンガ 伸子	2		前期	1又は2	○	
生活プロジェクト特論		2			1又は2		
被服造形学演習a	中西 正恵	2		前期	1又は2	○	
被服造形学演習b	中西 正恵	2		後期	1又は2	○	
生活造形材料学演習a	山根 千弘	2		前期	1又は2	○	
生活造形材料学演習b	山根 千弘	2		後期	1又は2	○	
服飾学演習a		2		前期	1又は2		
服飾学演習b		2		後期	1又は2		
生活環境生理学演習a		2		前期	1又は2		
生活環境生理学演習b		2		後期	1又は2		
住生活文化学演習a	砂本 文彦	2		前期	1又は2	○	
住生活文化学演習b	砂本 文彦	2		後期	1又は2	○	
地域居住学演習a	梶木 典子	2		前期	1又は2	○	
地域居住学演習b	梶木 典子	2		後期	1又は2	○	
人間工学演習a	大森 正子	2		前期	1又は2	○	
人間工学演習b	大森 正子	2		後期	1又は2	○	
家政教育学演習a	田中 陽子	2		前期	1又は2	○	
家政教育学演習b	田中 陽子	2		後期	1又は2	○	
生活経営学演習a	ガンガ 伸子	2		前期	1又は2	○	
生活経営学演習b	ガンガ 伸子	2		後期	1又は2	○	
生活プロジェクト演習a		2			1又は2		
生活プロジェクト演習b		2			1又は2		
家政学研究特別講義a	全担当教員及び外部講師	1		前期	1又は2		
家政学研究特別講義b	全担当教員及び外部講師	1		後期	1又は2		
被服造形学特別研究a	中西 正恵	7		通年	1		※ 14 (1 科目 7 単位 × 2 科目)
被服造形学特別研究b	中西 正恵	7		通年	2		
生活造形材料学特別研究a	山根 千弘	7		通年	1		
生活造形材料学特別研究b	山根 千弘	7		通年	2		
服飾学特別研究a		7		通年	1		
服飾学特別研究b		7		通年	2		
生活環境生理学特別研究a		7		通年	1		
生活環境生理学特別研究b		7		通年	2		
住生活文化学特別研究a	砂本 文彦	7		通年	1		
住生活文化学特別研究b	砂本 文彦	7		通年	2		
地域居住学特別研究a	梶木 典子	7		通年	1		
地域居住学特別研究b	梶木 典子	7		通年	2		
人間工学特別研究a	大森 正子	7		通年	1		
人間工学特別研究b	大森 正子	7		通年	2		
家政教育学特別研究a	田中 陽子	7		通年	1		
家政教育学特別研究b	田中 陽子	7		通年	2		
生活経営学特別研究a	ガンガ 伸子	7		通年	1		
生活経営学特別研究b	ガンガ 伸子	7		通年	2		
生活プロジェクト特別研究a		7		通年	1		
生活プロジェクト特別研究b		7		通年	2		
単位互換科目							※ ¹ 認定単位の 上限は 15 単位
合計		16	66				

※博士前期課程共通科目、特別研究 14 単位及び必修科目を含め授業科目の中より任意に選択して、合計 32 単位以上を修得する。

※教育職員免許状（専修）の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位（24 単位以上）を修得しなければならない（但し、一種免許状を有している者）。

(注)「1又は2」は1年次又は2年次に開講する。

※¹ 単位互換科目単位（上限 15 単位）及び入学前既修得単位（上限 15 単位）は、合わせて 20 単位を上限として認められる。

※² 原則として特別研究 a は1年次に、特別研究 b は2年次に履修する。早期修了を希望する者は担当教員に相談すること。

家政学研究科（博士後期課程） 教育課程及び研究指導の概要

令和2（2020）年度以降入学生用

授業科目

専攻	授業科目	単位数		開講期	備考
		必修	選択		
食物栄養学	食物栄養学特別研究Ⅰ		2	前期	*12単位以上必修
	食物栄養学特別研究Ⅱ		2	前期／後期	
	食物栄養学特別研究Ⅲ		2	前期／後期	
	食物栄養学特別研究Ⅳ		2	前期／後期	
	食物栄養学特別研究Ⅴ		2	前期／後期	
	食物栄養学特別研究Ⅵ		2	前期／後期	
生活造形学	生活造形学特別研究Ⅰ		2	前期	*12単位以上必修
	生活造形学特別研究Ⅱ		2	前期／後期	
	生活造形学特別研究Ⅲ		2	前期／後期	
	生活造形学特別研究Ⅳ		2	前期／後期	
	生活造形学特別研究Ⅴ		2	前期／後期	
	生活造形学特別研究Ⅵ		2	前期／後期	
食物栄養学	食品化学特論・演習		2	前期	
	食品分析学特論・演習		2	前期	
	調理科学特論・演習		2	前期	
	食品衛生学特論・演習		2	前期	
	食品微生物学特論・演習		2	前期	
	栄養化学特論・演習		2	前期	
	生化学特論・演習		2	前期	
	臨床栄養学特論・演習		2	前期	
	病態栄養学特論・演習		2	前期	
生活造形学	生活造形材料学特論・演習		2	前期	
	生活環境生理学特論・演習		2	前期	
	住生活文化学特論・演習		2	前期	
	地域居住学特論・演習		2	前期	
	人間工学特論・演習		2	前期	
	家政教育学特論・演習		2	前期	
	生活経営学特論・演習		2	前期	

◎ 特別研究の修得順序は、原則として I → II → III → IV → V → VI とする。

◎ 授業科目を体系的に履修するために、授業科目の選択は指導教員の指導を受けるものとする。

【修了要件】

授業科目から 12 単位以上を修得しなければならない。

本課程を修了するには、研究指導を受けた上、博士論文を提出し、審査及び試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績を上げた者については、前期課程と後期課程を通算して 3 年以上在学すれば足りるものとする。

※他専攻の科目の履修を希望する場合は、教務課に申請が必要。

家政学研究科（博士後期課程） 教育課程及び研究指導の概要

食物栄養学専攻（博士後期課程）

研究指導の分野	研究指導教員	研究指導補助教員
食品化学	安藤清一	
食品分析学	木村万里子	
食品加工学		
調理科学	後藤昌弘	
食品衛生学	栗原伸公	
食品微生物学	甲斐達男	
栄養学		
栄養化学	狩野百合子	
生化学生物化学	田村奈緒子	
栄養生理学		
臨床栄養学	竹中優	
病態栄養学	置村康彦	

小倉嘉夫
宮本有香

生活造形学専攻（博士後期課程）

研究指導の分野	研究指導教員	研究指導補助教員
被服造形学		
生活造形材料学	山根千弘	
服飾学		
生活環境生理学		
住生活文化学	砂本文彦	
地域居住学	梶木典子	
人間工学	大森正子	
家政教育学	田中陽子	
生活経営学	ガンガ伸子	
生活プロジェクト学		

中西正恵

【修了要件】

授業科目から 12 単位以上を修得しなければならない。

本課程を修了するには、研究指導を受けた上、博士論文を提出し、審査及び試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績を上げた者については、前期課程と後期課程を通算して 3 年以上在学すれば足りるものとする。

文 学 研 究 科

文学研究科の概要

1. 教育研究上の目的

日本文学・英文学・日本史学・教育学の各分野において、豊かな学識をもとに独自に問題設定を行い、論証していく能力を身につけて、社会に貢献できる人材を育成することを教育研究上の目的とする。

1. 博士前期課程においては、幅広い学識と高い論証能力を身につけ、自立した研究者あるいは専門的職業人として社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

2. 博士後期課程においては、深く豊かな学識と精緻な論証能力をもって博士論文を作成し、自立した研究者あるいは高度な専門的職業人として社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

[日本文学専攻]

日本語および日本文学に関する学識に基づき、自立した判断能力・理解能力を養い、広い視野に立ち、より良い社会の創出に貢献できる人材を育成する。

1. 博士前期課程においては、日本語および日本文学に関する基礎的な研究に精通し、歴史学・民俗学・中国文学など関連する分野の研究成果も視野に入れ、各自の問題意識を高める。また、専門性を生かした高度な社会貢献能力を養う。

2. 博士後期課程においては、自立した研究者を育成し、博士論文の作成を指導する。

[英文学専攻]

英語圏文学・文化・言語学の分野における研究を通して、国際社会に資する高度な英語運用能力と豊かな国際感覚を備え、人間の社会と文化の発展に寄与できる専門職業人を養成する。

1. 博士前期課程においては、十分な学識と確かな英語力、独創的な応用力を持つ、即戦力ある教員・技術者を養成する。

2. 博士後期課程においては、博士論文作成のための指導を通して、英語圏の文学・文化・言語の知識と研究方法を、対象とするテーマに応用でき、研究の発展に資する、自立した研究者を養成する。

[日本史学専攻]

古代・中世・近世・近現代の各時代の日本の歴史を探求し、さらに日本考古学や日本民俗学および東洋史・西洋史などの世界史的な視点を加え、学部よりいっそう高いレベルの専門教育を行う。

1. 博士前期課程においては、日本史学専攻で開講している関連諸分野の講義や演習を幅広く受講とともに、個別分野ごとの論文作成指導を柱として、専門的な歴史研究者や専修免許を持つ教員、博物館学芸員、文書館職員、文化財専門職員等の専門的職業人としての基礎を固めることを教育目標とする。

2. 博士後期課程においては、博士号の取得を目指して、よりいっそう高度な専門分野の研究指導を行う。

[教育学専攻]

教育学または心理学における各領域を中心としたテーマで、理論に立脚した科学的・実践的な研究を推進し、研究者、高度な教育実践者、さらに、生涯教育の場を通じて社会に貢献する有能な指導者の育成を目的として教育を行う。

1. 博士前期課程においては、教育学または心理学に関する高度な知識や実践的な技能を備え、教育界や実社会で活躍できる専門家を養成する。

2. 博士後期課程については、専門家養成のみでなく、高度な知識と実践的な技能を備え、自立した研究者を育成する。

2. 入学者受入れの方針

1. 博士前期課程は、日本文学・英文学・日本史学・教育学等に関する卒業論文の課題設定を発展させ、さらに専門性を高めながら、豊かな創造性、緻密な思考力、的確な論証能力を養成することを目的とする。したがって、主体的・積極的に自らの課題に取り組んで修士論文を作成し、研究者あるいは専門的職業人としての能力を身につけ、広く国内外で社会に貢献しようとする意欲のある人を求める。また、教員の専修免許を取得して教育現場に進み、人材育成に尽力しようとする人を求める。

2. 博士後期課程は、日本文学・英文学・日本史学・教育学等に関する修士論文の課題設定を発展させ、専門性を最高度にまで高めて博士号を取得することを目的とする。したがって、独創的な課題設定と的確な論証に支えられた博士論文を完成させ、自立した研究者あるいは高度な専門的職業人として広く国内外で活躍することをめざす人を求める。

[日本文学専攻]

日本文学専攻（博士前期課程・博士後期課程）では、日本語及び日本文学に関する専門性を高めながら真理

を追究することで、豊かな創造力と緻密な思考力を養い、社会に役立つ人材の育成を目標とする。

求める学生は次のような人である。

日本文学専攻 博士前期課程の入学者受入れの方針

1. 日本語や日本文学の研究を通して、日本の言語や文化についてより深く専門的に考えたい人。
2. 日本語や日本文学に関わる研究者を目指す人。
3. 中学・高校などの教育の場に進み、専修免許をもつ教員として人材育成に尽力したい人。
4. 研究機関（大学・研究所など）や博物館・図書館・資料館などの専門職員として働き、社会に貢献しようとする人。
5. 日本の言葉や文化に精通し、国際交流に貢献しようとする人。

日本文学専攻 博士後期課程の入学者受入れの方針

1. 日本語や日本文学の分野において、自立した研究者として博士号の取得を目指す人。
2. 研究機関（大学・研究所など）や博物館・図書館・資料館などの研究職や専門職に就くことをを目指す人。
3. 高校などの国語教育の分野で、きわめて高度な専門的知見をもつ指導者を目指す人。
4. 日本の言葉や文化に精通し、国際交流に指導的役割を果たそうとする人。

[英文学専攻]

英文学専攻（博士前期課程・博士後期課程）では、ツールとしての英語の能力を磨きつつ、英語学・応用言語学・英米文学の分野における深い知識と自立的な研究能力を獲得することによって、強靭な思考力と豊かな感受性及び優れた言語能力を備えた国際社会に資する人材の育成を目標とする。

求める学生は、次のような人である。

英文学専攻 博士前期課程の入学者受入れの方針

1. 英語圏の言語文化に関わる十分な素養を身に付け、英語の運用の能力を高めることにより、英語と英語圏の言語文化に関わる知識を必要とする職業に就くことをを目指す人。また、国際交流に貢献しようとする人。
2. 英語に関わる専門職の中でも、中学・高校の教員を目指す人、あるいは既に教職に就いている人で、英語科教員として十分な能力を身に付け、専修免許の取得を目指す人。
3. 英語学・応用言語学、あるいは英米文学における研究者を目指す人。

英文学専攻 博士後期課程の入学者受入れの方針

1. 英語学・応用言語学、あるいは英米文学の分野において研究を深め、自立した研究者となるための知識と技術を身に付け、それによって、教育現場や国際交流において指導的役割を担うことをを目指す人。
2. 英語学・応用言語学、あるいは英米文学の分野において博士号の取得を目指し、学位取得によって研究職・専門職に就くことをを目指す人。

[日本史学専攻]

日本史学専攻（博士前期課程・博士後期課程）では、日本史学・考古学・民俗学を深く探求した専門論文を作成することで、豊かな創造性と緻密な思考力を養い、広く社会に役立つ人材の育成を目標とする。

求める学生は、次のような人である。

日本史学専攻 博士前期課程の入学者受入れの方針

1. 学部での卒論の成果をふまえ、日本の歴史や文化についてさらに深く探求したい人。
2. 日本史学・考古学・民俗学に関わる専門的な研究者を目指す人。
3. 専修免許を取得して中学・高校などの教育現場に進み、人材育成に尽力したい人。
4. 博物館・文書館・資料館などの専門職員、あるいは自治体などの文化財専門職員となって、研究成果を社会に活かそうとする人。
5. 日本の歴史や文化に精通し、国際交流に貢献しようとする人。

日本史学専攻 博士後期課程の入学者受入れの方針

1. 修士論文の成果をふまえ、日本の歴史や文化について高度に専門的な研究を目指す人。
2. 日本史学・考古学・民俗学の分野において、博士号の取得を目指す人。
3. 大学・研究所などの研究職や、博物館・文書館・資料館などの専門職に就くことをを目指す人。
4. 日本の歴史や文化に精通し、国際交流に指導的役割を果たそうとする人。

[教育学専攻]

教育学専攻（博士前期課程・博士後期課程）では、教育学・学校教育学・幼児教育学・教育心理学・臨床心

理学それぞれの理論に立脚した科学的・実践的研究を推進し、専門性を高めながら真理を探求することで、「子どもの育ちを支える」専門家として、あるいは「子ども」に関するより高度な専門的知識と技能をもつ者として、生涯学習の場を通じて社会に貢献する有為有能な女性の育成を目標とする。

求める学生は、以下のような人である。

教育学専攻 博士前期課程の入学者受入れの方針

1. 教育学・学校教育学・幼児教育学・教育心理学・臨床心理学の研究を通して、家庭教育・学校教育・社会教育についてより深く専門的に考えたい人。
2. 教育学・学校教育学・幼児教育学・教育心理学・臨床心理学に関わる研究者を目指す人。
3. 就学前教育・保育施設や小学校などの教育・保育の場に進み、専修免許をもつ教員として子どもの教育・保育や人材育成に尽力したい人。
4. 研究機関（大学・研究所など）や教育機関（諸学校・教育委員会・社会教育施設など）、医療・福祉機関、市民啓発機関（児童館、公民館など）などの専門職員として働き、社会貢献を目指す人。
5. 子どもの育ちや教育・保育、心理に精通し、国際交流に貢献しようとする人。

教育学専攻 博士後期課程の入学者受入れの方針

1. 教育学・学校教育学・幼児教育学・教育心理学・臨床心理学の分野において、自立した研究者として博士号の取得を目指す人。
2. 研究機関（大学・研究所など）や教育機関（諸学校・教育委員会・社会教育施設など）、医療・福祉機関、市民啓発機関（児童館、公民館など）などの研究職や専門職に就くことをを目指す人。
3. 就学前教育・保育施設や小学校などの教育・保育の分野で、きわめて高度な専門的知見をもつ教育者や保育者、指導者を目指す人。
4. 子どもの育ちや教育・保育、心理に精通し、国際交流に指導的役割を果たそうとする人。

3. 教育課程編成・実施の方針

博士前期課程においては、授業科目を「特論」「演習」「特殊研究」「論文指導演習」に分け、広い視野を養いながら受講生の専門性を高めていくことを目的に、次のような課程を編成し、実施している。

1. 「特論」は、担当教員が最先端の研究成果にもとづく講義を開講し、受講生に深い洞察力と探究心を養成することを目的としている。
2. 「演習」は、受講生の研究発表やテキストの講読を中心とし、独自の課題を設定して実証していく能力を養成することを目的としている。
3. 「特殊研究」は、関連分野の講義や学外講師による授業を通して、受講生に幅広い知見を得させることを目的としている。
4. 「論文指導演習」を必修とし、毎年履修を課すことによって、修士論文の作成に向けた研究指導を実施している。
5. 自專攻の科目のほかに他専攻の科目の履修も認め、広い視野に立った研究が推進できる課程編成を実施している。
6. 昼夜開講制に対応するため、一定数の科目を夜間に須磨および三宮キャンパスで開講している。
7. 教員の専修免許状取得のための課程認定科目を多く開講し、高度な知識と技能を備えた教員をめざそうとする人材の育成に努めている。

博士後期課程においては、深く豊かな学識と精緻な論証にもとづく博士論文を作成させることを目的に、次のような課程を編成し、実施している。

1. 「論文指導演習」を必修とし、毎年履修を課すことによって、博士論文の作成に向けた研究指導を実施している。
2. 必要に応じて「特論」「演習」「特殊研究」を履修させ、深い洞察力や幅広い知見が得られるよう指導している。
3. 昼夜開講制に対応するため、一定数の科目を夜間に須磨および三宮キャンパスで開講している。
4. 每学年の年度末に研究報告書および年度内に発表した論文又はそれに代わるもの提出を求め、博士論文の作成に向けた進捗状況を確認している。

[日本文学専攻]

博士前期課程においては、授業科目を「特論」「演習」「論文指導」に分け、広い視野を養いながら受講生の専門性を高めていくことを目的に、次のような課程を編成し、実施している。

1. 「日本文学特論」「日本語学特論」においては、上代・中古・中世・近世・近現代の各時代の日本文学・古典芸能、

日本語、日本語教育についての主要な研究成果にもとづく講義をおこなう。各講義を通して、広く日本文学・日本語学の研究動向を学び、さまざまな研究方法に習熟し、研究者として必要な深い洞察力と探究心を養成することを目的とする。

2. 「日本文学演習」「日本語学演習」においては、日本文学や日本語について、研究発表と討論をおこなう。それらを通して、文献や資料の読解力を高め、自己の課題を発見し、それを論理的実証的に解明する力を養成することを目的とする。
 3. 「論文指導演習」においては、修士論文作成のための実践的な指導をおこなう。修士論文の執筆を通して日本文学・日本語学の分野において、独創的な研究・教育活動を展開できる能力を養成することを目的とする。
 4. 三宮キャンパスの古典芸能研究センターが所蔵する中世芸能・近世芸能・民俗芸能の資料やデータベース等を活用し、実践的な教育を実施する。
- 博士後期課程においては、深く豊かな学識と精緻な論証にもとづく博士論文を作成させることを目的に、次のような課程を編成し、実施している。
1. 「日本文学特論」「日本語学特論」においては、上代・中古・中世・近世・近現代の各時代の日本文学・古典芸能、日本語、日本語教育についての最先端の研究成果にもとづく講義をおこなう。各講義を通して、主要な研究成果がどのような発想・方法によって生み出されたかを、資料や論考の読解および討論の中で考える。その上で研究の深化を期し、独自性の獲得を模索する。
 2. 「日本文学演習」「日本語学演習」においては、研究発表と討論を中心に行なう。その中で、文献や資料の読解、研究の方法、論理性実証性、研究の価値等を検証しながら、自立した研究者としての資質向上を図る。
 3. 「論文指導演習」においては、論文作成のための実践的な指導をおこなう。学界の研究動向を主導するような独創性のある博士論文の作成を目指す。さらには研究の深化とともに新たな方向への展開を期する。

[英文学専攻]

英文学専攻は、英米文学・言語・文化の教育・研究をとおして、現下の国際主義・国際化の世界へ寄与できる研究者を育成することを目指す。そのため、広い視野から事象を専門的かつ体系的にとらえ、すぐれた言語能力と高度で自立した研究能力を養成する。

博士前期課程では次のような科目編成を実施し、上記の目的を達成することを目指す。

1. 「英文学特論」「米文学特論」「英語学特論」「国際言語文化学特論」を通して、受講生に広く体系的視野に立つ深い洞察力と探求心を養成することを目的とする。英語圏文学・文化学、理論言語学、応用言語学の最先端の研究成果にもとづく講義により、受講生の研究者としての基礎的素養を確かなものとし、深い探究心と洞察力を獲得する。
2. 「英文学演習」「米文学演習」「英語学演習」「国際言語文化学演習」を通して、受講生に客観的なテキスト分析の方法を中心に、論理的思考力と表現力を獲得させることを目的とする。英語圏文学・文化学、理論言語学、応用言語学にかかるテキストを読み込み、研究発表と討論を重ねることで、テキストの主旨と構成を明確にし、独自の課題を設定して実証していく能力を養成する。
3. 「英文学特殊研究」「米文学特殊研究」「英語学特殊研究」を通して、関連分野の講義や学外講師による授業により、受講生に英語圏文学・文化学、言語学分野にかかる広い知見と視野を提供することを目的とする。
4. 「論文指導演習」では、修士論文作成に向けて実践的指導をおこなう。修士論文の執筆を通して、英語圏文学・文化学、言語学の分野において、独創的な研究・教育活動を展開できる自立した研究者としての能力を確かなものとすることを目的とする。
5. 英語教育の分野では、教員の専修免許状取得のための科目を開講し、高度な知識と技能を備えた教員をめざす人材の育成を目的とする。

博士後期課程においては、高度な専門性に留意しつつ深く豊かな学識と精緻な論証にもとづく博士論文を作成させることを目的に、次のような科目編成を実施する。

1. 「論文指導演習」を必修とし、毎年履修を課すことによって、博士論文の作成に向けた研究指導を実施している。
2. 必要に応じて「特論」「演習」「特殊研究」も履修させ、深い洞察力や幅広い知見が得られるよう指導している。

[日本史学専攻]

博士前期課程においては、日本史を中心に考古学、民俗学、東洋史、西洋史の分野にわたって学部より高いレベルの講義科目を開講し、深い専門知識を習得させるとともに、演習科目によって研究者としての能力の涵

養と専修免許を持つ教員や、高度な能力を有する博物館学芸員・文書館職員・文化財担当職員の養成をめざし、次のような課程を編成し、実施している。

1. 「日本史学特論」「日本民俗学特論」においては、古代・中世・近世・近現代の各時代および考古学・民俗学に関する最先端の研究成果に基づいて幅広い講義をおこなう。各講義を通して、研究者や専門的職業人として必要な基礎知識や研究方法を学び、広い視野と深い思考力を養成することを目的とする。
2. 「日本史学演習」「日本民俗学演習」「東洋史学演習」「西洋史学演習」においては、日本史学・東洋史学・西洋史学・考古学・民俗学に関する論著・史料の講読および研究発表や討論を通じて、論理的な思考力や史資料を読み解く手法を学び、独自の課題を設定したうえで、それを実証的に解明していく能力を養成することを目的とする。
3. 「東洋史学特殊研究」「西洋史学特殊研究」においては、外国史に関する専門性の高い講義を通して、受講生に日本史学分野以外の幅広い知識と世界史的な視野を得させることを目的とする。
4. 「論文指導演習」においては、修士論文の作成のための実践的な指導をおこなう。修士論文の執筆を通じて日本史学・考古学・民俗学の分野において、独創的研究・教育活動を展開しうる研究者や専門的職業人としての能力を養成することを目的とする。

博士後期課程においては、自立した日本史学研究者の養成をめざし、深く豊かな学識と精緻な論証にもとづく博士論文を作成させることを目的に、次のような課程を編成し、実施している。

1. 「論文指導演習」を必修とし、毎年履修を課すことによって、博士論文の作成に向けた研究指導を実施している。
2. 必要に応じて「特論」「演習」「特殊研究」も履修させ、深い洞察力や幅広い知見が得られるよう指導している。
3. とりわけ演習科目のなかでフィールドワークを重視し、古文書調査や発掘調査に積極的に参加するよう指導し、実践的な研究能力の涵養を目指している。
4. 学外の学会活動や研究会活動に積極的に参加させ、自立した研究者として最先端の学術研究の推進に寄与することを体験させている。

[教育学専攻]

博士前期課程においては、人間についての多面的な視点を持ち、生涯学習に関する基本的理解や教育に関する臨床的問題の理解、教育臨床学的実践、ならびに認知・社会性などの子どもの心理的発達の基本的理解、心理発達上のさまざまな臨床的問題の理解、心理臨床的実践について、広範かつ深い学習・研究を推進する。そのステージは、「特論」「演習」「特殊研究」「論文指導演習」の4つに大別される。

1. 「特論」すなわち「教育学特論」「教育心理学特論」「臨床心理学特論」では、教育学、教育哲学、教育史、教育方法学、学校教育学、幼児教育学、発達心理学、教育心理学、臨床心理学等の各領域の重要な文献を詳しく検討し、さらに担当教員の最先端の研究成果に基づく講義を展開し、教育学・心理学諸理論や研究方法などに関する理解を深め、受講生に幅広い見識や洞察力、探究心を養成する。
2. 「演習」すなわち「教育学演習」「教育心理学演習」「臨床心理学演習」では、教育学や心理学の各領域における最新の研究成果や教育実践経験・心理臨床経験を踏まえながら、受講生自らが独自のテーマを設定し、文献研究・事例研究・調査・実験等に関する発表・ディスカッションを通して、これまでの関連した研究結果との比較対照や試行的な調査をすることで、実践的技能において重要な研究能力や応用力の養成を図る。
3. 「教育学特殊研究」では、教育学、教育哲学、教育史、教育方法学、幼児教育学、発達心理学、教育心理学、臨床心理学等の各領域から特定の研究テーマをとりあげ（場合によっては学外からの専門家を招いて）、最新の研究動向を詳しく検討し、研究者あるいは専門的職業人としての知見を修得させる。
4. 「論文指導演習」では、教育学、教育哲学、教育史、教育方法学、学校教育学、幼児教育学、発達心理学、教育心理学、臨床心理学のいずれかの特定分野や研究テーマについて、専門的研究手法に則った修士論文を作成するために、教育学・心理学関連教員が協同して指導をおこなう。

博士後期課程においては、人間についての豊かで深い専門的視野から、各自の研究意識により生涯学習や教育に関する課題、子どもの心理発達に関する課題について、広範かつ精緻に研究をおこなう。また、教育学や心理学の専門分野における高度な研究者の育成などを目標に、次のような科目を編成し、実施している。

1. 「論文指導演習」では、教育学、教育哲学、教育史、教育方法学、学校教育学、幼児教育学、発達心理学、教育心理学、臨床心理学のいずれかの特定分野や研究テーマについて、専門的研究手法に則り精緻な論証による博士論文を作成するために、教育学・心理学関連教員が協同して指導をおこなう。
2. 学生の要望や研究の必要性に応じて「教育学特論」「教育心理学特論」「臨床心理学特論」「教育学演習」「教

育心理学演習」「臨床心理学演習」「教育学特殊研究」を履修させ、研究者としての幅広い知見や深い見識、洞察力、探究心、研究能力、応用力などが得られるよう指導をおこなう。

4. 学位授与の方針

1. 博士前期課程では、一定の単位を修得したうえで修士論文を作成し、的確な課題を設定して論証していく能力が養成され、自立した研究者あるいは高度な専門的職業人をめざすにふさわしいと認められる者に対して、修士の学位を授与する。
2. 博士後期課程では、毎年「論文指導演習」を履修して博士論文を完成させ、独創的で自立した研究者あるいはきわめて高度な専門的職業人としての能力を備えていると認められる者に対して、博士の学位を授与する。

[日本文学専攻]

1. 博士前期課程では、独自の問題意識をもって当該領域の研究の発展に寄与する修士論文を作成し、日本文学・日本語および日本文化に関する幅広く深い知識・教養をもとに、社会において指導的な役割を果たすことができる能力を備えていると認められる者に対して、修士（日本文学）の学位を授与する。
2. 博士後期課程では、学界の研究動向を主導するような独創性のある博士論文を作成し、自立した研究者として活動できる知識・思考力・資質をもとに、社会において指導的な役割を果たすことができる能力を備えていると認められる者に対して、博士（日本文学）の学位を授与する。

[英文学専攻]

1. 博士前期課程では、課程における単位修得が良好であり、提出された修士論文によって、英文学、米文学、理論言語学あるいは応用言語学の分野において、的確な課題を設定して論証していく能力が養成されており、自立した研究者あるいは高度な専門的職業人をめざすにふさわしいと認められる者に対して、修士（英文学）の学位を授与する。
2. 博士後期課程では、課程における単位修得が良好であり、提出された博士論文によって、英文学、米文学、理論言語学あるいは応用言語学の分野において、独創的で自立した研究者あるいは高度な専門的職業人としての能力を備えていると認められる者に対して、博士（英文学）の学位を授与する。

[日本史学専攻]

1. 博士前期課程では、課程における単位修得が良好であり、提出された修士論文によって、日本史学・考古学・民俗学の分野において、独自かつ的確な課題を設定して論証する能力が養成されており、自立した研究者あるいは高度な専門的職業人をめざすにふさわしいと認められる者に対して、修士（日本史学）の学位を授与する。
2. 博士後期課程では、課程における単位修得が良好であり、提出された博士論文によって、日本史学・考古学・民俗学の分野において独創的な研究を展開しうる自立した研究者あるいは学術的なスキルにもとづき実社会での様々な課題に対処しうる高度な専門的職業人としての能力を備えていると認められる者に対して、博士（日本史学）の学位を授与する。

[教育学専攻]

1. 博士前期課程では、所定の単位を修得して修士論文を提出し、的確な課題を設定して論証する能力をもとに自立した研究者をめざし、あるいは教育学または心理学に関する高度の知識や実践的な技能および教育界や子どもに関する分野等の実社会で高度な専門的職業人をめざすにふさわしいと認められる者に対して、修士（教育学）の学位を授与する。
2. 博士後期課程では、毎年「論文指導演習」を履修して、教育学または心理学に関する理論に立脚した科学的・実践的な研究能力を身に付けて博士論文を完成させ、「子どもの育ち」に関する高度な専門的知識と生涯学習の場を通じて社会に貢献する技能をもち、独創的で自立した研究者あるいはきわめて高度な専門的職業人としての能力を備えていると認められる者に対して、博士（教育学）の学位を授与する。

文学研究科 日本文學専攻

(博士前期課程・博士後期課程)

授業科目	担当教員	単位数		令和5年度 (2023)開講科目 及び開講期	後期課程 開講科目	教職課程 認定科目	重複履修	備考
		必修	選択					
データサイエンス特論	堀 桂太郎		2	前期			×	共通科目 ※令和4 (2022)年度以降 博士前期課程入 学生対象
Academic English for Global Perspectives 特論	水野 尚之		2	前期			×	
Academic English for Global Perspectives 演習	水野 尚之		2	後期			×	
日本文学特論 I a	北山 円正		2	前期	○	○	○	
日本文学特論 I b	北山 円正		2	後期	○	○	○	
日本文学特論 II a	樹下 文隆		2	前期	○	○	○	
日本文学特論 II b	樹下 文隆		2	後期	○	○	○	
日本文学特論 III a	井上 勝志		2	前期	○	○	○	
日本文学特論 III b	井上 勝志		2	後期	○	○	○	
日本文学特論 IV a			2					
日本文学特論 IV b			2					
日本文学特論 V a	永渕 朋枝		2	前期	○	○	○	8単位 以上必修
日本文学特論 V b	永渕 朋枝		2	後期	○	○	○	
日本文学史特論 a			2					
日本文学史特論 b			2					
日本語学特論 I a	安原 順子		2	前期	○	○	○	
日本語学特論 I b	安原 順子		2	後期	○	○	○	
日本語学特論 II a	橋本 礼子		2	前期	○	○	○	
日本語学特論 II b	橋本 礼子		2	後期	○	○	○	
日本文学演習 I a	北山 円正		2	前期	○	○	○	
日本文学演習 I b	北山 円正		2	後期	○	○	○	
日本文学演習 II a	樹下 文隆		2	前期	○	○	○	8単位 以上必修
日本文学演習 II b	樹下 文隆		2	後期	○	○	○	
日本文学演習 III a	井上 勝志		2	前期	○	○	○	
日本文学演習 III b	井上 勝志		2	後期	○	○	○	
日本文学演習 IV a			2					
日本文学演習 IV b			2					
日本文学演習 V a	永渕 朋枝		2	前期	○	○	○	
日本文学演習 V b	永渕 朋枝		2	後期	○	○	○	
日本文学史演習 a			2					
日本文学史演習 b			2					
日本語学演習 I a	安原 順子		2	前期		○	○	
日本語学演習 I b	安原 順子		2	後期		○	○	
日本語学演習 II a	橋本 礼子		2	前期		○	○	
日本語学演習 II b	橋本 礼子		2	後期		○	○	
日本文学特殊研究 I a			2					
日本文学特殊研究 I b			2					
日本文学特殊研究 II a			2					
日本文学特殊研究 II b			2					
日本文学特殊研究 III a			2					
日本文学特殊研究 III b			2					
日本文学特殊研究 IV a			2					
日本文学特殊研究 IV b			2					
日本語学特殊研究 a			2					
日本語学特殊研究 b			2					
中国文学特殊研究 a			2					
中国文学特殊研究 b			2					
論文指導演習 a	各担当教員	2		前期	○			
論文指導演習 b	各担当教員	2		後期	○			
学位論文	○							
単位互換科目								認定単位の 上限は※ ¹ を参照

※前期課程の学生は備考欄に上げた必修単位数を充たした上、共通科目（博士前期課程及び修士課程）、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を加えて、合計40単位以上修得しなければならない。

※後期課程の学生は指導教員に係る授業科目12単位以上を修得するほか、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を修得することが望ましい。

※本大学院において教育職員免許状（専修免許状）を取得しようとする者は、自専攻の課程認定科目中から教育職員免許法及び同法施行規則等に定める必要単位数（24単位以上）を修得しなければならない。なお、この場合、重複履修は認められない。

ただし、該当する一種普通免許状を有する者に限る。

※同一年度内の別の時間帯（昼と夜など）に、同一科目（講義や演習の内容が同じである）を履修する場合は、履修登録・単位認定は、いずれか一方のみとする。

※論文指導演習は、必修科目とし、毎年履修しなければならない（但し、博士前期課程8単位、博士後期課程12単位を上限とする）。

※¹令和4年度以降入学生 単位互換科目単位（上限15単位）及び入学前既修得単位（上限15単位）は、合わせて20単位を上限として認められる。
令和3年度以前入学生 単位互換科目の認定単位の上限は10単位。

文学研究科 英文学専攻

(博士前期課程・博士後期課程)

授業科目	担当教員	単位数		令和5 (2023)年度 開講科目 及び開講期	後期課程 開講科目	教職課程 認定科目	重複履修	備考
		必修	選択					
データサイエンス特論	堀 桂太郎		2	前期			×	共通科目 ※令和4 (2022)年度以降 博士前期課程入 学生対象
Academic English for Global Perspectives 特論	水野 尚之		2	前期			×	
Academic English for Global Perspectives 演習	水野 尚之		2	後期			×	
英文学特論I a	西出 良郎		2	前期	○	○	○	
英文学特論I b	西出 良郎		2	後期	○	○	○	
英文学特論II a			2			○		
英文学特論II b			2			○		
米文学特論I a	坂元 敦子		2	前期	○	○	○	
米文学特論I b	坂元 敦子		2	後期	○	○	○	
米文学特論II a	木村 恵子		2	前期	○	○	○	
米文学特論II b	木村 恵子		2	後期	○	○	○	
応用言語学特論(英語教育)a	本田 隆裕		2	前期	○	○	○	8単位 以上必修 }※令和5 (2023)年度以降 博士前期課程 入学生より教 職科目
応用言語学特論(英語教育)b	本田 隆裕		2	後期	○	○	○	
英語学特論a	吉本 真由美		2	前期	○	○	○	
英語学特論b	吉本 真由美		2	後期	○	○	○	
国際言語文化学特論a	水野 尚之		2	前期	○	○	○	
国際言語文化学特論b	水野 尚之		2	後期	○	○	○	
英文学演習I a	西出 良郎		2	前期	○	○	○	
英文学演習I b	西出 良郎		2	後期	○	○	○	
英文学演習II a			2			○		
英文学演習II b			2			○		
米文学演習I a	坂元 敦子		2	前期		○	○	8単位 以上必修 }※令和5 (2023)年度以降 博士前期課程 入学生より教 職科目
米文学演習I b	坂元 敦子		2	後期		○	○	
米文学演習II a	木村 恵子		2	前期	○	○	○	
米文学演習II b	木村 恵子		2	後期	○	○	○	
応用言語学演習(英語教育)a	本田 隆裕		2	前期		○	○	
応用言語学演習(英語教育)b	本田 隆裕		2	後期		○	○	
英語学演習a	吉本 真由美		2	前期		○	○	
英語学演習b	吉本 真由美		2	後期		○	○	
国際言語文化学演習a	水野 尚之		2	前期	○	○	○	
国際言語文化学演習b	水野 尚之		2	後期	○	○	○	
英文学特殊研究I a			2					
英文学特殊研究I b			2					
英文学特殊研究II a			2					
英文学特殊研究II b			2					
米文学特殊研究I a			2					
米文学特殊研究I b			2					
米文学特殊研究II a			2					
米文学特殊研究II b			2					
英語学特殊研究a			2					
英語学特殊研究b			2					
論文指導演習a	各担当教員	2		前期	○			
論文指導演習b	各担当教員	2		後期	○			
学位論文		○						
単位互換科目								認定単位の 上限は※ ¹ を参照

*前期課程の学生は備考欄に上げた必修単位数を充たした上、共通科目（博士前期課程及び修士課程）、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を加えて、合計40単位以上修得しなければならない。

*後期課程の学生は指導教員による授業科目12単位以上を修得するほか、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を修得することが望ましい。

*本大学院において教育職員免許状（専修免許状）を取得しようとする者は、自専攻の課程認定科目中から教育職員免許法及び同法施行規則等に定める必要単位数（24単位以上）を修得しなければならない。なお、この場合、重複履修は認められない。

ただし、該当する一種普通免許状を有する者に限る。

*同一年度内の別の時間帯（昼と夜など）に、同一科目（講義や演習の内容が同じである）を履修する場合は、履修登録・単位認定は、いずれか一方のみとする。

*論文指導演習は、必修科目とし、毎年履修しなければならない（胆し、博士前期課程8単位、博士後期課程12単位を上限とする）。

*¹令和4年度以降入学生 単位互換科目単位（上限15単位）及び入学前既修得単位（上限15単位）は、合わせて20単位を上限として認められる。
令和3年度以前入学生 単位互換科目の認定単位の上限は10単位。

文学研究科 日本史学専攻

(博士前期課程・博士後期課程)

授業科目	担当教員	単位数		令和5 (2023)年度 開講科目 及び開講期	後期課程 開講科目	教職課程 認定科目	重複履修	備考
		必修	選択					
データサイエンス特論	堀 桂太郎		2	前期			×	
Academic English for Global Perspectives 特論	水野 尚之		2	前期			×	※令和4 (2022)年度以降 博士前期課程入 学生対象
Academic English for Global Perspectives 演習	水野 尚之		2	後期			×	
日本史学特論 I a	山内晋次		2	前期	○	○	○	
日本史学特論 I b	山内晋次		2	後期	○	○	○	
日本史学特論 II a	伴瀬明美		2	前期	○	○	○	
日本史学特論 II b	伴瀬明美		2	後期	○	○	○	
日本史学特論 III a	村田路人		2	前期	○	○	○	
日本史学特論 III b	村田路人		2	後期	○	○	○	
日本史学特論 IV a	松下孝昭		2	前期	○	○	○	
日本史学特論 IV b	松下孝昭		2	後期	○	○	○	
日本史学特論 V a	斎藤瑞穂		2	前期	○	○	○	
日本史学特論 V b	斎藤瑞穂		2	後期	○	○	○	
日本史学特論 VI a			2					
日本史学特論 VI b			2					
日本民俗学特論 a	川森博司		2	前期	○	○	○	
日本民俗学特論 b	川森博司		2	後期	○	○	○	
日本史学演習 I a	山内晋次		2	前期	○	○	○	
日本史学演習 I b	山内晋次		2	後期	○	○	○	
日本史学演習 II a	伴瀬明美		2	前期	○	○	○	
日本史学演習 II b	伴瀬明美		2	後期	○	○	○	
日本史学演習 III a	村田路人		2	前期	○	○	○	
日本史学演習 III b	村田路人		2	後期	○	○	○	
日本史学演習 IV a	松下孝昭		2	前期	○	○	○	
日本史学演習 IV b	松下孝昭		2	後期	○	○	○	
日本史学演習 V a	斎藤瑞穂		2	前期	○	○	○	
日本史学演習 V b	斎藤瑞穂		2	後期	○	○	○	
日本史学演習 VI a			2					
日本史学演習 VI b			2					
日本民俗学演習 a	川森博司		2	前期	○	○	○	
日本民俗学演習 b	川森博司		2	後期	○	○	○	
日本史学特殊研究 I a			2					
日本史学特殊研究 I b			2					
日本史学特殊研究 II a			2					
日本史学特殊研究 II b			2					
日本史学特殊研究 III a			2					
日本史学特殊研究 III b			2					
日本史学特殊研究 IV a			2					
日本史学特殊研究 IV b			2					
日本史学特殊研究 V a			2					
日本史学特殊研究 V b			2					
東洋史学特殊研究 a	鈴木宏節		2	前期	○	○	○	
東洋史学特殊研究 b	鈴木宏節		2	後期	○	○	○	
西洋史学特殊研究 a	吉村真美		2	前期	○	○	○	
西洋史学特殊研究 b	吉村真美		2	後期	○	○	○	
東洋史学演習 a	鈴木宏節		2	前期	○	○	○	
東洋史学演習 b	鈴木宏節		2	後期	○	○	○	
西洋史学演習 a	吉村真美		2	前期	○	○	○	
西洋史学演習 b	吉村真美		2	後期	○	○	○	
論文指導演習 a	各担当教員	2		前期	○			
論文指導演習 b	各担当教員	2		後期	○			
学位論文	○							
単位互換科目								認定単位の 上限は※ ¹ を参照

*前期課程の学生は備考欄に上げた必修単位数を充たした上、共通科目（博士前期課程及び修士課程）、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を加えて、合計40単位以上修得しなければならない。

*後期課程の学生は指導教員に係る授業科目12単位以上を修得するほか、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を修得することが望ましい。

*本大学院において教育職員免許状（専修免許状）を取得しようとする者は、自専攻の課程認定科目中から教育職員免許法及び同法施行規則等に定める必要単位数（24単位以上）を修得しなければならない。なお、この場合、重複履修は認められない。

ただし、該当する一種普通免許状を有する者に限る。

*同一年度内の別の時間帯（昼と夜など）に、同一科目（講義や演習の内容が同じである）を履修する場合は、履修登録・単位認定は、いずれか一方のみとする。

*論文指導演習は、必修科目とし、毎年履修しなければならない（但し、博士前期課程8単位、博士後期課程12単位を上限とする）。

*¹令和4年度以降入学生 単位互換科目単位（上限15単位）及び入学前既修得単位（上限15単位）は、合わせて20単位を上限として認められる。
令和3年度以前入学生 単位互換科目の認定単位の上限は10単位。

文学研究科 教育学専攻

(博士前期課程・博士後期課程)

授業科目	担当教員	単位数		令和5 (2023)年度 開講科目 及び開講期	後期課程 開講科目	教職課程 認定科目	重複履修	備考	
		必修	選択						
データサイエンス特論	堀 桂太郎		2	前期			×	共通科目 ※令和4 (2022)年度以降 博士前期課程入 学生対象	
Academic English for Global Perspectives 特論	水野 尚之		2	前期			×		} ※令和5 (2023)年度以降 博士前期課程入 学生より教 職科目
Academic English for Global Perspectives 演習	水野 尚之		2	後期			×		
教育学特論I a	山内 紀幸		2	前期	○	○	○		
教育学特論I b	山内 紀幸		2	後期	○	○	○		
教育学特論II a	中村 隆文		2	前期	○	○	○		
教育学特論II b	中村 隆文		2	後期	○	○	○		
教育学特論III a	堀江 祐爾		2	前期	○	○	○		
教育学特論III b	堀江 祐爾		2	後期	○	○	○		
教育学特論IV a	三宅 茂夫		2	前期	○	○	○		
教育学特論IV b	三宅 茂夫		2	後期	○	○	○		
教育学特論V a			2						
教育学特論V b			2						
教育心理学特論I a	久木山 健一		2	前期	○	○	○		
教育心理学特論I b	久木山 健一		2	後期	○	○	○		
教育心理学特論II a			2						
教育心理学特論II b			2						
教育心理学特論III a			2						
教育心理学特論III b			2						
臨床心理学特論I a	前田 研史		2	前期	○	○	×	} 8単位 以上必修	
臨床心理学特論I b	前田 研史		2	後期	○	○	×		
臨床心理学特論II a	小原 依子		2	前期	○	○	○		
臨床心理学特論II b	小原 依子		2	後期	○	○	○		
教育学演習I a	山内 紀幸		2	前期		○	○		
教育学演習I b	山内 紀幸		2	後期		○	○		
教育学演習II a	中村 隆文		2	前期	○	○	○		
教育学演習II b	中村 隆文		2	後期	○	○	○		
教育学演習III a	堀江 祐爾		2	前期	○	○	○		
教育学演習III b	堀江 祐爾		2	後期	○	○	○		
教育学演習IV a	三宅 茂夫		2	前期	○	○	○		
教育学演習IV b	三宅 茂夫		2	後期	○	○	○		
教育学演習V a			2						
教育学演習V b			2						
教育心理学演習I a	久木山 健一		2	前期		○	○		
教育心理学演習I b	久木山 健一		2	後期		○	○		
教育心理学演習II a			2						
教育心理学演習II b			2						
教育心理学演習III a			2						
教育心理学演習III b			2						
臨床心理学演習I a	前田 研史		2	前期	○	○	×	} 8単位 以上必修	
臨床心理学演習I b	前田 研史		2	後期	○	○	×		
臨床心理学演習II a	小原 依子		2	前期	○	○	○		
臨床心理学演習II b	小原 依子		2	後期	○	○	○		
教育学特殊研究I a			2						
教育学特殊研究I b			2						
教育学特殊研究II a			2						
教育学特殊研究II b			2						
教育学特殊研究III a			2						
教育学特殊研究III b			2						
教育学特殊研究IV a			2						
教育学特殊研究IV b			2						
論文指導演習 a	各担当教員	2		前期	○				
論文指導演習 b	各担当教員	2		後期	○				
学位論文		○							
単位互換科目									認定単位の 上限は※ ¹ を参照

※前期課程の学生は備考欄に上げた必修単位数を充たした上、共通科目（博士前期課程及び修士課程）、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を加えて、合計40単位以上修得しなければならない。

※後期課程の学生は指導教員に係る授業科目12単位以上を修得するほか、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を修得することが望ましい。

※本大学院において教育職員免許状（専修免許状）を取得しようとする者は、自専攻の課程認定科目中から教育職員免許法及び同法施行規則等に定める必要単位数（24単位以上）を修得しなければならない。なお、この場合、重複履修は認められない。

ただし、該当する一種普通免許状を有する者に限る。

※同一年度内の別の時間帯（昼と夜など）に、同一科目（講義や演習の内容が同じである）を履修する場合は、履修登録・単位認定は、いずれか一方のみとする。

※論文指導演習は、必修科目とし、毎年履修しなければならない（但し、博士前期課程8単位、博士後期課程12単位を上限とする）。

※¹令和4年度以降入学生 単位互換科目単位（上限15単位）及び入学前既修得単位（上限15単位）は、合わせて20単位を上限として認められる。
令和3年度以前入学生 単位互換科目の認定単位の上限は10単位。

健康栄養学研究科

健康栄養学研究科の概要

1. 教育研究上の目的

人間栄養学の理論と実践を基盤として、運動・食生活・福祉の分野に連関させて総合的な健康へのアプローチができる、あるいはそのために必要な科学的知見を生み出すことのできる高度な知識と経験を修得させることを教育研究上の目的とする。

【人材養成の目的】

人間栄養学の見地から、健康維持・健康増進・介護予防などのための「食（栄養）」のあり方について、「運動（スポーツ）」「食生活」や「福祉」の要素も含めて研究・教育する。

主として健康人（小児・成人・妊娠婦・高齢者・アスリートなど）を対象とし、必要な「食および食に関わる要素」について、栄養学をベースにした理論と実践（実験・調査）の両面から、人々の健康長寿に貢献できる実践的能力をもつ人材、あるいは研究のできる人材を育成する。

2. 入学者受入れの方針

本研究科へ入学を希望する人には、「理論」と「実験・調査」の両面から、目の前で起こっている現象を科学する意欲や能力を持ち、栄養・健康・福祉・運動の分野から「健康栄養学」を深く追究し、学術研究のさらなる発展に貢献したいという気概をもった人材を求める。

特に本研究科では栄養を主として、健康・運動・福祉に関する専門分野における研究能力、または、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを基本的な目的としているため、これらを修得し人々の健康生活形成に寄与する研究者や高度の専門的職業人を志望する人材を求める。

3. 教育課程編成・実施の方針

公衆衛生をベースに考え、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態とするための教育を行うことに主眼をおいた「地域栄養系」と、国際社会において、組織された地域社会の努力をとおして、疾病の予防、健康寿命の延長、身体的・精神的機能の増進をはかる教育に主眼をおいた「国際栄養系」を二本柱として体系化する。つまり、「地域栄養系」は、社会福祉施設、医療施設をはじめとする臨床現場、各都道府県の健康増進施設など地域に密着した施設において、栄養を中心とした健康増進に寄与することのできる知識を学ぶ内容とする。また、「国際栄養系」は、先進国や発展途上国など世界的な視野で栄養と健康を考え、各国・各地域での健康水準や、保健医療サービスの状況を総合的に学ぶ内容とする。

4. 学位授与の方針

本研究科が目指す教育は、「論理的な思考力」と「実験・調査などのフィールドでの活動力」とのバランスが取れ、さらに高度な専門的能力を有する「健康栄養学」に精通した人材を育成することであり、臨床領域、栄養領域、公衆衛生領域等での新たな活力となる人材を輩出することである。

本研究科のカリキュラムにより、自立した研究者または高度の専門知識を有する職業人として一定の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位を授与する。

健康栄養学研究科 健康栄養学専攻 履修上の注意

1. 履修登録について

授業科目の履修にあたっては、地域栄養系もしくは国際栄養系のどちらかの履修系統を選択します。下記の修了要件等でそれぞれの系統における必修科目、選択科目を確認し、間違いのないように履修登録をしてください。

○ 修了要件等

【各系共通の要件】

基礎科目：必修 2 単位を含む 6 単位以上

専門科目：12 単位以上

専門演習科目：2 単位以上

研究科目：「健康栄養学特別総合研究」10 単位

※上記により 30 単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

【地域栄養系】

(基礎科目) 「健康栄養学概論」必修

(専門科目) 健康科学領域科目 【「健康科学特論」「給食経営管理特論」「社会福祉特論」】必修

(専門演習科目) 「食品・臨床分析学演習」「運動・機能生理学フィールドワーク」「臨床栄養管理学フィールドワーク」から 2 単位以上選択

(研究科目) 「健康栄養学特別総合研究」必修

【国際栄養系】

(基礎科目) 「健康栄養学概論」必修

(専門科目) 食文化科学領域科目 【「栄養衛生学特論」「国際栄養学特論」「食生活特論」】必修

(専門演習科目) 「国際栄養フィールドワーク」必修

(研究科目) 「健康栄養学特別総合研究」必修

2. 実習についての注意事項

地域栄養系の「臨床栄養管理学フィールドワーク」(選択科目)では授業内で国内の病院又は社会福祉施設で実習を行い、国際栄養系の「国際栄養フィールドワーク」(国際栄養系必修科目)では海外で実習を行います。実習に参加するためには成績良好で、かつ実習に耐え得る心身の健康を保持していることが条件となります。当該科目は実習に参加しなければ単位の修得はできません。履修時から下記の点に注意してください。

○ 地域栄養系の実習科目

「臨床栄養管理学フィールドワーク」(地域栄養系選択科目)

実習先：国内の病院又は社会福祉施設の実習

実習時間：病院又は社会福祉施設において 60 時間 ((例) 7 日間のフィールドワークと事前事後指導)

履修者数：最大 4 名 (希望者が 4 名を超える場合は研究科委員会にて履修者を選抜します。)

実習費用：1 週間当たり 10,000 円

※神戸女子大学大学院学則第 29 条第 1 項別表第 1 に基づく

○ 国際栄養系の実習科目

「国際栄養フィールドワーク」(国際栄養系必修科目)

実習先：インドネシア国立大学ウダヤナ大学

実習時間：60 時間 ((例) 7 日間のフィールドワークと事前事後指導)

履修者数：原則 4 名

実習に伴う費用：渡航費及び滞在費等が実費で必要となるため、履修指導時に詳しい説明を受けてください。

※特別な事情により履修の条件を充たせない可能性がある場合は必ず実習科目の担当教員に相談してください。

健康栄養学研究科 健康栄養学専攻 (修士課程)

分野	授業科目	担当教員	単位数		令和5(2023)年度 配当年次・開講期	備考	
			必修	選択		地域栄養系	国際栄養系
共通科目	データサイエンス特論	堀 桂太郎		2	1年前期		
	Academic English for Global Perspectives 特論	水野 尚之		2	1年前期		
	Academic English for Global Perspectives 演習	水野 尚之		2	1年後期		
基礎科目	健康栄養学概論	奥野、佐藤 吉川、小笠原 木村	2		1年前期	必修	必修
	栄養生理学・疫学特論	木村 大輔		2	1年後期	4 単位以上 選択	4 単位以上 選択
	食品機能・加工学特論	糸井 亜弥		2	1年後期		
	分子栄養学特論	吉川 豊		2	1年前期		
専門科目	健康科学特論	奥野 直		2	1年後期	必修	●
	給食経営管理特論	佐藤 誓子		2	1年前期		●から 6 単位以上選択
	社会福祉特論	小笠原、佐々木 泉、植戸 下司、曾田 津田		2	1年前期		●
	栄養衛生学特論	佐藤 勝昌		2	2年前期	必修	
	国際栄養学特論	松本 衣代		2	1年後期		
	食生活特論	佐藤 誓子		2	2年前期		
	スポーツ栄養学特論	糸井 亜弥 坂元 美子		2	1年後期	6 単位以上 選択	●
	予防栄養学・医学特論	斎藤 あつ子		2	2年前期		●から 6 単位以上選択
	臨床栄養学・医学特論	斎藤 あつ子		2	1年後期		●
専門演習科目	食品・臨床分析学演習	吉川 豊		1	1年後期	○ ○から 2 単位以上選択	
	運動・機能生理学フィールドワーク	奥野 直 木村 あい 重福 京子		1	1又は2年前期集中		
	臨床栄養管理学フィールドワーク	斎藤 あつ子		2	1又は2年前期集中		
	国際栄養フィールドワーク	松本 衣代		2	1又は2年前期集中		必修
研究科目	健康栄養学特別総合研究	各指導教員	10		1～2年通年	必修	必修
合 計			12	36			

◎ 共通科目（博士前期課程及び修士課程）、健康栄養学特別総合研究 10 単位及び必修科目を含め授業科目の中より任意に選択して、合計 30 単位以上を修得する。

◎ 本課程を修了するには、研究指導を受けた上、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格しなければならない。

看護学科研究会

看護学研究科の概要

1. 教育研究上の目的

本学園の建学の精神及び教育綱領に基づき、看護学研究科では、地域で活躍できる実践に裏打ちされた教育・研究者や高度専門職業人を育成することで、社会に貢献することを目的とする。

- (1) 博士前期課程では、建学の精神に則り、生命の尊厳への深い理解と実践科学としての看護の本質を探求する姿勢を育み、卓越した看護実践能力と研究能力の基盤を備えた看護職または、高度専門職業人として社会に貢献できる人材を育成する。
- (2) 博士後期課程では、建学の精神や博士前期課程の理念等を踏まえ高い倫理観と高度な教育・研究能力を備え、研究活動を通して看護学の発展に寄与する看護系教育機関の教員・研究者または、保健医療福祉施設における実践者や管理者として、社会に貢献できる人材を育成する。

【人材養成の目的】

- (1) 博士前期課程では、看護ケア開発に必要な研究の基礎的能力、教育・実践のコミュニティを育成する能力を有する教育・研究者及び地域で暮らす人々を支える高度専門職業人の育成を目指す。
- (2) 博士後期課程では、地域で暮らす人々を支援する看護ケアを開発し実践に応用できる革新的研究能力や、学際的・国際的な視点を持ちながら人や組織と連携して共同開発ができる卓越した教育能力を有する教育研究者の育成を目指す。

2. 入学者受け入れの方針

- (1) 博士前期課程では、教育研究上の目的に基づき、次のような能力や態度・資質を備えた入学者を求める。
 - ① 看護学の各専門領域の基礎的な技能を有する者
 - ② 高度専門職業人・教育者として、社会や看護学の発展に貢献する意欲がある者
 - ③ 論理的かつ柔軟に看護について探求できる者
 - ④ 生命への尊厳、倫理的感受性を持つ者
- (2) 博士後期課程では、教育研究上の目的に基づき、次のような能力や態度・資質を備えた入学者を求める。
 - ① 看護研究の特徴やプロセスを理解し、看護研究を実施するうえで必要となる研究方法論全般についての基本的能力を有する者
 - ② 看護教育および看護実践において活用される主な教育・学習理論と概念について理解し、対象に応じた高い教育能力を有する者
 - ③ グローバルな視点を持って常に世の中で起こることに課題意識や関心を持ち、高い倫理観のもとで看護研究者・看護教育者・高度専門職業人として社会や看護学の発展に貢献する熱意がある者

3. 教育課程編成・実施の方針

- (1) 博士前期課程は、看護ケア開発に必要な研究の基礎的能力、教育・実践のコミュニティを育成する能力を有する教育研究者及び地域で暮らす人々を支える高度専門職業人を育成することができる教育課程を編成する。以下に、具体的な教育課程の編成方針を示す。
 - ① 高度な看護実践家を育成する「専門看護師コース」と専門分野の教育・研究者並びに実践と研究の架け橋となる人材を育成する「研究コース」を開設する。「専門看護師コース」には高齢者看護分野、慢性看護分野、小児看護分野を設ける。「研究コース」にはコミュニティ・ケアシステム領域に看護ケア・教育学分野、看護情報学分野、高齢者看護学分野、地域看護学分野を、医療看護領域に看護実践デザイン・マネジメント分野、成人看護学分野、精神看護学分野を、成育看護領域に小児看護学分野、母性看護学分野を設ける。
 - ② カリキュラムは、高度な看護実践力や対象に応じた高い教育力、研究に必要となる基本的能力を修得する「共通科目」、各分野における専門性を高める講義科目と実習科目からなる「専門科目」、高度看護実践能力

の獲得や研究課題を焦点化し研究を展開する能力を高める演習科目からなる「演習・研究科目」で編成する。

- ③ 看護の対象者や社会のニーズの変化に応じた高度な看護実践が提供できる能力、変化に対応した看護ケアが開発できる能力、効果的なケアシステムが開発できる能力、マネジメントに携わることができる能力の修得を目指す科目を配置する。
 - ④ 地域で暮らす人々の健やかな生活を支えるための看護ケアを開発するために、実践の中から地域が求める看護課題を探求し、エビデンスを活用する能力及び成果を発信する能力を養う。
 - ⑤ 看護実践の知の創出、発展のための基礎的能力として、教育・実践のコミュニティを育成することができる能力を養う。
 - ⑥ 3名の指導教員による複数指導体制をとる。
- (2) 博士後期課程は、地域で暮らす人々を支援する看護ケアを開発し実践に応用できる革新的な研究能力や、学際的・国際的な視点を持ちながら人や組織と連携して共同開発ができる卓越した教育能力を有する教育研究者を育成することができる教育課程を編成する。以下に、具体的な教育課程の編成方針を示す。
- ① コミュニティ・ケアシステム領域に看護ケア・教育学分野、看護情報学分野、高齢者高度実践看護学分野、地域看護学分野を、医療看護領域に看護サービスイノベーション分野、精神健康看護学分野を、成育看護領域に小児看護学分野、母性看護学分野を設ける。
 - ② カリキュラムは、看護学の学術的発展を担うための基盤的能力を養う「共通科目」、各専門分野における学識を深める「専門科目」、新しいエビデンスが創造できる高度な研究能力の獲得のための看護学特別研究を含む「演習・研究科目」で編成する。
 - ③ コミュニティ・オブ・プラクティスの考え方を用いて、看護実践の知を創り出す研究者コミュニティを形成し、広範な看護課題や国内外の健康問題を解決するための能力を養う。
 - ④ 地域で暮らす人々の健やかな生活を支えるためのコミュニティ・ケアシステムの開発や革新的な看護ケアを生み出すことができる研究能力を養う。
 - ⑤ 看護の成果を教育や政策・制度へ繋げていくことで、価値の高い看護サービスを開発する能力を養うための科目を配置する。
 - ⑥ 看護学の学術的発展に貢献できる次世代を育てる卓越した教育能力を修得するための科目を配置する。
 - ⑦ 3名の指導教員による複数指導体制をとる。

4. 学位授与の方針

- (1) 博士前期課程の学位授与の方針は、教育研究上の目的に基づき、次のような能力を身につけ、修了に必要な単位を修得し、修士論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の審査及び試験に合格したものに「修士（看護学）」の学位を授与する。
- ① 研究の基本的な能力を修得している。
 - ② 対象に応じた高い教育能力を修得している。
 - ③ 専攻分野における高度な看護実践能力を修得している。
 - ④ 高度専門職業人としての倫理観と姿勢を身につけている。
 - ⑤ コミュニティヘルスケアを基盤として、人々の健やかな生活を支える能力を修得している。
- (2) 博士後期課程の学位授与の方針は、教育研究上の目的に基づき、次のような能力を身につけ、修了に必要な単位を修得し、博士論文の審査及び試験に合格した者に「博士（看護学）」の学位を授与する。
- ① 看護・医療を取り巻く社会情勢の変化を見越した、革新的な看護ケアやコミュニティ・ケアシステムを生み出すことができる高度な水準の研究能力を修得している。
 - ② 次世代の看護を担う人材を育成するための、卓越した教育能力を修得している。
 - ③ 看護における諸課題を探究し、解決に向けて総合的に思考し判断できる、高度な問題解決能力を修得している。

- ④ 看護の教育研究者として、高い倫理観を備え、学際的かつ国際的な視点で物事や現象を捉える能力を修得している。

看護学研究科 看護学専攻 履修上の注意

1. 履修登録について

授業科目の履修にあたり、博士前期課程の専門看護師コース、研究コース及び博士後期課程に設定されている必修科目や選択科目を確認のうえ、計画的に履修登録を行ってください。

○ 修了要件等

博士前期課程

【専門看護師コース】以下のとおり、合計 40 単位以上修得し、かつ修士論文（特定の課題についての研究の成果を含む）を提出し、審査及び試験に合格しなければならない。

- | | |
|-----------|---|
| (共 通 科 目) | 必修科目（小児 10 単位・慢性 12 単位・高齢者 10 単位）を含め計 14 単位以上修得 |
| (専 門 科 目) | 専攻する看護分野の必修科目を含め計 20 単位以上修得 |
| (演習・研究科目) | 専攻する看護分野の必修科目、計 6 単位修得 |

【研究コース】以下のとおり、合計 30 単位以上修得し、かつ修士論文を提出し、審査及び試験に合格しなければならない。

- | | |
|--------------|---|
| (共 通 科 目) | 必修科目 6 単位 |
| (専 門 科 目) | 専攻する看護分野の必修科目を含め計 6 単位以上修得 |
| (共通科目又は専門科目) | 共通科目又は専門科目から 2 単位以上修得 |
| (演習・研究科目) | 専攻する看護分野の必修科目、計 12 単位（精神看護及び高齢者看護は 16 単位）修得 |

※ 研究開始前に最低 1 回、研究計画発表会で発表しなければならない。

博士後期課程

以下のとおり、合計 14 単位以上修得し、かつ博士論文を提出し、審査及び試験に合格しなければならない。

- | | |
|-----------|-----------------|
| (共 通 科 目) | 必修科目を含む 4 単位修得 |
| (専 門 科 目) | 選択科目から 2 単位以上修得 |
| (演習・研究科目) | 必修科目 8 単位修得 |

※ 研究開始前に最低 1 回、研究計画発表会で発表しなければならない。

2. 実習についての注意事項

博士前期課程の専門看護師コースでは病院等の施設における実習を行います。

実習に参加する際は、「実習における事故防止・事故対応・感染予防マニュアル」及び「個人情報保護に関するマニュアル」を熟読し、責任を持って行動してください。

看護学研究科 看護学専攻

(博士前期課程)

令和5（2023）年度以降入学生用

◎必修科目 ○選択必修科目

科目区分	授業科目	主担当教員	単位数	配当年次開講期	専門看護師コース	研究コース	備考	
							専門看護師コース	研究コース
共通科目	データサイエンス特論	堀 桂太郎	2	1前			必修科目を含め14単位以上	必修
	Academic English for Global Perspectives 特論	水野 尚之	2	1前				
	Academic English for Global Perspectives演習	水野 尚之	2	1後				
	看護教育論	中岡 亜希子	2	1前	○	○		
	看護マネジメント論	洪 愛子	2	1後	○	○		
	看護理論	中岡 亜希子	2	1前	○	○		
	看護研究方法論 I	横内 光子	2	1前	○	○		
	看護研究方法論 II	東 ますみ	2	1後	○	○		
	コンサルテーション論	玉木 敦子	2	1後	○	○		
	看護倫理展開論	藤田 冬子	2	1後	○	○		
専門科目	看護政策論	洪 愛子	2	1後	○	○	必修	必修
	フィジカルアセスメント	高橋 玲比古	2	1前	○	○		
	病態生理学	高橋 玲比古	2	1前	○	○		
	臨床薬理学	洪 愛子	2	1後	○	○		
	看護ケア・教育学特論 I	中岡 亜希子	2	1前		○		
	看護ケア・教育学特論 II	中岡 亜希子	2	1後		○		
	看護情報学特論	東 ますみ	2	1前		○		
	遠隔看護特論	東 ますみ	2	1後		○		
	地域看護学特論 I	加藤 憲司	2	1前		○		
	地域看護学特論 II	加藤 憲司	2	1後		○		
専門科目	看護実践デザイン特論 I	横内 光子	2	1前		○	高齢者必修	看護実践デザイン必修
	看護実践デザイン特論 II	洪 愛子	2	1後		○		
	成人看護学特論	横内 光子	2	1前		○		
	精神看護学特論 I	玉木 敦子	2	1前		○		
	精神看護学特論 II	玉木 敦子	2	1前		○		
	精神看護学方法論	川田 美和	2	1後		○		
	母性看護学特論 I	服部 律子	2	1前		○		
	母性看護学特論 II	服部 律子	2	1後		○		
	高齢者看護学特論	藤田 冬子	2	1前	○	○		
	高齢者看護学対象論	藤田 冬子	2	1後	○	○		
専門科目	高齢者看護学方法論 I	藤田 冬子	2	1後	○	○	慢性必修	成人必修
	高齢者看護学方法論 II	藤田 冬子	2	2前	○	○		
	高齢者コミュニティサポートシステム論	藤田 冬子	2	2前	○			
	高齢者看護実習 I	藤田 冬子	2	1通又は2通	○			
	高齢者看護実習 II	藤田 冬子	3	1通又は2通	○			
	高齢者看護実習 III	藤田 冬子	3	1通又は2通	○			
	高齢者看護実習 IV	藤田 冬子	2	1通又は2通	○			
	慢性看護学特論 I	藤原 由子	2	1前	○			
	慢性看護学特論 II	藤原 由子	2	1前	○	○		
	慢性看護学方法論 I	藤原 由子	2	1前	○			
専門科目	慢性看護学方法論 II	藤原 由子	2	1後	○			
	慢性看護ケアシステム論	藤原 由子	2	2前	○			
	慢性看護実習 I	藤原 由子	4	1通又は2通	○			
	慢性看護実習 II	藤原 由子	4	1通又は2通	○			
	慢性看護実習 III	藤原 由子	2	1通又は2通	○			
	小児看護学特論 I	内 正子	2	1前	○	○	小児必修	小児必修
	小児看護学特論 II	内 正子	2	1後	○	○		
	小児看護学方法論 I	内 正子	2	1後	○			
	小児看護学方法論 II	内 正子	2	2前	○			
	小児保健医療福祉論	内 正子	2	2前	○			
専門科目	小児看護実習 I	内 正子	2	1通又は2通	○			
	小児看護実習 II	内 正子	2	1通又は2通	○			
	小児看護実習 III	内 正子	4	1通又は2通	○			
	小児看護実習 IV	内 正子	2	1通又は2通	○			
	演習 I	各 指導教員	2	1後		○	高齢者必修	高齢者必修
	演習 II a	玉木 敦子	2	2前		○		
	演習 II b	玉木 敦子	2	2前		○		
	高齢者高度実践看護演習 I	藤田 冬子	2	1後	○	○		
	高齢者高度実践看護演習 II	藤田 冬子	2	1後	○	○		
専門科目	慢性高度実践看護演習 I	藤原 由子	2	1前	○	○	慢性必修	慢性必修
	慢性高度実践看護演習 II	藤原 由子	2	1後	○	○		
	小児高度実践看護演習 I	内 正子	2	1前	○			
	小児高度実践看護演習 II	内 正子	2	1後	○			
	研究セミナー	各 指導教員	4	1通		○		
	特別研究	各 指導教員	6	2通		○		
	高齢者高度実践看護課題研究	藤田 冬子	2	2通	○			
	慢性高度実践看護課題研究	藤原 由子	2	2通	○			
	小児高度実践看護課題研究	内 正子	2	2通	○			
	合 計						40単位	30単位

◎専門看護師コースの場合、共通科目（博士前期課程及び修士課程）、「高齢者高度実践看護課題研究」（2単位）又は「慢性高度実践看護課題研究」（2単位）又は「小児高度実践看護課題研究」（2単位）及び必修科目を含め、授業科目の中より任意に選択して、合計40単位以上を修得する。

◎研究コースの場合、共通科目（博士前期課程及び修士課程）、「特別研究」（6単位）及び必修科目を含め、授業科目の中より任意に選択して、合計30単位以上を修得する。

◎本課程を修了するには、研究指導を受けた上、修士論文（特定の課題についての研究の成果を含む）を提出し、審査及び最終試験に合格しなければならない。
◎早期修了を目指す1年生は、2年次開講科目を1年次に履修することが可能である。

看護学研究科 看護学専攻

(博士後期課程)

令和5（2023）年度以降入学生用

科目区分	授業科目	主担当教員	単位数		配当年次 開講期	備考
			必修	選択		
共通科目	理論看護学	中岡 亜希子	2		1前	4単位
	看護学研究	東 ますみ	2		1前	
専門科目	看護ケア・教育学特論	中岡 亜希子		2	1・2前	2単位以上
	看護情報学特論	東 ますみ		2	1・2前	
	高齢者高度実践看護学特論	藤田 冬子		2	1・2前	
	地域看護学特論	加藤 憲司		2	1・2前	
	看護サービスイノベーション特論	洪 愛子		2	1・2前	
	精神健康看護学特論	玉木 敦子		2	1・2前	
	小児看護学特論	内 正子		2	1・2前	
	母性看護学特論	服部 律子		2	1・2前	
研究演習科目	看護学演習	各指導教員	2		1・2後	8単位
	看護学特別研究	各指導教員	6		1～3通	

◎「看護学特別研究」6単位及び必修科目を含め授業科目の中より任意に選択して合計14単位以上を修得する。

◎本課程を修了するには、研究指導を受けた上、博士論文を提出し、審査及び試験に合格しなければならない。

神戸女子大学大学院諸規則

目 次

神戸女子大学大学院学則（抄）	41
神戸女子大学学位規程（抄）	62
神戸女子大学大学院家政学研究科規程	69
神戸女子大学大学院家政学研究科修士論文の審査に関する内規	71
神戸女子大学大学院家政学研究科課程博士論文の審査に関する内規	72
神戸女子大学大学院家政学研究科論文博士論文の審査に関する内規	73
神戸女子大学大学院家政学研究科修士及び課程博士提出論文に関する内規	74
神戸女子大学大学院家政学研究科論文博士提出論文に関する内規	76
神戸女子大学大学院家政学研究科修士及び課程博士学位論文の審査基準に関する内規	78
神戸女子大学大学院家政学研究科論文博士学位論文の審査に関する内規	80
家政学研究科修士・博士論文の形式に関する申し合わせ	81
神戸女子大学大学院文学研究科規程	82
神戸女子大学大学院文学研究科修士論文の提出に関する内規	84
文学研究科修士論文執筆要領	85
神戸女子大学大学院文学研究科博士論文の提出に関する内規	87
神戸女子大学大学院文学研究科修士論文の評価及び学内進学に関する内規	89
神戸女子大学大学院健康栄養学研究科規程	90
神戸女子大学大学院健康栄養学研究科実習指導・国家試験等支援対策室規程	92
神戸女子大学大学院健康栄養学研究科修士論文の審査に関する内規	93
神戸女子大学大学院健康栄養学研究科修士課程提出論文に関する内規	94
神戸女子大学大学院健康栄養学研究科修士課程学位論文の審査基準に関する内規	96
神戸女子大学大学院看護学研究科規程	97
神戸女子大学大学院看護学研究科修士論文の審査に関する内規	99
神戸女子大学大学院看護学研究科博士論文の審査に関する内規	100
神戸女子大学大学院看護学研究科修士及び課程博士学位論文の審査基準に関する内規	101
神戸女子大学大学院看護学研究科修士及び博士論文の提出に関する申し合わせ	103
神戸女子大学大学院看護学研究科実習指導・資格試験等支援対策室規程	105
神戸女子大学大学院 長期履修学生に関する取り扱い規程	106
神戸女子大学大学院授業料等免除規程	109
神戸女子大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程	111
神戸女子大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会規則	112
神戸女子大学大学院外国人留学生授業料減免規程	114
神戸女子大学大学院研究生規程	115
神戸女子大学大学院聴講生規程	117
神戸女子大学大学院科目等履修生規程	118
他大学院との単位互換に関する規程	119
神戸女子大学大学院における単位互換生受入規程	120
神戸女子大学大学院授業料等未納者の除籍等に関する取扱規程	122

神戸女子大学大学院学則（抄）

第1章 総 則

（大学院の目的）

第1条 神戸女子大学大学院（以下「大学院」という。）は、本学の建学精神に基づき、専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の向上進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院の設置する各専攻における人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的については別に定める。

（自己点検及び評価）

第1条の2 本大学院の教育研究水準の向上をはかり、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

（課程と目的）

第2条 大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

2 博士課程は、博士前期課程と博士後期課程に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

3 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

4 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（修業年限）

第3条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年とする。

3 標準修業年限で課程を修了することが困難であり、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修する者（以下、「長期履修学生」という。）の修業年限は、修士課程及び博士前期課程においては3年又は4年、博士後期課程においては4年、5年又は6年とする。長期履修学生に関する取扱いについては別に定める。

（在学年数）

第4条 大学院における在学年数は、修士課程及び博士前期課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年を超えて在学することはできない。

（研究科）

第5条 大学院に、次の研究科を置く。

家政学研究科

文学研究科

健康栄養学研究科

看護学研究科

(専攻)

第6条 各研究科の専攻は、次のとおりとする。

研究科	専攻
家政学研究科	食物栄養学専攻
	生活造形学専攻
文学研究科	日本文学専攻
	英文学専攻
	日本史学専攻
	教育学専攻
健康栄養学研究科	健康栄養学専攻
看護学研究科	看護学専攻

(学生定員)

第7条 研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程又は博士前期課程		博士後期課程		合計 収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
家政学研究科	食物栄養学専攻	8名	16名	2名	6名	22名
	生活造形学専攻	6	12	2	6	18
文学研究科	日本文学専攻	4	8	2	6	14
	英文学専攻	4	8	2	6	14
	日本史学専攻	4	8	2	6	14
	教育学専攻	4	8	2	6	14
健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	4	8	—	—	8
看護学研究科	看護学専攻	8	16	3	9	25
合 計		42	84	15	45	129

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の2期に分ける。

(1) 前期 4月1日から原則として同年9月30日まで

(2) 後期 原則として10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 11月11日

- (4) 春季、夏季および冬季休業日に関しては、別に定める本学の学年暦による。
- 2 必要が有る場合、前項の休業日を変更し、授業を行うことがある。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 入学、編入学、再入学、退学、休学、復学及び除籍

(入学の時期)

第11条 入学の時期は学年の初めとする。

(入学資格)

第12条 本大学院の修士課程及び博士前期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 学士の学位を有する者
(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
(3) 文部科学大臣の指定した者
(4) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと本大学院において認められた者
(5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 大学院の博士後期課程への進学及び編入学をすることのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。
ただし、看護学研究科看護学専攻博士後期課程においては、女子に限定しない。

- (1) 修士の学位を有する者
(2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
(3) 文部科学大臣の指定した者
(4) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第13条 大学院に入学を志願する者は、大学院所定の入学手続きによって願い出るものとする。

(入学の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、学力及び人物について選考する。

(入学許可)

第15条 前条の選考の結果、合格した者は入学金並びに授業料、教育・施設充実費（以下「授業料等」という。）を納入り、所定の入学手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を明記し、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 退学に関するその他の事項は、別に定める。

(再入学)

第16条の2 本大学院を退学した者が、再入学を希望する場合は、保証人連署の上願い出て、許可を受けなければならない。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年次について、学長が決定する。

(休学)

第17条 疾病その他のやむを得ない事由により、長期にわたり修学することのできない者は、その事由を明記し、

学長に休学を願い出て、その許可を得なければならない。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は、修士課程及び博士前期課程にあっては通算2年、博士後期課程にあっては通算3年を超えることができない。

2 休学の期間は在学年数に算入しない。

3 休学に関するその他の事項は、別に定める。

(復学)

第19条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

2 復学に関するその他の事項は、別に定める。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第4条に規定する在学年限を超えた者

(2) 第18条第1項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

2 除籍に関するその他の事項は、別に定める。

第4章 教育課程、履修方法及び教育方法の特例

(教育課程及び履修方法)

第21条 専攻の授業科目、単位数及び履修方法については、別表においてこれを定める。

2 単位数の計算については、神戸女子大学学則第22条を準用する。

3 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(教育方法の特例)

第21条の2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第21条の3 教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることがある。ただし、認定できる単位数は15単位を上限とする。

(入学前の大学院における授業科目の履修)

第21条の4 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、本大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、15単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。なお、本条及び前条において、本学において修得したとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

第5章 課程の修了及び学位授与

(課程修了の要件)

第22条 修士課程及び博士前期課程の修了には、大学院に2年以上在学し、家政学研究科にあっては食物栄養学専攻34単位以上、生活造形学専攻32単位以上、文学研究科にあっては40単位以上、健康栄養学研究科にあっては健康栄養学専攻30単位以上、看護学研究科看護学専攻にあっては専門看護師コース40単位以上、研究コース30単位以上を修得し、大学院の行う修士の学位論文（看護学研究科における特定の課題についての研究の成果を含む。）の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士後期課程の修了には、大学院に5年（博士前期課程の2年を含む。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査及び試験に合格することを必要とする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績を上げた者については、博士前期課程と博士後期課程を通算して3年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 博士後期課程の修了には、家政学研究科及び文学研究科にあっては12単位以上の修得を必要とし、看護学研究科にあっては14単位以上の修得を必要とする。

(学位の授与)

第23条 前条の課程を修了した者に対しては、学位規程に基づき、学長が学位を授与する。

(課程を経ない者の博士学位の授与)

第24条 前条に定めるもののほか、博士の学位は、論文を提出して大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に対して授与することができる。

(学位の名称等)

第25条 大学院において授与する学位及び専攻分野の名称については、学位規程の定めるところによる。

第6章 教員組織

(教員の組織)

第26条 本大学院における授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に規定する資格に該当する本学の教授をもってこれに充てる。この場合において、当該授業を担当すべき教授を欠く場合その他特別の事情があるときは、准教授、助教又は講師をもってこれに充てることができる。

第7章 運営組織

第27条（削除）

(研究科委員会)

第28条 大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、各研究科の授業を担当する専任教員をもって組織する。
- 3 研究科委員会の運営は、研究科の長がこれに当たる。
- 4 研究科委員会は研究科長が招集し、その議長となる。
- 5 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び課程の修了
 - (2) 学位の授与

- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 6 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の教授会が置かれる組織の長（以下の項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 学生の褒賞に関する事項
 - (2) 大学院に関する規程の改廃に関する事項
 - (3) その他の教育・研究に関する重要な事項
- 7 大学院担当教員の教育研究業績等の審査に関する内規は別に定める。

第8章 入学検定料及び学納金

(入学検定料、学納金の金額)

第29条 本大学院の入学検定料は別表第1のとおりとする。

- 2 本学大学院の学納金は、入学金、授業料、教育・施設充実費、実習費とし、別表第1に定める額とする。なお、長期履修学生の授業料等については、別表第2のとおりとする。ただし、次の各号の一つに該当する時は、この限りではない。
- (1) 本学を卒業し、修士課程及び博士前期課程に入学する者の入学金は半減するものとする。
 - (2) 本学修士課程及び博士前期課程を修了し、博士後期課程に進学する者については入学金を徴収しない。
 - (3) 再入学を許可された者については、入学金を徴収しない。

(納入時期)

第30条 授業料等は、前・後期に分けて所定の期日までに納入しなければならない。

2 実習費は、実習時期に応じて納入するものとする。

(休学の場合の授業料)

第31条 休学を許可され、また命じられた者については、休学期間中の授業料等は免除されるが、休学中の在籍料として半期単位で3万円を納入しなければならない。

(納入金の不返還)

第32条 納入した入学検定料、学納金は一切返還しない。

第9章 賞 罰

(表彰)

第33条 学生が、学業の極めて優秀なときは、学長はこれを表彰することができる。

(懲戒)

第34条 学生が、大学院学則に違反し、若しくは本学の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったとき、学長はこれを懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 成業の見込みがないと認められる者
 - (2) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - (3) 正当な理由なく学業を怠る者
- 4 懲戒に関するその他の事項は、別に定める。

第10章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第35条 教育職員免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 博士前期課程において、当該所要資格を取得できる専修免許状の免許教科等の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類
家政学研究科	食物栄養学専攻	中学校・高等学校 家庭 栄養教諭
	生活造形学専攻	中学校・高等学校 家庭
文学研究科	日本文学専攻	中学校・高等学校 国語
	英文学専攻	中学校・高等学校 英語
	日本史学専攻	中学校 社会
	教育学専攻	高等学校 地理歴史 小学校・幼稚園

第11章 研究生、聴講生、科目等履修生及び単位互換生

(研究生)

第36条 大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考の上研究生として許可することがある。

2 研究生に関し必要な規程は、別に定める。

(聴講生)

第37条 大学院において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考の上聴講生として許可することがある。

2 聴講生に関し必要な規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第38条 本大学院の一部又は複数の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考の上科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な規程は、別に定める。

(単位互換生)

第39条 本大学院に単位互換制度を設ける。

2 単位互換生の取扱いについては別に定める規程によるものとする。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。(健康栄養学研究科設置に伴う改正)

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行前に在学する学生については、従前のこととする。(看護学研究科設置に伴う改正、授業料及び教育・施設充実費の改正)

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。ただし、改正後の表「文学研究科 前期課程及び後期課程の授業科目等」については、これを適用する。

附 則

第1条 この学則は、令和3年4月1日から施行する。(学外実習費の改正、履修方法の一部改正)

第2条 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。ただし、第21条第3項から第5項については、令和2年度から適用する。

附 則

第1条 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行前に在学する学生については、第31条を除き、なお、従前の例による。

附 則

第1条 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

〈別表第1〉

令和3年4月1日より施行

入学検定料	文学研究科 家政学研究科 健康栄養学研究科 看護学研究科	30,000 円
入 学 金	文学研究科 家政学研究科 健康栄養学研究科 看護学研究科	200,000 円
授業料（年額）	文学研究科 家政学研究科 健康栄養学研究科 看護学研究科	600,000 円
教育・施設充実費（年額）	文学研究科	日本文学専攻
		英文学専攻
		日本史学専攻
		教育学専攻
	家政学研究科	食物栄養学専攻
		生活造形学専攻
	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻
実習費（学外実習費）	看護学研究科	看護学専攻
	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻 (1週間当たり) 海外実習を除く
	看護学研究科	看護学専攻 専門看護師コース 5,000 円 (実習年度毎) (※1)

上記別表に記した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

※1 実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合、請求全額を別途徴収する。

〈別表第2〉

長期履修学生

令和5年4月1日より施行

授業料 (年額)	文学研究科 家政学研究科 健康栄養学研究科 (修士課程のみ) 看護学研究科	博士前期課程 修士課程	(長期履修3年) 400,000円 (長期履修4年) 300,000円
		博士後期課程	(長期履修4年) 450,000円 (長期履修5年) 360,000円 (長期履修6年) 300,000円
教育・施設 充実費 (年額)	文学研究科	日本文学専攻	40,000円
		英文学専攻	
		日本史学専攻	
	家政学研究科	教育学専攻	72,000円
		食物栄養学専攻	120,000円
実習費 (学外実習費)	健康栄養学研究科	生活造形学専攻	88,000円
	看護学研究科	健康栄養学専攻	104,000円
		看護学専攻	150,000円
	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	10,000円 (1週間当たり) (海外実習を除く)
	看護学研究科	看護学専攻専門看護師 コース	5,000円 (実習年度毎) ^(※1)

長期履修の場合、授業料のみ 年間授業料×標準修業年限÷長期履修期間 となる。

(履修期間を変更する場合は、納入する授業料が修了時に 年間授業料×標準修業年限 となるよう残余年数で按分する。)

上記別表に記した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

※1 実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合、請求金額を別途徴収する。

共通科目（博士前期課程及び修士課程）

家政学研究科 文学研究科 健康栄養学研究科 看護学研究科

令和4年度以降入学生用

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
データサイエンス特論		2	
Academic English for Global Perspectives 特論		2	
Academic English for Global Perspectives 演習		2	

家政学研究科 教育課程の概要
食物栄養学専攻（博士前期課程）

令和4年度以降入学生用

授業科目	授業を行なう年次	単位数		備考	授業科目	授業を行なう年次	単位数		備考
		必修	選択				必修	選択	
食品化学特論	1又は2		2	☆	食品微生物学演習a	1又は2		2	※
食品分析学特論	1又は2		2	☆	食品微生物学演習b	1又は2		2	※
食品加工学特論	1又は2		2	※	栄養学演習a	1又は2		2	☆
調理科学特論	1又は2		2	※	栄養学演習b	1又は2		2	☆
食品衛生学特論	1又は2		2	※	栄養化学演習a	1又は2		2	※
食品微生物学特論	1又は2		2	※	栄養化学演習b	1又は2		2	※
栄養学特論	1又は2		2	☆	生化学演習Ia	1又は2		2	※
栄養化学特論	1又は2		2	※	生化学演習Ib	1又は2		2	※
生化学特論I	1又は2		2	※	生化学演習IIa	1又は2		2	☆
生化学特論II	1又は2		2	☆	生化学演習IIb	1又は2		2	☆
生物化学特論	1又は2		2	※	生物化学演習a	1又は2		2	※
生物統計学特論	1又は2		2	※	生物化学演習b	1又は2		2	※
栄養生理学特論	1又は2		2	☆	栄養生理学演習a	1又は2		2	☆
臨床栄養学特論I	1又は2		2	※	栄養生理学演習b	1又は2		2	☆
臨床栄養学特論II	1又は2		2		臨床栄養学演習Ia	1又は2		2	※
臨床栄養管理学特論	1又は2		2		臨床栄養学演習Ib	1又は2		2	※
病態栄養学特論	1又は2		2	☆	臨床栄養学演習IIa	1又は2		2	
食品化学演習a	1又は2		2	☆	臨床栄養学演習IIb	1又は2		2	
食品化学演習b	1又は2		2	☆	臨床栄養管理学演習a	1又は2		2	
食品分析学演習a	1又は2		2	☆	臨床栄養管理学演習b	1又は2		2	
食品分析学演習b	1又は2		2	☆	病態栄養学演習a	1又は2		2	
食品加工学演習a	1又は2		2	※	病態栄養学演習b	1又は2		2	☆
食品加工学演習b	1又は2		2	※	家政学研究特別講義a	1又は2	1		☆
調理科学演習a	1又は2		2	※	家政学研究特別講義b	1又は2	1		
調理科学演習b	1又は2		2	※	特別研究a	1又は2	7		
食品衛生学演習a	1又は2		2	※	特別研究b	1又は2	7		
食品衛生学演習b	1又は2		2	※	合 計		16	98	

- 博士前期課程共通科目、特別研究14単位及び必修科目を含め授業科目の中より任意に選択して、合計34単位以上を修得する。
 - 教育職員免許状（専修）の所要資格を取得しようとする者は、※印（家庭科）又は☆印（栄教）の科目から教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位（24単位以上）を修得しなければならない（但し、一種免許状を有している者）。
- (注)「1又は2」は1年次又は2年次に開講する。

家政学研究科 教育課程の概要
生活造形学専攻（博士前期課程）

令和4年度以降入学生用

授業科目	授業を行う年次	単位数		備考	授業科目	授業を行う年次	単位数		備考
		必修	選択				必修	選択	
被服造形学特論	1又は2	2		※	生活プロジェクト演習a	1又は2		2	
生活造形材料学特論	1又は2	2		※	生活プロジェクト演習b	1又は2		2	
服飾学特論	1又は2	2		* 特論の中から6単位必修	家政学研究特別講義a	1又は2	1		
生活環境生理学特論	1又は2	2			家政学研究特別講義b	1又は2	1		
住生活文化学特論	1又は2	2			被服造形学特別研究a	1又は2			
地域居住学特論	1又は2	2			被服造形学特別研究b	1又は2			
人間工学特論	1又は2	2			生活造形材料学特別研究a	1又は2			
家政教育学特論	1又は2	2			生活造形材料学特別研究b	1又は2			
生活経営学特論	1又は2	2			服飾学特別研究a	1又は2			
生活プロジェクト特論	1又は2	2			服飾学特別研究b	1又は2			
被服造形学演習a	1又は2	2		※	生活環境生理学特別研究a	1又は2			*14 (1科目7単位×2科目)
被服造形学演習b	1又は2	2		※	生活環境生理学特別研究b	1又は2			
生活造形材料学演習a	1又は2	2		※	住生活文化学特別研究a	1又は2			
生活造形材料学演習b	1又は2	2		※	住生活文化学特別研究b	1又は2			
服飾学演習a	1又は2	2		※	地域居住学特別研究a	1又は2			
服飾学演習b	1又は2	2		※	地域居住学特別研究b	1又は2			
生活環境生理学演習a	1又は2	2		※	人間工学特別研究a	1又は2			
生活環境生理学演習b	1又は2	2		※	人間工学特別研究b	1又は2			
住生活文化学演習a	1又は2	2		※	家政教育学特別研究a	1又は2			
住生活文化学演習b	1又は2	2		※	家政教育学特別研究b	1又は2			
地域居住学演習a	1又は2	2		※	生活経営学特別研究a	1又は2			
地域居住学演習b	1又は2	2		※	生活経営学特別研究b	1又は2			
人間工学演習a	1又は2	2		※	生活プロジェクト特別研究a	1又は2			
人間工学演習b	1又は2	2		※	生活プロジェクト特別研究b	1又は2			
家政教育学演習a	1又は2	2		※					
家政教育学演習b	1又は2	2		※					
生活経営学演習a	1又は2	2		※					
生活経営学演習b	1又は2	2		※					
合 計							16	60	

◎ 共通科目（博士前期課程及び修士課程）、特別研究14単位及び必修科目を含め授業科目の中より任意に選択して、合計32単位以上を修得する。

◎ 教育職員免許状（専修）の所要資格を取得しようとする者は、※印の科目から教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位（24単位以上）を修得しなければならない（但し、一種免許状を有している者）。

（注）「1又は2」は1年次又は2年次に開講する。

家政学研究科 教育課程及び研究指導の概要

家政学研究科（博士後期課程）

授業科目

令和2年度以降入学生用

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
食物栄養学特別研究Ⅰ		2	12単位以上必修
食物栄養学特別研究Ⅱ		2	
食物栄養学特別研究Ⅲ		2	
食物栄養学特別研究Ⅳ		2	
食物栄養学特別研究Ⅴ		2	
食物栄養学特別研究Ⅵ		2	
生活造形学特別研究Ⅰ		2	
生活造形学特別研究Ⅱ		2	
生活造形学特別研究Ⅲ		2	
生活造形学特別研究Ⅳ		2	
生活造形学特別研究Ⅴ		2	
生活造形学特別研究Ⅵ		2	
食品化学特論・演習		2	
食品分析学特論・演習		2	
調理科学特論・演習		2	
食品衛生学特論・演習		2	
食品微生物学特論・演習		2	
栄養学特論・演習		2	
栄養化学特論・演習		2	
生化学特論・演習		2	
生物統計学特論・演習		2	
栄養生理学特論・演習		2	
臨床栄養学特論・演習		2	
病態栄養学特論・演習		2	
生活造形材料学特論・演習		2	
生活環境生理学特論・演習		2	
住生活文化学特論・演習		2	
地域居住学特論・演習		2	
人間工学特論・演習		2	
家政教育学特論・演習		2	
生活経営学特論・演習		2	

○ 特別研究の修得順序は、原則として I → II → III → IV → V → VI とする。

○ 授業科目を体系的に履修するために、授業科目の選択は指導教員の指導を受けるものとする。

【修了要件】

授業科目から12単位以上を修得しなければならない。

本課程を修了するには、研究指導を受けた上、博士論文を提出し、審査及び試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績を上げた者については、前期課程と後期課程を通算して3年以上在学すれば足りるものとする。

文学研究科 前期課程及び後期課程の授業科目等

日本文学専攻

令和4年度以降入学生用

授業科目	単位数		備考	授業科目	単位数		備考
	必修	選択			必修	選択	
日本文学特論 I a	2	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	8単位以上必修	日本文学演習 V a	2	2	※
日本文学特論 I b	2			日本文学演習 V b	2	2	※
日本文学特論 II a	2			日本文学史演習 a	2	2	
日本文学特論 II b	2			日本文学史演習 b	2	2	
日本文学特論 III a	2			日本語学演習 I a	2	2	※
日本文学特論 III b	2			日本語学演習 I b	2	2	※
日本文学特論 IV a	2			日本語学演習 II a	2	2	※
日本文学特論 IV b	2			日本語学演習 II b	2	2	※
日本文学特論 V a	2			日本文学特殊研究 I a	2	2	
日本文学特論 V b	2			日本文学特殊研究 I b	2	2	
日本文学史特論 a	2			日本文学特殊研究 II a	2	2	
日本文学史特論 b	2			日本文学特殊研究 II b	2	2	
日本語学特論 I a	2			日本文学特殊研究 III a	2	2	
日本語学特論 I b	2			日本文学特殊研究 III b	2	2	
日本語学特論 II a	2			日本文学特殊研究 IV a	2	2	
日本語学特論 II b	2			日本文学特殊研究 IV b	2	2	
日本文学演習 I a	2	※ ※ ※ ※ ※ ※	8単位以上必修	日本語学特殊研究 a	2	2	
日本文学演習 I b	2			日本語学特殊研究 b	2	2	
日本文学演習 II a	2			中国文学特殊研究 a	2	2	
日本文学演習 II b	2			中国文学特殊研究 b	2	2	
日本文学演習 III a	2			論文指導演習 a	2	2	
日本文学演習 III b	2			論文指導演習 b	2	2	
日本文学演習 IV a	2			学位論文	○	2	
日本文学演習 IV b	2						

- ◎ 前期課程の学生は備考欄に上げた必修単位数を充たした上、共通科目（博士前期課程及び修士課程）、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を加えて、合計 40 単位以上修得しなければならない。
- ◎ 後期課程の学生は指導教員に係る授業科目 12 単位以上を修得するほか、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を修得することが望ましい。
- ◎ 本大学院において教育職員免許状（専修免許状）を取得しようとする者は、自専攻の課程認定科目（※印）の中から教育職員免許法及び同法施行規則等に定める必要単位数（一種免許状 + 24 単位以上）を修得しなければならない。ただし、該当する一種普通免許状を有する者に限る。
- ◎ 同一年度内の別の時間帯（昼と夜など）に、同一科目（講義や演習の内容が同じである）を履修する場合は、履修登録・単位認定は、いずれか一方のみとする。
- ◎ 論文指導演習は、必修科目とし、毎年履修しなければならない。

文学研究科 前期課程及び後期課程の授業科目等

英文学専攻

令和5年度以降入学生用

授業科目	単位数		備考	授業科目	単位数		備考
	必修	選択			必修	選択	
英文学特論 I a		2	※	応用言語学演習(英語教育) a		2	※
英文学特論 I b		2	※	応用言語学演習(英語教育) b		2	※
英文学特論 II a		2	※	英語学演習 a		2	※
英文学特論 II b		2	※	英語学演習 b		2	※
米文学特論 I a		2	※	国際言語文化学演習 a		2	※
米文学特論 I b		2	※	国際言語文化学演習 b		2	※
米文学特論 II a		2	※ 8単位	英文学特殊研究 I a		2	
米文学特論 II b		2	※ 以上必修	英文学特殊研究 I b		2	
応用言語学特論(英語教育) a		2	※	英文学特殊研究 II a		2	
応用言語学特論(英語教育) b		2	※	英文学特殊研究 II b		2	
英語学特論 a		2	※	米文学特殊研究 I a		2	
英語学特論 b		2	※	米文学特殊研究 I b		2	
国際言語文化学特論 a		2	※	米文学特殊研究 II a		2	
国際言語文化学特論 b		2	※	米文学特殊研究 II b		2	
英文学演習 I a		2	※	英語学特殊研究 a		2	
英文学演習 I b		2	※	英語学特殊研究 b		2	
英文学演習 II a		2	※	論文指導演習 a	2		
英文学演習 II b		2	※ 8単位	論文指導演習 b	2		
米文学演習 I a		2	※ 以上必修	学位論文 ○			
米文学演習 I b		2	※				
米文学演習 II a		2	※				
米文学演習 II b		2	※				

- 前期課程の学生は備考欄に上げた必修単位数を充たした上、共通科目（博士前期課程及び修士課程）、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を加えて、合計 40 単位以上修得しなければならない。
- 後期課程の学生は指導教員に係る授業科目 12 単位以上を修得するほか、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を修得することが望ましい。
- 本大学院において教育職員免許状（専修免許状）を取得しようとする者は、自専攻の課程認定科目（※印）の中から教育職員免許法及び同法施行規則等に定める必要単位数（一種免許状 + 24 単位以上）を修得しなければならない。ただし、該当する一種普通免許状を有する者に限る。
- 同一年度内の別の時間帯（昼と夜など）に、同一科目（講義や演習の内容が同じである）を履修する場合は、履修登録・単位認定は、いずれか一方のみとする。
- 論文指導演習は、必修科目とし、毎年履修しなければならない。

文学研究科 前期課程及び後期課程の授業科目等

日本史学専攻

令和4年度以降入学生用

授業科目	単位数		備考	授業科目	単位数		備考
	必修	選択			必修	選択	
日本史学特論 I a	2		※	日本史学演習 VI b	2		
日本史学特論 I b	2		※	日本民俗学演習 a	2		※
日本史学特論 II a	2		※	日本民俗学演習 b	2		※
日本史学特論 II b	2		※	日本史学特殊研究 I a	2		
日本史学特論 III a	2		※	日本史学特殊研究 I b	2		
日本史学特論 III b	2		※	日本史学特殊研究 II a	2		
日本史学特論 IV a	2		※	日本史学特殊研究 II b	2		
日本史学特論 IV b	2		※	日本史学特殊研究 III a	2		
日本史学特論 V a	2		※	日本史学特殊研究 III b	2		
日本史学特論 V b	2		※	日本史学特殊研究 IV a	2		
日本史学特論 VI a	2			日本史学特殊研究 IV b	2		
日本史学特論 VI b	2			日本史学特殊研究 V a	2		
日本民俗学特論 a	2		※	日本史学特殊研究 V b	2		
日本民俗学特論 b	2		※	東洋史学特殊研究 a	2		※
日本史学演習 I a	2		※	東洋史学特殊研究 b	2		※
日本史学演習 I b	2		※	西洋史学特殊研究 a	2		※
日本史学演習 II a	2		※	西洋史学特殊研究 b	2		※
日本史学演習 II b	2		※	東洋史学演習 a	2		※
日本史学演習 III a	2		※	東洋史学演習 b	2		※
日本史学演習 III b	2		※	西洋史学演習 a	2		※
日本史学演習 IV a	2		※	西洋史学演習 b	2		※
日本史学演習 IV b	2		※	論文指導演習 a	2		
日本史学演習 V a	2		※	論文指導演習 b	2		
日本史学演習 V b	2		※	学位論文	○		
日本史学演習 VI a	2						

- 前期課程の学生は備考欄に上げた必修単位数を充たした上、共通科目（博士前期課程及び修士課程）、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を加えて、合計 40 単位以上修得しなければならない。
- 後期課程の学生は指導教員に係る授業科目 12 単位以上を修得するほか、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を修得することが望ましい。
- 本大学院において教育職員免許状（専修免許状）を取得しようとする者は、自専攻の課程認定科目（※印）の中から教育職員免許法及び同法施行規則等に定める必要単位数（一種免許状 + 24 単位以上）を修得しなければならない。ただし、該当する一種普通免許状を有する者に限る。
- 同一年度内の別の時間帯（昼と夜など）に、同一科目（講義や演習の内容が同じである）を履修する場合は、履修登録・単位認定は、いずれか一方のみとする。
- 論文指導演習は、必修科目とし、毎年履修しなければならない。

文学研究科 前期課程及び後期課程の授業科目等

教育学専攻

令和5年度以降入学生用

授業科目	単位数		備考	授業科目	単位数		備考
	必修	選択			必修	選択	
教育学特論 I a		2	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	教育学演習 IV a		2	※ ※ 8 単位以上必修 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
教育学特論 I b		2		教育学演習 IV b		2	
教育学特論 II a		2		教育学演習 V a		2	
教育学特論 II b		2		教育学演習 V b		2	
教育学特論 III a		2		教育心理学演習 I a		2	
教育学特論 III b		2		教育心理学演習 I b		2	
教育学特論 IV a		2		教育心理学演習 II a		2	
教育学特論 IV b		2		教育心理学演習 II b		2	
教育学特論 V a		2		教育心理学演習 III a		2	
教育学特論 V b		2		教育心理学演習 III b		2	
教育心理学特論 I a		2		臨床心理学演習 I a		2	
教育心理学特論 I b		2		臨床心理学演習 I b		2	
教育心理学特論 II a		2		臨床心理学演習 II a		2	
教育心理学特論 II b		2		臨床心理学演習 II b		2	
教育心理学特論 III a		2		教育学特殊研究 I a		2	
教育心理学特論 III b		2		教育学特殊研究 I b		2	
臨床心理学特論 I a		2		教育学特殊研究 II a		2	
臨床心理学特論 I b		2		教育学特殊研究 II b		2	
臨床心理学特論 II a		2		教育学特殊研究 III a		2	
臨床心理学特論 II b		2		教育学特殊研究 III b		2	
教育学演習 I a		2	※ ※ ※ ※ ※ ※	教育学特殊研究 IV a		2	
教育学演習 I b		2		教育学特殊研究 IV b		2	
教育学演習 II a		2		論文指導演習 a	2		
教育学演習 II b		2		論文指導演習 b	2		
教育学演習 III a		2		学位論文	○		
教育学演習 III b		2					

- ◎ 前期課程の学生は備考欄に上げた必修単位数を充たした上、共通科目（博士前期課程及び修士課程）、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を加えて、合計 40 単位以上修得しなければならない。
- ◎ 後期課程の学生は指導教員に係る授業科目 12 単位以上を修得するほか、自専攻又は他専攻の授業科目の単位を修得することが望ましい。
- ◎ 本大学院において教育職員免許状（専修免許状）を取得しようとする者は、自専攻の課程認定科目（※印）の中から教育職員免許法及び同法施行規則等に定める必要単位数（一種免許状 + 24 単位以上）を修得しなければならない。ただし、該当する一種普通免許状を有する者に限る。
- ◎ 同一年度内の別の時間帯（昼と夜など）に、同一科目（講義や演習の内容が同じである）を履修する場合は、履修登録・単位認定は、いずれか一方のみとする。
- ◎ 論文指導演習は、必修科目とし、毎年履修しなければならない。

健康栄養学研究科 教育課程の概要

健康栄養学専攻（修士課程）

令和4年度以降入学生用

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
健康栄養学概論	2		必修
栄養生理学・疫学特論		2	
食品機能・加工学特論		2	
分子栄養学特論		2	
健康科学特論		2	
給食経営管理特論		2	
社会福祉特論		2	
栄養衛生学特論		2	
国際栄養学特論		2	
食生活特論		2	
スポーツ栄養学特論		2	
予防栄養学・医学特論		2	
臨床栄養学・医学特論		2	
食品・臨床分析学演習		1	
運動・機能生理学フィールドワーク		1	
臨床栄養管理学フィールドワーク		2	
国際栄養フィールドワーク		2	
健康栄養学特別総合研究	10		必修
合 計	12	30	

◎ 共通科目（博士前期課程及び修士課程）、健康栄養学特別総合研究 10 単位及び必修科目を含め授業科目の中より任意に選択して、合計 30 単位以上を修得する。

◎ 本課程を修了するには、研究指導を受けた上、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格しなければならない。

看護学研究科 教育課程の概要

看護学専攻 (博士前期課程)

令和5年度以降入学生用

授業科目	単位数		備考	授業科目	単位数		備考
	必修	選択			必修	選択	
看護教育論		2		慢性看護学方法論Ⅱ		2	
看護マネジメント論		2		慢性看護ケアシステム論		2	
看護理論	2			慢性看護実習Ⅰ		4	
看護研究方法論Ⅰ	2			慢性看護実習Ⅱ		4	
看護研究方法論Ⅱ		2		慢性看護実習Ⅲ		2	
コンサルテーション論		2		小児看護学特論Ⅰ		2	
看護倫理展開論		2		小児看護学特論Ⅱ		2	
看護政策論		2		小児看護学方法論Ⅰ		2	
フィジカルアセスメント		2		小児看護学方法論Ⅱ		2	
病態生理学		2		小児保健医療福祉論		2	
臨床薬理学		2		小児看護実習Ⅰ		2	
看護ケア・教育学特論Ⅰ		2		小児看護実習Ⅱ		2	
看護ケア・教育学特論Ⅱ		2		小児看護実習Ⅲ		4	
看護情報学特論		2		小児看護実習Ⅳ		2	
遠隔看護特論		2		演習Ⅰ		2	
地域看護学特論Ⅰ		2		演習Ⅱa		2	
地域看護学特論Ⅱ		2		演習Ⅱb		2	
看護実践デザイン特論Ⅰ		2		高齢者高度実践看護演習Ⅰ		2	
看護実践デザイン特論Ⅱ		2		高齢者高度実践看護演習Ⅱ		2	
成人看護学特論		2		慢性高度実践看護演習Ⅰ		2	
精神看護学特論Ⅰ		2		慢性高度実践看護演習Ⅱ		2	
精神看護学特論Ⅱ		2		小児高度実践看護演習Ⅰ		2	
精神看護学方法論		2		小児高度実践看護演習Ⅱ		2	
母性看護学特論Ⅰ		2		研究セミナー		4	
母性看護学特論Ⅱ		2		特別研究		6	
高齢者看護学特論		2		高齢者高度実践看護課題研究		2	
高齢者看護学対象論		2		慢性高度実践看護課題研究		2	
高齢者看護学方法論Ⅰ		2		小児高度実践看護課題研究		2	
高齢者看護学方法論Ⅱ		2					
高齢者コミュニティサポートシステム論		2					
高齢者看護実習Ⅰ		2					
高齢者看護実習Ⅱ		3					
高齢者看護実習Ⅲ		3					
高齢者看護実習Ⅳ		2					
慢性看護学特論Ⅰ		2					
慢性看護学特論Ⅱ		2					
慢性看護学方法論Ⅰ		2					

- 専門看護師コースの場合、共通科目（博士前期課程及び修士課程）、「高齢者高度実践看護課題研究」（2単位）又は「慢性高度実践看護課題研究」（2単位）又は「小児高度実践看護課題研究」（2単位）及び必修科目を含め、授業科目の中より任意に選択して、合計40単位以上を修得する。
- 研究コースの場合、共通科目（博士前期課程及び修士課程）、「特別研究」（6単位）及び必修科目を含め、授業科目の中より任意に選択して、合計30単位以上を修得する。
- 本課程を修了するには、研究指導を受けた上、修士論文（特定の課題についての研究の成果を含む）を提出し、審査及び最終試験に合格しなければならない。

看護学研究科 教育課程の概要

看護学専攻（博士後期課程）

令和5年度以降入学生用

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
理 論 看 護 学	2		
看 護 学 研 究	2		
看 護 ケ ア・教 育 学 特 論		2	
看 護 情 報 学 特 論		2	
高 齢 者 高 度 実 践 看 護 学 特 論		2	
地 域 看 護 学 特 論		2	
看 護 サ ー ビ ス イ ノ ベ ーシ ョ ン 特 論		2	
精 神 健 康 看 護 学 特 論		2	
小 児 看 護 学 特 論		2	
母 性 看 護 学 特 論		2	
看 護 学 演 習	2		
看 護 学 特 別 研 究	6		

【修了要件】

授業科目から必修科目を含め 14 単位以上を修得しなければならない。

本課程を修了するには、研究指導を受けた上、博士論文を提出し、審査及び試験に合格しなければならない。

神戸女子大学学位規程（抄）

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の規定に基づき、神戸女子大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位の授与要件）

第2条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。

3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても、博士の学位論文（以下「博士論文」という。）を提出して大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対して授与する。

（専攻分野の名称）

第3条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

（学位授与の申請）

第4条 大学院の学生が学位の授与を申請する場合は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出するものとする。

（1）修士の学位授与の申請にあっては、修士論文（神戸女子大学大学院学則第22条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）および論文等の要旨

（2）博士の学位授与の申請にあっては、学位論文審査願、博士論文、論文の要旨、履歴書及び研究業績書

2 第2条第3項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位論文審査願に前項に規定する博士論文等及び学位論文審査手数料80,000円を添えて学長に提出するものとする。

3 学位論文は1編とし、修士論文は3部、博士論文は3部提出するものとする。なお、参考として他の論文を添付することができる。

4 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。

5 受理した学位論文及び審査手数料は、返還しない。

（学位論文の審査）

第5条 学長は、前条の規定により学位授与の申請があったときは、大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に受理の可否を付託し、可とされた場合は、その審査を付託しなければならない。

（審査委員会）

第6条 研究科委員会は、前条に規定する審査を付託されたときは、学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設けるものとする。

2 審査委員会は、当該研究科委員会で選出された教員3名以上で構成するものとする。ただし、必要があるときは、研究科長は他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。この場合、研究科長は研究科委員会の意見を聴くことができる。

3 審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認を行う。

4 試験は、学位論文の内容を中心として、これに関連ある科目について筆記試験又は口頭試験により行う。

5 前項に規定する口頭試験は、原則として公開とする。

第7条（削除）

（学力の確認）

第8条 第2条第3項に規定する大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認は、

筆記試験又は口頭試験により行うものとする。

- 2 大学院博士後期課程に修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学したときから3年以内に論文提出による学位の審査を申請したときは、学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第9条 第2条第2項に規定する者の博士論文の審査及び試験は、原則として学生の在学期間に終了しなければならない。

- 2 第2条第3項に規定する者の博士論文の審査及び学力の確認は、学位授与の申請を受理した日から1年以内に終了しなければならない。

(審査の結果の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認を終了したときは、次に掲げる書類に学位を授与できるか否かの意見を添え、直ちに研究科委員会に報告しなければならない。

(1) 修士の学位にあっては、審査結果の要旨、論文審査の結果及び試験の結果

(2) 博士の学位にあっては、審査結果の要旨、論文審査の結果及び試験の結果又は学力の確認の要旨

(学位授与の決議)

第11条 研究科委員会は、前条に規定する報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを審議し、議決しなければならない。

- 2 前項の議決は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

- 3 学位の授与を決議するときは、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

- 4 研究科委員会が第1項の決議をしたときは、研究科長は、決議の結果を意見として学長に述べなければならない。この場合、文書をもって意見を述べるものとする。

(学位の授与)

第12条 学長は、研究科長の意見を聴き、学位記を授与する。

- 2 学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位授与の報告)

第13条 学長は、前条により博士の学位を授与したときは、博士学位簿に登録の上、当該学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(博士論文の要旨等の公表)

第14条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内にその博士論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表しなければならない。

(博士論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に本学の協力を得てその博士論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既にインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、本学の承認を得て、博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。

- 3 学位を授与された後に、博士論文を公表する場合には、神戸女子大学において審査を受けた博士論文であることを明記しなければならない。

(学位の名称)

第16条 本学の修士又は博士の学位を授与された者が、修士又は博士の学位の名称を用いるときは、「神戸女子大学」と付記するものとする。

(学位の取消し)

第17条 本学において修士又は博士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、研究科委員会の意見を聴き、修士又は博士の学位を取消すものとする。

(1) 不正の方法によって修士又は博士の学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) その名誉を汚す行為があったとき。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別記様式第1号から別記様式第5号までとする。

(改正)

第19条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会及び研究科委員会の意見を聞くことができる。

別表第1（第3条第1項関係）

学士の学位に付記する専攻分野

学部名	学科・課程	専攻分野の名称
文学部	日本語 日本文学科	日本語日本文学
	英語 英米文学科	英語英米文学
	国際教養学科	国際教養学
	史学科	歴史学
	教育学科	教育学
健康福祉学部	社会福祉学科	社会福祉学
	健康スポーツ栄養学科	栄養学
家政学部	家政学科	家政学
	管理栄養士養成課程	栄養学
看護学部	看護学科	看護学
心理学部	心理学科	心理学

別表第2（第3条第2項関係）

修士及び博士の学位に付記する専攻分野

研究科名	専攻	専攻分野の名称	
		修士	博士
家政学研究科	食物栄養学専攻	食物栄養学	食物栄養学
	生活造形学専攻	生活造形学	生活造形学
文学研究科	日本文学専攻	日本文学	日本文学
	英文学専攻	英文学	英文学
	日本史学専攻	日本史学	日本史学
	教育学専攻	教育学	教育学
健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	健康栄養学	-
看護学研究科	看護学専攻	看護学	看護学

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表第2（健康栄養学研究科設置に伴う改正）

別記様式第5（（修士課程修了の学位記）の追加）

附 則

第1条 この規定は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（神戸国際教養学科の名称変更に伴う改正）

第2条 神戸国際教養学科は、改正後の第3条に定める別表第1に掲げる学科・課程にかかわらず、平成30年3月31日に当該学科に在籍した者が当該学科から在籍しなくなるまでの間存続するものとし、従前のとおりとする。

附 則

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第2（看護学研究科設置に伴う改正）

附 則

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（心理学部設置に伴う改正）

第2条 この規程の施行日から令和7年3月31日までの3年間の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部 名	学科・課程	専攻分野の名称
文 学 部	日本語 日本文学科	日本語日本文学
	英 語 英 米 文 学 科	英語英米文学
	国 際 教 養 学 科	国際教養学
	史 学 科	歴 史 学
健康福祉学部	教 育 学 科	教 育 学
	社 会 福 祉 学 科	社会福祉学
	健 康 ス ポ ツ 栄 養 学 科	栄 養 学
家 政 学 部	家 政 学 科	家 政 学
	管 理 栄 養 士 養 成 課 程	栄 養 学
看 護 学 部	看 護 学 科	看 護 学

別記様式第1（学士の学位記）

第 号	年 月 日	氏 名
神戸女子大学長 印	卒業したので学士（○○）の学位を授与する	年 月 日生
本学○○学部○○学科所定の課程を修め本学を		

別記様式第2（博士前期課程修了の学位記）

第 号	年 月 日	氏 名
神戸女子大学長 印	与する 本学大学院○○研究科○○専攻の博士前期課程に おいて所定の単位を修得し 学位論文の審査及び 最終試験に合格したので修士（○○）の学位を授	年 月 日生

別記様式第3（博士後期課程修了の学位記）

第 号	論文題目	学 位 記
年 月 日	氏 名	年 月 日生
神戸女子大学長 印	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○）の学位を授与する	

別記様式第4（博士の学位記 論文博士）

第 号	論文題目	学 位 記
年 月 日	氏 名	年 月 日生
神戸女子大学長 印	本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する	

		学位記		
第 号		氏 年 月 日生		
	年 月 日			
本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程において所定の単位を修得し 学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する				
神戸女子大学長 印				

神戸女子大学大学院家政学研究科規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸女子大学大学院学則及び神戸女子大学学位規程に基づき、神戸女子大学大学院家政学研究科（以下「本研究科」という。）における必要な事項を定めることを目的とする。

(教育課程)

第2条 本学研究科の教育課程は、研究指導及び授業科目の授業によって編成し、専攻の授業科目及びその単位数は、神戸女子大学大学院学則第21条の別表のとおりとする。

(学修計画)

第3条 各学生につき指導教員を定める。

2 前期課程の学生は、指導教員の指示を受けて、履修する授業科目等について所定の学修計画書を毎学年の指定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

(履修方法)

第4条 博士前期課程の学生は、講義及び演習、実験等により行われる授業科目の単位を食物栄養学専攻にあっては34単位以上、生活造形学専攻にあっては32単位以上修得しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、本研究科の定める研究指導のための授業科目を12単位以上修得するとともに、各年度における研究概要あるいは年度内に発表した論文又は学会発表の抄録を、その年度末に研究科長に報告しなければならない。

(履修認定)

第5条 授業科目の単位修得の認定は、筆記、又は口頭試験、若しくは研究報告等により、科目担当教員が行う。

2 前項の単位の認定は、原則として、各科目の授業の終了時に行うものとする。

3 成績評価は100点を最高とし、60点以上を合格とする。評価は優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

なお、成績の評価は、次の基準によるものとする。

(平成22年度以降入学生)

評点の範囲	評価	判定
80点以上	優	
70点以上、80点未満	良	合格
60点以上、70点未満	可	
60点未満	不可	不合格

(学位論文及び試験)

第6条 修士の学位論文及び博士の学位論文を申請しようとする者は、神戸女子大学学位規程（以下「学位規程」という。）第4条に定める関係書類を所定の期日までに学長に提出するとともに、第6条に定める審査委員会の学位論文の審査及び試験を受けるものとする。

(試験の方法)

第7条 前条による試験は、学位規程第6条第4項及び第5項によって行う。

(規程外の処理)

第8条 この規程に定めるもののほか、本研究科に関する必要な事項は、研究科長が定め学長に報告する。ただし、研究科長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

2 前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

2 前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。(博士課程増設に伴う改正)

附 則

この規程は、平成3年9月19日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。(博士課程増設に伴う改正)

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院家政学研究科修士論文の審査に関する内規

修士論文の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程」及び「神戸女子大学大学院家政学研究科規程」によるほかは、この内規による。

1. 一年次の10月1日までに指導教員の承認を受けた研究の題目を教務課に届け出るものとする。
2. 二年次に中間発表を行う。
3. 論文は未発表・既発表を問わない。
4. 学位規程第5条、第6条に基づき、学位論文審査委員会を設置して、修士論文の審査及び試験を行うとともに、公開の修士論文討論発表会を行って、審査結果を研究科委員会に報告する。
5. 研究科委員会は、学位規程第10条に規定する審査委員会の報告に基づいて、修士の学位授与の可否を審議し決定する。
6. 所定の単位を修得しながら、修士論文を提出しなかった者及び修士論文の審査において不合格となった者は、次の学期末に修了する機会が与えられる。その場合は、論文は8月の第4週木曜日の前日の16時までに必要書類を添えて教務課へ提出するものとする。締切日が休業日に当たる場合は、その翌日とする。
7. 論文審査に合格しながら、所定の単位を修得していない者は、その単位の修得を待って修了とする。
8. 審査に合格した論文は、大学の図書館に保管し閲覧に供するものとする。但し、複写・貸出は認めない。
9. 修士論文の要旨は神戸女子大学紀要と大学のホームページに掲載する。
10. この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

この内規は、平成13年6月28日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年9月28日から施行する。（修士論文の保存に伴う改正）

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。（修士論文の保管に伴う改正）

附 則

この内規は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年9月28日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院家政学研究科課程博士論文の審査に関する内規

課程博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程」及び「神戸女子大学大学院家政学研究科規程」によるほかは、この内規による。

1. 学長から博士論文の受理の可否を付託されたときは、研究科委員会の中に予備審査委員会を設置して、予備審査を行う。予備審査委員会の委員は3名とし、論文内容に関連した分野の専攻主任の推薦により家政学研究科委員会で決定する。
2. 予備審査委員会は、申請書類の点検、研究歴の調査、論文内容の審査と指導を行い、学位論文審査の可否を家政学研究科委員会に報告する。
3. 研究科委員会は、予備審査委員会の報告に基づいて博士論文の受理の可否を決定し、研究科長が学長に報告する。
4. 3人指導教員体制の課程博士の場合には上記1～3を省略することができる。
5. 受理後、学長から博士論文の審査を付託されたときは、研究科長は提出された論文要旨のコピーを家政学研究科委員に配布し、学位規程第6条に定める学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
6. 審査委員は3名以上とし、論文内容に関連した分野の専攻主任の推薦により家政学研究科委員会で決める。主査は論文審査委員の互選で決める。
但し、申請論文に関与した教員が審査委員になることは好ましくない。
7. 提出された論文は公開博士論文討論発表会前の一週間以内に、回覧に供する。
8. 審査委員会は博士論文の審査及び試問を行うとともに、公開の博士論文討論発表会を行って、これらの審査結果を研究科委員会に報告する。
9. 研究科委員会は、学位規程第10条に基づき、審査委員会の報告により、学位授与の可否を審議し決定する。
10. この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

この内規は、平成24年12月13日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院家政学研究科論文博士論文の審査に関する内規

論文博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程」及び「神戸女子大学大学院家政学研究科規程」によるほかは、この内規による。

1. 語学力の確認

1) 学位を申請しようとする者は、大学院入学試験と同時に語学試験又はTOEFLを利用した語学試験に合格していなければならない。

2) 研究科の判断により、TOEFLの成績を評価し語学試験の代替としても可能とする。

3) 語学試験合格と判定されてから3年以内に学位を申請する。

但し、大学院博士後期課程に修業年限以上在学し、退学した者が、退学後3年以内に論文提出による学位の審査を申請した時は、語学力の確認を免除できる（学位規程8条2）。

2. 学長から博士論文の受理の可否を付託されたときは、研究科委員会の中に予備審査委員会を設置して、予備審査を行う。予備審査委員会の委員は3名とし、論文内容に関連した分野の専攻主任の推薦により家政学研究科委員会で決定する。

3. 予備審査委員会は、申請書類の点検、研究歴の調査、論文内容の審査と指導を行い、学位論文審査の可否を家政学研究科委員会に報告する。

4. 研究科委員会は、予備審査委員会の報告に基づいて博士論文の受理の可否を決定し、研究科長が学長に報告する。

5. 受理後、学長から博士論文の審査を付託されたときは、研究科長は提出された論文要旨のコピーを家政学研究科委員に配布し、学位規程第6条に定める学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

6. 審査委員は3名以上とし、論文内容に関連した分野の専攻主任の推薦により家政学研究科委員会で決定する。

主査は論文審査委員の互選で決める。但し、申請論文に関与した教員が審査委員になることは好ましくない。

7. 提出された論文は公開博士論文討論発表会前の一週間以内に、回覧に供する。

8. 審査委員会は博士論文の審査及び試問を行うとともに、公開の博士論文討論発表会を行って、これらの審査結果を研究科委員会に報告する。

9. 研究科委員会は、学位規程第10条に基づき、審査委員会の報告により、学位授与の可否を審議し決定する。

10. この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

この内規は、平成24年12月13日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年11月28日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年5月26日から施行する。

神戸女子大学大学院家政学研究科修士及び課程博士提出論文に関する内規

学位請求論文を提出するまでに申請者が満たしておくべき条件として次の2項がある。

- 1) 課程修了に必要な大学院科目の単位修得が見込めること
- 2) 高度の研究能力、およびその基礎となる学識を有することを示す客観的資料があること

学位申請論文に関しては、「神戸女子大学大学院家政学研究科規程」及び「神戸女子大学学位規程」によるほかは、この内規による。

1. 課程博士の場合、論文の提出に関しては、指導教員に申し出て指導・承認を受けること。
2. 論文はその要旨など必要書類をそえて教務課に提出すること。なお、修士論文の提出期限は2月の第4週木曜日の前日の16時、課程博士論文の提出期限は年明け授業再開日16時まで（3月修了）とする。9月修了の場合は、修士論文の提出期限は8月第4週木曜日の前日の16時、課程博士論文の提出期限は7月の第1週の金曜日の16時とする。締切日が休業日に当たる場合はその翌日とする。
3. 論文は未発表・既発表を問わない。
4. 論文の形式は、次のとおりとする。

(1) 用語

- 英文または和文

(2) 書式

- A4判、縦位置、横書きとし、上下3.5cm、左3.5cm、右2.5cmの余白を設ける。
- 英文の活字は、12ポイント、Timesとする。和文の活字は、10.5ポイント、明朝体とする。
- 日本語での論文においても表及び図の説明は、原則として英語で記載する。
- 枚数は問わない。

(3) 論文内容

*博士前期課程（修士論文）

- 専門学術雑誌に掲載された第1著者としての原著論文であることが望ましいが、申請者が専門学会等で1回以上発表、あるいは当該年度末までに発表予定の新たな知見と創造性が認められる内容をまとめた論文でもよい。

*博士後期課程（博士論文）

- 査読付き雑誌に掲載、あるいは掲載予定の原著論文1編以上を中心に大学院在籍中の仕事をまとめたものとする。
- 申請論文では、研究の背景と目的を専門外の教員にも理解できるように書き、新たな知見を加え、当該研究領域の理論的見地または実証的見地から見て、そこに創造性が認められること。
- 主要論文に関しては、各共著者が担当した役割を明らかにし、当該論文のデータを共著者が学位申請には使用しないことを明記した誓約書を添付すること。

(4) 研究倫理

- ヒトを直接の対象とする研究および動物を対象とする研究は、それぞれ神戸女子大学・神戸女子短期大学人間を対象とする研究倫理委員会および動物実験委員会をはじめ該当施設の委員会の承認を得たことを明記し、承認番号を記載すること。

5. 提出部数

*博士前期課程

- 1編4部

ただし、参考として副論文を添えることができる。

- 提出論文をPDFで保存した電子データを提出する。

*博士後期課程

- 1編5部

ただし、参考として副論文を添えることができる。

- 提出論文をPDFで保存した電子データを提出する。

6. 要旨

*博士前期課程

- A4横書き、日本語または英語で800字～1,200字程度の発表会用要旨を必要部数と神戸女子大学家政学部紀要掲載用要旨1部を提出する。
- 要旨は、背景・目的、方法、結果および考察、まとめ等の項目に分けて記載する。なお、紀要掲載用の要旨は紀要の投稿規定に準じて記載する。
- 提出要旨をPDFで保存し、提出論文とは別に電子データとして提出する。

*博士後期課程

- 800字～1,200字程度の和文要旨を必要部数提出する。
- 要旨は、背景・目的、方法、結果、結論に分けて記載する。
- 提出要旨をPDFで保存し、提出論文とは別に電子データとして提出する。

7. この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

この内規は、平成21年10月1日から施行する。

この内規は、平成22年4月1日の入学生から適用する。

附 則

この内規は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年10月27日から施行する。

神戸女子大学大学院家政学研究科論文博士提出論文に関する内規

学位申請論文に関しては、「神戸女子大学大学院家政学研究科規程」及び「神戸女子大学学位規程」によるほかは、この内規による。

1. 論文の提出に関して、事前に関係教員に相談すること。また、関係教員が不明の場合は、教務課を通じて研究科長に相談すること。
2. 論文提出に際しては、査読つき雑誌などに3編程度の論文があることを基準とする。
3. 学位申請論文とその要旨は教務課に提出する。
4. 論文は未発表・既発表を問わない。
5. 論文の形式は、次のとおりとする。
 - (1) 用語
 - 英文または和文
 - (2) 書式
 - A4判、縦位置、横書きとし、上下3.5cm、左3.5cm、右2.5cmの余白を設ける。
 - 英文の活字は、12ポイント、Timesとする。和文の活字は、10.5ポイント、明朝体とする。
 - 日本語での論文においても表及び図とその説明は、原則として英語で記載する。
 - 枚数は問わない。
 - (3) 論文内容
 - 査読つき雑誌に掲載、あるいは掲載予定の原著論文の仕事を中心にまとめたものとする。
 - 申請論文では、研究の背景と目的を専門外の教員にも理解できるように書き、新たな知見を加え、当該研究領域の理論的見地または実証的見地から見て、そこに創造性が認められること。
 - 主要論文に関しては、各共著者が担当した役割を明らかにし、当該論文のデータを共著者が学位申請には使用しないことを明記した誓約書を添付すること。
 - (4) 研究倫理
 - ヒトを直接の対象とする研究および動物を対象とする研究は、それぞれ神戸女子大学・神戸女子短期大学人間を対象とする研究倫理委員会および動物実験委員会をはじめ該当施設の倫理委員会の承認を得たことを明記し、承認番号を記載すること。
6. 提出部数
 - 1編5部（審査、教務課、家政学研究科用）
ただし、参考として副論文を添えることができる。
 - 提出論文をPDFで保存した電子データ。
7. 要旨
 - 800字～1,200字程度の和文要旨を必要部数提出する。
 - 要旨は、背景・目的、方法、結果、結論に分けて記載する。
 - 提出要旨をPDFで保存し、提出論文とは別に電子データに保存して提出する。
8. この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

この内規は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年10月27日から施行する。

神戸女子大学大学院家政学研究科修士及び課程博士学位論文の審査基準に関する内規

* 博士前期課程

日ごろの研究指導や研究発表会などを通して、審査委員が総合評価を行い、研究科委員会で適當と判断された論文を合格とする。なお、審査委員は専攻主任の推薦を基に各専攻会議で主査1名と副査2名以上（外部審査委員を含む）を決める。

【審査項目】

- 1 当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
- 2 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であるか。
- 3 設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則つて具体的な分析・考察が為されているか。
- 4 研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には倫理委員会の承認を得ているか。
- 5 先行研究や資料が適切に取扱われているか。
- 6 申請者の新たな知見を加え、そこに創造性が認められるか。

* 博士後期課程

家政学研究科博士後期課程において学位申請のため提出された論文の審査にあたっては、審査委員が主に以下の審査項目について、学位請求論文への寄与度等を含めて総合的評価を行い、研究科委員会で適當と判断された学位論文を合格とする。なお、審査委員は専攻主任の推薦を基に各専攻会議で主査1名と副査2名以上（外部審査委員を含む）を決める。

【審査項目】

- 1 研究テーマの設定が学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識と研究方法が明確に示されているか。
- 2 当該研究領域における博士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
- 3 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であり、研究論文としての形式を備えているか。
- 4 設定したテーマの研究に際して、問題意識と研究方法が明確に示されており、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則つて具体的な分析・考察が為されており、学術論文として完成しているか。
- 5 研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には倫理委員会の承認を得ているか。
- 6 先行研究や資料が適切に取扱われており、当該研究分野における研究の水準に到達しているか。
- 7 申請者の新たな知見を加え、当該研究領域の理論的見地または実証的見地から見て、そこに創造性が認められるか。

* 内規の改廃

この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

この内規は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日の入学生から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院家政学研究科論文博士学位論文の審査に関する内規

論文博士の場合は、「神戸女子大学大学院学則」に従い、博士論文の審査及び学力の確認を行う。

1. 論文審査

- (1) 学位申請のため提出された論文の審査にあたっては、専攻主任の推薦を基に各専攻会議で主査1名と副査2名以上（外部審査委員を含む）の学位論文審査委員を決める。
- (2) 審査委員は公開の博士論文討論発表会を行い、主に以下の審査項目について総合的評価を行い、研究科委員会で適当と判断された学位論文を合格とする。

(3) 審査項目

- ①研究テーマの設定が学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識と研究方法が明確に示されているか。
- ②当該研究領域における博士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
- ③論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であり、研究論文としての形式を備えているか。
- ④設定したテーマの研究に際して、問題意識と研究方法が明確に示されており、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が為されており、学術論文として完成しているか。
- ⑤研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には倫理委員会の承認を得ているか。
- ⑥先行研究や資料が適切に取扱われており、当該研究分野における研究の水準に到達しているか。
- ⑦申請者の新たな知見を加え、当該研究領域の理論的見地または実証的見地から見て、そこに創造性が認められるか。

2. 学力審査

- (1) 専門分野をはじめ総合的な知識に関しては、公開博士論文討論発表会における質問に対する回答をもって評価し、その回答を討論発表会終了後1週間以内に審査委員会に提出する。提出された回答は研究科委員に配布する。
- (2) 語学力は、主として英語の読解力で判定する。問題と審査方法は審査委員会に委ねるものとする。

3. この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

この内規は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

家政学研究科修士・博士論文の形式に関する申し合わせ

1. 用語

- 英文または和文

2. 書式

- 1) A4判、縦位置、横書きとし、上下3.5cm、左3.5cm、右2.5cmの余白を設ける。
- 2) 英文の活字は、12ポイント、Timesとする。和文の活字は、10.5ポイント、明朝体とする。
- 3) タイトル、目次、要約、本文、文献の順にまとめる。図・表は必要な箇所に挿入する。
- 4) 和文論文においても表及び図の説明は、原則として英語で記載する。博士論文の場合、和文論文の場合には英文要旨を付ける。
- 5) 枚数は問わないが、以下の内容で論文をまとめる。

(1) 博士前期課程（修士論文）

- 専門学術雑誌に掲載された第1著者としての原著論文であることが望ましいが、申請者が専門学会等で1回以上発表、あるいは当該年度末までに発表予定の新たな知見と創造性が認められる内容をまとめる。

(2) 博士後期課程（博士論文）

- 査読付き雑誌に掲載、あるいは掲載予定の原著論文1編以上を中心に大学院在籍中の仕事をまとめる。
- 研究の背景と目的を専門外の教員にも理解できるように書き、新たな知見を加え、当該研究領域の理論的見地または実証的見地から見て、そこに創造性が認められるものとする。

3. 用語及び単位：

- 1) 新仮名遣いを用い、人名は原語、薬品名は一般名で表記することが望ましい。
- 2) 略語を用いる場合には初出時に必ずfull spell を示すこと。度量衡にはmm, mg, ml, mol 等のSI unit を用いること（但し必ずしもモル濃度で表記する必要はなく、慣用のmg/dl 等でもよい）。

4. 文献の記載方法：

- 1) 文献は重要なもののみにとどめ、本文中の引用個所に順次番号をつけ、本文の末尾に一括して、初出順に次のように列記する。

(1) 欧文誌も和文誌も、著者名（姓名の順）、論文タイトル、誌名、巻、論文の起始頁-最終頁、西暦発行年号の順に記す。

(2) 著者が4名以上の時は、3名までを記載し、それ以上は「～他」あるいは「～ et al」として省略する。

(3) 雑誌名はIndex Medicus に準拠した略名を用い、和文誌には略名を用いない。

(Index Medicus - abbreviations of journal titles;

<http://www2.bg.am.poznan.pl/czasopisma/medicus.php?lang=eng>).

(4) 単行本の場合は著者名、論文タイトル、書名、版数、編集者名、発行所、発行地、発行年、引用頁（起始頁-最終頁）の順に記す。

[例]

- (1) Iwata E, Hotta H, Goto M: The screening method of a bifidogenic dietary fiber extracted from inedible parts of vegetables. J Nutr Sci Vitaminol (Tokyo) 55:385-388, 2009.
- (2) Miyamoto H, Umemura M, Aoyagi T, et al: Structural reorganization of molecular sheets derived from cellulose II by molecular dynamics simulations. Carbohydr Res 344: 1085-1094, 2009.
- (3) 土江節子: 栄養評価の指標と基準値－食事調査。病態栄養ガイドブック第1版、日本病態栄養学会編、メイカルビュー社、大阪, 2002, 123-127.

神戸女子大学大学院文学研究科規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸女子大学大学院学則に基づき、神戸女子大学大学院文学研究科（以下「本研究科」という。）における必要な事項を定めることを目的とする。

(教育課程)

第2条 本研究科の教育課程は、研究指導及び授業科目の授業によって編成し、専攻の授業科目及びその単位数は、神戸女子大学大学院学則第21条の別表のとおりとする。

(学修計画)

第3条 各学生につき指導教員を定める。

2 学生は、毎学年の始めに指導教員の指示を受けて、履修する授業科目等について所定の学修計画書を指定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

(履修方法)

第4条 博士前期課程の学生は、講義及び演習により行われる授業科目の単位を40単位以上修得しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、本研究科の定める研究指導を受け、かつ講義及び演習により行なわれる授業科目の単位を12単位以上修得しなければならない。

3 論文指導演習の単位認定については、博士前期課程8単位、博士後期課程12単位までとする。

4 博士後期課程の学生は、学年ごとに研究指導を受け、当該年度における研究報告書及び年度内に発表した論文又はそれに代わるもの、毎年度末に研究科長に報告しなければならない。

(履修認定)

第5条 授業科目の単位修得の認定は、筆記、又は口頭試験、若しくは研究報告等により、科目担当教員が行う。

2 前項の単位の認定は、原則として、各科目の授業の終了時に行うものとする。

3 成績評価は100点を最高とし、60点以上を合格とする。評価は優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

なお、成績の評価は、次の基準によるものとする。

(平成21年度以前入学生)

評点の範囲	評価	判定
80点以上	優	
65点以上、80点未満	良	
60点以上、65点未満	可	
60点未満	不可	不合格

(平成22年度以降入学生)

評点の範囲	評価	判定
80点以上	優	
70点以上、80点未満	良	
60点以上、70点未満	可	
60点未満	不可	不合格

(学位論文及び試験)

第6条 修士の学位論文及び博士の学位論文を申請しようとする者は、神戸女子大学学位規程（以下「学位規程」という。）第4条に定める関係書類を所定の期日までに学長に提出するとともに、第6条に定める審査委員会の学位論文の審査及び試験を受けるものとする。

(試験の方法)

第7条 前条による試験は、学位規程第6条第4項及び第5項によって行う。

(規程外の処理)

第8条 この規程に定めるもののほか、本研究科に関する必要な事項は、研究科長が定め学長に報告する。ただし、研究科長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

2 前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

2 前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。（博士課程増設に伴う改正）

附 則

この規程は、平成3年9月19日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院文学研究科修士論文の提出に関する内規

修士論文に関しては、「神戸女子大学大学院文学研究科規程」及び「神戸女子大学学位規程」によるほかは、この内規による。

1. 論文の提出に関しては、指導教員の指導を受けるものとする。
2. 論文の題名は、論文提出予定年度の6月30日までに指導教員の承認を受けたものを、教務課に届け出るものとする。
3. 論文の提出期間は、1月11日から1月17日16時までとし、必要書類を添えて教務課へ提出する。提出の開始日もしくは締切日が休業日に当たる場合は、別に定める。
4. 所定の単位を修得しながら、修士論文を提出しなかった者及び修士論文の審査において不合格となった者は、次の学期末に修了する機会が与えられる。その場合は、論文の題名提出を4月10日までとし、論文は、7月11日から7月17日16時までに必要書類を添えて教務課へ提出するものとする。提出の開始日もしくは締切日が休業日に当たる場合は、別に定める。
5. 論文審査に合格しながら、所定の単位を修得していない者は、その単位の修得を待って修了とする。
6. 論文は未発表・既発表を問わない。
7. 論文が受理された者は、指定の日時に口頭試験を受けるものとする。
8. 提出論文は、図書館に保管し閲覧に供するものとする。但し、複写・貸出は認めない。
9. 論文の執筆要領については、別途定める。
10. この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

この内規は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成4年3月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年7月13日から施行する。

附 則

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年9月29日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

文学研究科修士論文執筆要領

1. 修士論文の題目は、修了予定年度の6月30日までに指導教員を経て各専攻主任へ届け出るものとし、修了予定年度の次の学期末に修士論文を提出する場合は、4月11日までに届け出るものとする。
2. 修士論文は、所定の欄に指導教員の承認印を受けた上で、1月11日～1月19日16時までに、必要書類を添えて教務課に提出する。また、修了年度の次の学期末に修士論文を提出する場合は、7月11日～7月19日16時までに、必要書類を添えて教務課に提出する。〔理由の如何にかかわらず、16時を過ぎれば受理しない〕
3. 修士論文の作成は、次の要領による。
 - (1) 原稿用紙使用の場合。
 - 論文は、大学指定の原稿用紙を用いること（B4判の場合は真中で折って綴じる）。
 - 頁数は必ず記入し、最初に目次をつける。
 - 黒インク又は黒ボールペンを使用し楷書で丁寧に書くこと。
 - 図表・写真は原則として原稿用紙に糊付けするか、場合によっては別の用紙を用いて折り込むなど工夫して、本文の後に一括してもよい。
 - (2) パソコン使用の場合。
 - A4判用紙に印刷すること。
 - 1頁には、25字×32行（800字）、もしくは32字×25行（800字）が入るようにすること。脚注欄を設けてもよい。総字数、ノンブル、目次等は原稿用紙の場合と同様とする。
 - 詳細は、各専攻の仕様に従うこと。
4. 主論文のほか、副論文を添えてもよい。
5. 提出部数
教務課に1部及びPDFとして保存した電子データを提出する。（なお、別途必要部数の提出を求めることがある。）
6. 要旨
教務課に1部及びPDFとして保存した電子データを提出する。（なお、別途必要部数の提出を求めることがある。）
400字詰 原稿用紙5枚程度。パソコン使用の場合は、指定の書式に従い2000字程度の要旨を付する。（英文学専攻は次項参照。）
7. 体裁と書式（各専攻指定の書式に従い、指導教員の指示を受ける。）
〔日本文学専攻〕
用語は日本語とし、書式は縦書き・横書きのいずれでもよい。枚数は400字詰原稿用紙50枚以上。パソコン使用の場合は、指定の書式に従って25枚以上とする。
〔英文学専攻〕
用語は日本語又は英語、書式は横書きとする。日本語の場合、用紙はA4サイズを使用、1頁32字×25行の設定で、注を含め25枚以上とする。フォントの設定は「MS明朝体」で10.5ポイント。
英語の場合は、Notes（注）を含め10,000 words以上とする。用紙は、A4サイズを使用、フォントの設定はTimes New Romanで12ポイント。本文・引用文共に1.5スペースで1頁につき25行とする。
要旨は、論文が日本語の場合は英語、英語の場合は日本語で書く。
英語要旨は、上記書式に従い700 words以上、日本語要旨は、上記書式に従い3枚以上とする。

[日本史学専攻]

用語は日本語とし、書式は縦書き・横書きのいずれでもよい。枚数は、400字詰原稿用紙70枚以上。パソコン使用の場合は、指定の書式に従って35枚以上とする。

[教育学専攻]

用語は日本語又は英語。書式は縦書き・横書きのいずれでもよい。枚数は、日本語の場合400字詰 原稿用紙50枚以上、パソコン使用の場合は、指定の書式に従って25枚以上とする。

英語の場合は、Notes（注）を含め10,000words以上とする。用紙は、A4サイズを使用、フォントの設定は12ポイント、本文・引用文共に1.5スペースで1頁につき25行以下とする。印字は、Times New Roman使用のこと。

8. 綴じ方

下記の順で1冊にまとめて綴る。

- ①表 紙（論文題目、本人の氏名に漏れのないようにする。）
- ②論文の要旨
- ③本論文（論文に添える参考資料・引用文献等は改頁とすること。）

9. その他

※論文審査に合格した論文は製本する為、原稿には適宜余白をとること。

（パソコン使用の場合や、図表・写真などの資料添付の場合には特に注意）

※各専攻とも修士論文の枚数には、表紙及び目次は含めない。

神戸女子大学大学院文学研究科博士論文の提出に関する内規

博士論文に関しては、「神戸女子大学大学院文学研究科規程」及び「神戸女子大学学位規程」によるほかは、この内規による。

1. 課程博士の場合、論文の提出に関しては、指導教員に申し出て指導・承認を受けること。
論文博士の場合は、論文の提出に関して、事前に関係教員に相談すること。また、関係教員が不明の場合は、教務課を通じて研究科長に相談すること。
2. 論文提出の前提条件は、審査組織を持つ学会誌に発表した1篇を含む3篇程度の既出論文があることを基準とする。
3. 論文はその要旨など必要書類をそえて教務課に提出すること。なお、課程博士論文の提出期限は、毎年12月10日（3月修了）および6月10日（9月修了）とする。締切日が休業日に当たる場合はその翌日とする。
4. 論文は未発表・既発表を問わないが、主に以下の審査項目について総合的評価を行い、研究科委員会で適正と判断された学位論文を合格とする。
 - (1) 研究テーマの設定が博士学位論文として妥当なものであるか。
 - (2) 論文作成にあたって、問題意識と研究方法が明確に示されているか。
 - (3) 当該研究分野において博士として必要な知識を修得し、先行研究の検討と資料の収集をおこなっているか。
 - (4) 論文の記述（本文、図・表、引用文献など）が、博士学位論文としての形式を備えているか。
 - (5) 適切なデータの提示、分析・考察がおこなわれ、論証に成功しているか。
 - (6) 理論的見地あるいは実証的見地から見て、当該研究分野に新たな知見を付け加えているか。

（付記）なお、上記の審査項目にもとづく審査をおこなう際には、当該研究分野における研究倫理に関する指針を尊重していることを前提とし、その確認をおこなうこととする。
5. 論文が受理された者は、指定の日時に口頭試験を受けること。
6. 論文の形式は、次のとおりとする。

(1) 用語	日本文学専攻	日本語
	英文学専攻	日本語又は英語
	日本史学専攻	日本語
	教育学専攻	日本語又は英語
(2) 書式	日本文学専攻	縦書き、横書き、いずれでも可
	英文学専攻	横書き
	日本史学専攻	縦書き、横書き、何れでも可
	教育学専攻	縦書き、横書き、何れでも可
(3) 枚数	日本文学専攻、英文学専攻、日本史学専攻、教育学専攻とも400字詰に換算して300枚程度の字数を基準とする。なお、英語で書く場合は65字×26行で150枚程度とする。	
(4) 冊数	主論文のほか、副論文をそえてよい。	
(5) 体裁	提出論文は閲覧に耐えるようにし、表紙に論文題目、学位申請者氏名を記載する。	
(6) 提出部数	教務課に1部及びPDFとして保存した電子データを提出する。（なお、別途必要部数の提出を求めることがある。）	
(7) 要旨	教務課に1部及びPDFとして保存した電子データを提出する。（なお、別途必要部数の提出を求めることがある。） 要旨は、400字詰に換算して10～15枚程度とする。英語で書く場合、65字×26行で5～8枚程度とする。	

7. この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聞き学長が行う。

附 則

この内規は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成4年3月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年7月13日から施行する。

附 則

この内規は、平成14年6月27日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年7月23日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年1月26日から施行する。

神戸女子大学大学院文学研究科修士論文の評価及び学内進学に関する内規

〈修士論文の評価〉

1. 論文に関する評価の観点は、以下の項目等とする。

- (1) 問題意識の明確さ
- (2) 研究テーマに適用した方法の妥当性
- (3) 先行研究の整理と評価の妥当性
- (4) 資料収集の程度
- (5) 検証の妥当性
- (6) 論旨の展開における論理性と表現力
- (7) 研究領域に対する貢献性
- (8) 研究の独創性

〈学内進学〉

2. 修士論文の評価が80点以上の者で、博士後期課程への進学を希望する者は、筆記試験（口述試験を除く）を免除する。

3. 学内進学における筆記試験免除の期間は、博士前期課程修了後3年とする。

4. この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

この内規は、平成17年9月22日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年9月24日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院健康栄養学研究科規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸女子大学大学院学則及び神戸女子大学学位規程に基づき、神戸女子大学大学院健康栄養学研究科（以下「本研究科」という。）における必要な事項を定めることを目的とする。

(教育課程)

第2条 本学研究科の教育課程は、研究指導及び授業科目の授業によって編成し、専攻の授業科目及びその単位数は、神戸女子大学大学院学則第21条の別表のとおりとする。

(学修計画)

第3条 各学生につき指導教員を定める。

2 本研究科の学生は、指導教員の指示を受けて、履修する授業科目等について所定の学修計画書を毎学年の指定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

(履修方法)

第4条 本研究科の学生は、講義及び演習、実験等により行われる授業科目の単位を30単位以上修得しなければならない。

(履修認定)

第5条 授業科目の単位修得の認定は、筆記、又は口頭試験、若しくは研究報告等により、科目担当教員が行う。

2 前項の単位の認定は、原則として、各科目の授業の終了時に行うものとする。

3 成績評価は100点を最高とし、60点以上を合格とする。評価は優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

なお、成績の評価は、次の基準によるものとする。

評点の範囲	評価	判定
80点以上	優	
70点以上、80点未満	良	合格
60点以上、70点未満	可	
60点未満	不可	不合格

(学位論文及び試験)

第6条 修士の学位論文を申請しようとする者は、神戸女子大学学位規程（以下「学位規程」という。）第4条に定める関係書類を所定の期日までに学長に提出するとともに、第6条に定める審査委員会の学位論文の審査及び試験又は学力の確認を受けるものとする。

(試験の方法)

第7条 前条による試験は、学位規程第6条第4項及び第5項によって行う。

(規程外の処理)

第8条 この規程に定めるもののほか、本研究科に関する必要な事項は、研究科長が定め学長に報告する。ただし、研究科長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

2 前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

2 前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院健康栄養学研究科実習指導・国家試験等支援対策室規程

(設置)

第1条 神戸女子大学大学院健康栄養学研究科に、本研究科学生（修了生を含む。）の実習・国家資格等に係る教育研究支援を行うために実習指導・国家試験等支援対策室（以下「対策室」という。）を置く。

(目的)

第2条 対策室は、健康栄養学研究科における国家資格や授業科目等の実習・資格取得等に関わる教育・研究支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 対策室の業務は次のとおりとする。

- (1) 授業科目及び資格取得等に関わる実習に関する業務
- (2) 国家資格試験対策に関する業務
- (3) その他教育研究支援に関する業務

(組織)

第4条 対策室は、次の構成員をもって組織する。

室長 1名

副室長 1名

業務補助職員 若干名

2 室長は、健康栄養学研究科長をもって充て、対策室を統括する。

3 副室長は、健康栄養学研究科長より指名された者1名をもって充てる。

4 業務補助職員は、対策室の業務にかかる事務を補助する。

(専門委員会)

第5条 対策室の業務を専門に応じて遂行するために、専門委員会を置く。

2 副室長は、専門委員会を統括する。

3 専門委員会の種類及び数は、別に定める。

(資料室)

第6条 対策室の業務にかかる学生情報及び各種資料を保管・管理するために資料室を置く。

(学習支援室)

第7条 国家試験受験学生の学習支援の場として、対策室管轄の下に国家試験学習支援室を置く。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、健康栄養学研究科委員会及び部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。ただし、学長は改廃に当たり大学院委員会の意見を聞くことができる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

神戸女子大学大学院健康栄養学研究科修士論文の審査に関する内規

修士論文の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程（以下「学位規程」という。）」及び「神戸女子大学大学院健康栄養学研究科規程」によるほかは、この内規による。

1. 二年次に中間発表を行う。
2. 論文は未発表・既発表を問わない。
3. 学位規程第5条、第6条に基づき、学位論文審査委員会を設置して、修士論文の審査及び試験又は学力の確認を行うとともに、公開の修士論文討論発表会を行って、審査結果を研究科委員会に報告する。
4. 研究科委員会は、学位規程第10条に規定する審査委員会の報告に基づいて、修士の学位授与の可否を審議し決定する。
5. 所定の単位を修得しながら、修士論文を提出しなかった者及び修士論文の審査において不合格となった者は、各学期末に学位論文の申請の機会が与えられる。
6. 論文審査に合格しながら、所定の単位を修得していない者は、その単位の修得を待って修了とする。
7. 審査に合格した論文は、大学の図書館に保管し閲覧に供するものとする。但し、複写・貸出は認めない。
8. 修士論文の要旨は神戸女子大学紀要と大学のホームページに掲載する。
9. この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院健康栄養学研究科修士課程提出論文に関する内規

学位請求論文を提出するまでに申請者が満たしておくべき条件として次の2項がある。

- 1) 課程修了に必要な大学院科目の単位修得が見込めること
- 2) 高度の研究能力、およびその基礎となる学識を有することを示す客観的資料があること

学位申請論文に関しては、「神戸女子大学大学院健康栄養学研究科規程」及び「神戸女子大学学位規程」によるほかは、この内規による。

1. 論文はその要旨など必要書類をそえて教務課に提出すること。なお、修士論文の提出期限は2月の第2週の金曜日16時とする。

9月修了の場合は、修士論文の提出期限は8月の第2週の金曜日16時とする。締切日が休業日に当たる場合は、別に定める。

2. 論文は未発表・既発表を問わない。
3. 論文の形式は、次のとおりとする。

(1) 用語

- 英文または和文

(2) 書式

- A4判、縦位置、横書きとし、上下3.5cm、左3.5cm、右2.5cmの余白を設ける。
- 英文の活字は、12ポイント、Timesとする。和文の活字は、10.5ポイント、明朝体とする。
- 日本語での論文においても表及び図の説明は、英語で記載することが望ましい。
- 枚数は問わない。

(3) 論文内容

- 専門学術雑誌に掲載された第一著者としての学術論文であること、もしくは、申請者が専門学会などで発表していることが望ましい。
- 申請論文では、研究の背景と目的を専門外の教員にも理解できるように書き、新たな知見を加え、当該研究領域の理論的見地または実証的見地から見て、そこに創造性が認められること。

(4) 研究倫理

- 人間を直接の対象とする研究および動物を対象とする研究は、それぞれ神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会および動物実験委員会をはじめ該当施設の専門委員会の承認を得たことを明記し、承認番号を記載すること。

4. 提出部数

- 1編3部（教務課、健康栄養学研究科用）
ただし、参考として副論文を添えることができる。
- 提出論文をPDFで保存したCD-R 1部。

5. 要旨

- A4横書き、日本語または英語で800字～1,200字程度の発表会用要旨を2部と神戸女子大学紀要掲載用要旨2部を提出する。
- 要旨は、背景・目的、方法、結果および考察、まとめ等の項目に分けて記載する。なお、紀要掲載用の要旨は紀要の投稿規定に準じて記載する。
- 提出要旨をPDFで保存し、提出論文と同じCD-Rに保存して提出する。

6. この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院健康栄養学研究科修士課程学位論文の審査基準に関する内規

日ごろの研究指導や研究発表会などを通して、審査委員が総合評価を行い、研究科委員会で適當と判断された論文を合格とする。なお、審査委員は専攻主任の推薦を基に専攻会議で主査1名と副査2名を決める。

【審査項目】

- 1 当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
- 2 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であるか。
- 3 設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則つて具体的な分析・考察が為されているか。
- 4 研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には倫理委員会の承認を得ているか。
- 5 先行研究や資料が適切に取扱われているか。
- 6 申請者の新たな知見を加え、そこに創造性が認められるか。

*内規の改廃

この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院看護学研究科規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸女子大学大学院学則及び神戸女子大学学位規程に基づき、神戸女子大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）における必要な事項を定めることを目的とする。

(課程及びコース)

第2条 神戸女子大学大学院学則第6条に定める本研究科の専攻における課程及びコースは、以下のとおりとする。

専攻名	課程	コース
看護学専攻	博士前期課程	専門看護師コース
		研究コース
	博士後期課程	—

(教育課程の編成)

第3条 本研究科の教育課程は、共通科目、専門科目及び演習・研究科目によって編成し、専攻の授業科目及びその単位数は、神戸女子大学大学院学則第21条の別表のとおりとする。

(学修計画)

第4条 各学生につき指導教員を定める。

2 学生は、指導教員の指示を受けて、履修する授業科目等について所定の学修計画書を毎学年の指定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

(履修方法)

第5条 博士前期課程の学生は、講義、演習、実習及び研究指導により行われる授業科目の単位を、専門看護師コースにおいては40単位以上、研究コースにおいては30単位以上修得しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、本研究科の定める講義、演習及び研究指導により行われる授業科目の単位を14単位以上修得しなければならない。

(履修認定)

第6条 授業科目の単位修得の認定は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告等により、科目担当教員が行う。

2 前項の単位の認定は、原則として、各科目の授業の終了時に行うものとする。

3 成績評価は100点を最高とし、60点以上を合格とする。評価は優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

なお、成績の評価は、次の基準によるものとする。

評点の範囲	評価	判定
80点以上	優	
70点以上、80点未満	良	合格
60点以上、70点未満	可	
60点未満	不可	不合格

(学位論文及び試験)

第7条 修士の学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）、及び博士の学位論文を申請しようとする者は、神戸女子大学学位規程（以下「学位規程」という。）第4条に定める関係書類を所定の期日までに学長

に提出するとともに、第6条に定める審査委員会の学位論文の審査及び試験又は学力の確認を受けるものとする。

(試験の方法)

第8条 前条による試験は、学位規程第6条第4項及び第5項によって行う。

(規程外の処理)

第9条 この規程に定めるもののほか、本研究科に関する必要な事項は、研究科長が定め学長に報告する。ただし、研究科長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

2 前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聞き、決定の内容を変更することができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

2 前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聞き、決定の内容を変更することができる。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院看護学研究科修士論文の審査に関する内規

修士の学位論文（以下「修士論文」という。）の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程」及び「神戸女子大学大学院看護学研究科規程」によるほかは、この内規による。

1. 学長から修士論文の審査を付託されたときは、学位規程第6条に定める学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
2. 審査委員は3名以上とし、研究主指導教員によって、本看護学研究科の専任教員から推薦された教員を基に、看護学研究科委員会で主査1名、副査2名以上（外部審査委員を含むことができる）を決める。主査は、審査委員の互選で決めるが、研究主指導教員は兼務できないものとする。
3. 審査委員会は修士論文の審査及び試験を行うとともに、公開の修士論文討論発表会を行って、これらの審査結果を研究科委員会に報告する。
4. 研究科委員会は、学位規程第10条に基づき、審査委員会の報告により、学位授与の可否を審議し決定する。
5. この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院看護学研究科博士論文の審査に関する内規

博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程」及び「神戸女子大学大学院看護学研究科規程」によるほかは、この内規による。

1. 学長から博士論文の審査を付託されたときは、学位規程第6条に定める学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
2. 審査委員は3名以上とし、研究主指導教員によって、本看護学研究科の専任教員から推薦された教員を基に、看護学研究科委員会で主査1名、副査2名以上（外部審査委員を含むことができる）を決める。主査は、審査委員の互選で決めるが、研究主指導教員は兼務できないものとする。
3. 審査委員会は博士論文の審査及び試験を行うとともに、公開の博士論文討論発表会を行って、これらの審査結果を研究科委員会に報告する。
4. 研究科委員会は、学位規程第10条に基づき、審査委員会の報告により、学位授与の可否を審議し決定する。
5. この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院看護学研究科修士及び課程博士学位論文の審査基準に関する内規

I. 博士前期課程

1) 専門看護師コース

審査委員が総合評価を行い、看護学研究科委員会で適當と判断された論文を合格とする。なお、審査委員は、研究主指導教員によって、本看護学研究科の専任教員から推薦された教員を基に、看護学研究科委員会で主査1名、副査2名以上（外部審査委員を含むことができる）を決める。主査は、審査委員の互選で決めるが、研究主指導教員は兼務できないものとする。

【審査項目】

1. 当該領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
2. 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であるか。
3. 設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則つて具体的な分析・考察が為されているか。
4. 研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には「神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会」の承認を得ているか。
5. 先行研究や資料が適切に取扱われているか。
6. 専門領域の看護実践の質向上につながる研究であるか。

2) 研究コース

審査委員が総合評価を行い、看護学研究科委員会で適當と判断された論文を合格とする。なお、審査委員は、研究主指導教員によって、本看護学研究科の専任教員から推薦された教員を基に、看護学研究科委員会で主査1名、副査2名以上（外部審査委員を含むことができる）を決める。主査は、審査委員の互選で決めるが、研究主指導教員は兼務できないものとする。

【審査項目】

1. 当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
2. 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であるか。
3. 設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則つて具体的な分析・考察が為されているか。
4. 研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には「神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会」あるいは「神戸女子大学ポートアイランドキャンパス動物実験委員会」の承認を得ているか。
5. 先行研究や資料が適切に取扱われているか。
6. 申請者の新たな知見を加え、そこに創造性が認められるか。

II. 博士後期課程

看護学研究科博士後期課程において学位申請のため提出された論文の審査にあたっては、審査委員が主に以下の審査項目について総合的評価を行い、看護学研究科委員会で適當と判断された学位論文を合格とする。なお、審査委員は、研究主指導教員によって、本看護学研究科の専任教員から推薦された教員を基に、看護学研究科委員会で主査1名、副査2名以上（外部審査委員を含むことができる）を決める。主査は、審査委員の互選で決めるが、研究主指導教員は兼務できないものとする。

【審査項目】

1. 研究テーマの設定が学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識と研究方法が明確に示されているか。
2. 当該研究領域における博士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
3. 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であり、研究論文としての形式を備えているか。
4. 設定したテーマの研究に際して、問題意識と研究方法が明確に示されており、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が為されており、学術論文として完成しているか。
5. 研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には「神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会」あるいは「神戸女子大学ポートアイランドキャンパス動物実験委員会」の承認を得ているか。
6. 先行研究や資料が適切に取扱われており、当該研究分野における研究の水準に到達しているか。
7. 当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、新規性、創造性、重要性、有用性が認められるか。

III. 内規の改廃

この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院看護学研究科修士及び博士論文の提出に関する申し合わせ

学位論文を提出するまでに申請者が満たしておくべき条件として、課程修了に必要な大学院科目の単位修得が見込ることとする。

学位論文の申請に関しては、「神戸女子大学大学院看護学研究科規程」及び「神戸女子大学学位規程」によるほかは、この申し合わせによる。

1. 研究コースおよび専門看護師コースの修士論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の提出に関しては研究主指導教員、博士論文の提出に関しては研究主指導教員と研究副指導教員に申し出て指導・承認を受けること。（学位論文審査申請書の指導教員の署名・捺印欄によって確認できる）

2. 学位授与の申請にあっては、必要書類（学位規程第4条に準ずる）をそえて教務課に提出すること。なお、修士論文と博士論文の提出期限は、毎年度年明け授業再開日から土曜・祝祭日を除き3日間までとする。9月修了予定の場合の提出期限は、下記の場合と同様に7月1日16時までに必要書類を添えて教務課へ提出するものとする。締切日が休業日に当たる場合はその翌日とする。

- 所定の単位を修得しながら、修士論文を提出しなかった者および修士論文の審査において不合格となった者は、次の学期末に修了する機会が与えられる。その場合は、論文は7月1日16時までに必要書類を添えて教務課へ提出するものとする。締切日が休業日に当たる場合はその翌日とする。

3. 論文の形式は、次のとおりとする。

(1) 用語

- 英文または和文

(2) 書式

- A4判、縦位置、横書きとし、上下3.5cm、左右3.0cmの余白を設ける。両面印刷とする。
- 英文の活字は、12ポイント、Timesとする。和文の活字は、10.5ポイント、明朝体とする。
- タイトル、目次、要約、本文、謝辞、文献、資料の順にまとめる。図表は、必要な箇所に挿入する。
- 博士論文の場合、和文論文の場合には英文要旨を付ける。
- 枚数は問わない。
- 句読点、項立て、図表の示し方、文献の引用方法、文献リスト等は、投稿予定あるいは投稿した学会誌の形式に合わせる（審査用論文に投稿規定を添付する）。

(3) 論文内容

*博士前期課程（修士論文）

【研究コース】

- 専門学術雑誌に掲載された学術論文であること、もしくは、申請者が専門学会などで発表していることが望ましいが、当該年度末までに発表予定の新たな知見と創造性が認められる内容をまとめた論文でもよい。

【専門看護師コース】

- 専門領域の看護実践の質向上につながる研究をまとめたものとする。

*博士後期課程（博士論文）

- 主要論文は、査読のある学術専門誌（日本学術会議協力学術研究団体に登録されている学術団体が発行する学術誌あるいは国際学術誌、若しくは看護学研究科がこれに準ずると認定した学術誌）に投稿し、原著論文1編が掲載あるいは掲載予定である論文を中心に、大学院在籍中の研究をまとめたものとする。
- 主要論文に関しては、各共著者が担当した役割を明らかにし、当該論文のデータを共著者が学位申請には使用しないことを明記した誓約書を添付すること。

- ・当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、新規性、創造性、重要性、有用性が認められること。

(4) 研究倫理

- ・人間を直接の対象とする研究および動物を対象とする研究は、それぞれ「神戸女子大学・神戸女子短期大学人間を対象とする研究倫理委員会」および「神戸女子大学・神戸女子短期大学ポートアイランドキャンパス動物実験運営委員会」をはじめ該当施設の倫理委員会の承認を得たことを明記し、承認番号を記載すること。

4. 提出部数

*博士前期課程

- ・審査委員会用 1編3部
- ・最終提出用 提出論文をPDFで保存した電子データ。
(原則、卒業判定の研究科委員会開催日までに提出)

*博士後期課程

- ・審査委員会用 1編3部
- ・最終提出用 提出論文をPDFで保存した電子データ。
(原則、卒業判定の研究科委員会開催日までに提出)

5. 要旨

*博士前期課程

- ・A4横書き、800字～1,200字程度の和文要旨を、修士論文討論発表会用に必要部数を提出する。
- ・要旨は、背景・目的、方法、結果および考察、まとめ等の項目に分けて記載する。
- ・提出要旨をPDFで保存し、提出論文と同じ電子データに保存して提出する。

*博士後期課程

- ・A4横書き、800字～1,200字程度の和文要旨を、博士論文討論発表会用に必要部数提出する。
- ・要旨は、背景・目的、方法、結果および考察、まとめ等の項目に分けて記載する。
- ・提出要旨をPDFで保存し、提出論文と同じ電子データに保存して提出する。

神戸女子大学大学院看護学研究科実習指導・資格試験等支援対策室規程

(設置)

第1条 神戸女子大学大学院看護学研究科に、本研究科学生（修了生を含む。）の実習・資格取得等に係る教育研究支援を行うために実習指導・資格試験等支援対策室（以下「対策室」という。）を置く。

(目的)

第2条 対策室は、看護学研究科における授業科目等の実習・資格取得等に関わる教育・研究支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 対策室の業務は次のとおりとする。

- (1) 授業科目及び資格取得等に関わる実習に関する業務
- (2) 資格試験対策に関する業務
- (3) その他教育研究支援に関する業務

(組織)

第4条 対策室は、次の構成員をもって組織する。

室長 1名

副室長 1名

業務補助職員 若干名

2 室長は、看護学研究科長をもって充て、対策室を統括する。

3 副室長は、看護学研究科長より指名された者1名をもって充てる。

4 業務補助職員は、対策室の業務にかかる事務を補助する。

(資料の保管)

第5条 対策室の業務に係る学生情報及び各種資料は、鍵のかかる書棚に保管・管理する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、看護学研究科委員会及び部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

神戸女子大学大学院 長期履修学生に関する取り扱い規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学院設置基準第4条及び神戸女子大学大学院学則第3条第3項の規定に基づき、特別の事情により、標準修業年限で課程を修了することが困難な学生に対して、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修する者（以下、「長期履修学生」という。）に関して、必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 本学大学院に長期履修学生として申請できる者は、職業を有している者、若しくは家事、育児、介護等への従事などの理由により、履修や研究の時間が著しく制限されている者及び入学時においてその見込みである者、又は研究の性質上、長期にわたる教育研究期間を要する者に限る。

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、修士課程及び博士前期課程においては3年又は4年、博士後期課程においては4年、5年又は6年とする。

2 年度途中を始期とする長期履修学生の申請は認めない。

3 在学生があらたに長期履修を希望する場合、長期履修の最長期間は標準修業年限の残余期間の2倍までとする。長期履修期間を終了したのち、なお在学している場合は、長期履修学生に関する取り扱いは適用されない。

(申請手順)

第4条 長期履修を希望する者は、出願時に長期履修学生登録申請書及び博士後期課程においては長期履修計画書を提出するものとする。

2 在学生において、翌年度から長期履修を希望する者は、当該年度の1月末までに長期履修学生登録申請書及び博士後期課程においては長期履修計画書を教務課に提出するものとする。

(許可)

第5条 長期履修学生の可否については、学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

(履修登録の制限)

第6条 修士課程及び博士前期課程において、長期履修学生が1年間に履修登録することのできる単位の上限は、3年計画の者は20単位、4年計画の者は16単位とする。ただし、履修登録の上限単位数には、集中講義で行う授業科目、専修免許及び専門看護師資格を取得するための授業科目並びに研究指導科目は除く。

(履修期間の変更申請)

第7条 長期履修学生が状況の変化により履修期間を変更する場合は、適用年度の前年度1月末までに長期履修期間変更願い及び博士後期課程においては長期履修変更計画書を教務課に提出しなければならない。長期履修期間変更願いは在学中に1回しか提出できない。

2 長期履修期間における年度毎の修学年数は、標準修業年限の残余期間を長期履修期間の残余期間で除した年数とし、修了には年度毎の修学年数の合計が標準修業年限に達していることを要する。ただし、年度毎の修学年数は1年を超えることはできない。

3 履修期間の変更にかかる審査は当該研究科委員会が行い、学長が許可する。

第8条 長期履修学生が、その資格を喪失したときは、速やかにその旨を研究科長に申し出なければならない。

(授業料)

第9条 長期履修学生の授業料は別に定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関して必要な事項は、部局長等会議の意見を聴き学長が

決定する。ただし、学長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

この規定は、平成20年4月1日から実施し、平成20年度の入学生から適用する。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から実施し、平成27年度の入学生から適用する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この規定は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この規定は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月1日より施行する。

長期履修期間における修学年数（第7条関係）

修士課程・博士前期課程（標準修業年限2年）

	長期履修期間		申請 可否	修学年数（年）					変更年度
	変更前	変更後		1年目	2年目	3年目	4年目	合計	
修士課程 博士前期課程	4年	-	-	0.5	0.5	0.5	0.5	2.0	-
		3年	○	0.5	0.5	1	-	2.0	3年目から
		2年	×	0.5	1	-	-	1.5	2年目から
	3年	4年	○	0.67	0.67	0.34	0.34	2.0	3年目から
		3年	-	0.67	0.67	0.67	-	2.0	-
		2年	×	0.67	1	-	-	1.7	2年目から

博士後期課程（標準修業年限3年）

	長期履修期間		申請 可否	修学年数（年）						変更年度	
	変更前	変更後		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目		
博士後期課程	6年	-	-	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	3.0	-
		5年	○	0.5	0.5	0.5	0.5	1	-	3.0	5年目から
		4年	○	0.5	0.5	1	1	-	-	3.0	3年目から
		4年	×	0.5	0.5	0.5	1	-	-	2.5	4年目から
		3年	×	0.5	1	1	-	-	-	2.5	2年目から
	5年	6年	○	0.6	0.6	0.6	0.6	0.3	0.3	3.0	5年目から
		-	-	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	-	3.0	-
		4年	○	0.6	0.6	0.9	0.9	-	-	3.0	3年目から
		4年	×	0.6	0.6	0.6	1	-	-	2.8	4年目から
	4年	3年	×	0.6	1	1	-	-	-	2.6	2年目から
		6年	○	0.75	0.75	0.75	0.25	0.25	0.25	3.0	4年目から
		5年	○	0.75	0.75	0.75	0.38	0.38	-	3.0	4年目から
		-	-	0.75	0.75	0.75	0.75	-	-	3.0	-
		3年	×	0.75	1	1	-	-	-	2.75	2年目から

*年度毎の修学年数は1年を上限とする。

*網掛け部分が変更後の年度毎の修学年数。

*年度毎の修学年数の算定：標準修業年限の残余期間を長期履修期間の残余期間で除する。

神戸女子大学大学院授業料等免除規程

(目的)

第1条 神戸女子大学大学院において高度な能力を養い、優れた人材を育成するために、次の各号に該当する者に対し、毎年審査の上授業料等を免除する。

- (1) 「授業料等免除A 1」人物並びに学業成績が優秀で勉学意欲のある者。
- (2) 「授業料等免除B 1」博士後期課程大学院生においては博士学位の取得が期待される者。
- (3) 「授業料等免除A 2」、「授業料等免除B 2」経済的に困窮している者で経済的支援により、能力がより發揮されると期待できる者。

(対象者)

第2条 この規程は、神戸女子大学大学院の学生に適用する。

2 (1) 「授業料等免除A 1」、「授業料等免除A 2」、は、修士課程及び博士前期課程大学院生を対象とする。

(2) 「授業料等免除B 1」、「授業料等免除B 2」、は、博士後期課程大学院生を対象とする。

ただし、上記1号内、2号内は、重複して適用を受けることはできない。

3 この規程の適用を受けた者は、行吉学園奨学金規程及び神戸女子大学大学院外国人留学生授業料減免規程の適用を受けることができない。

4 本学園の教職員は、神戸女子大学大学院授業料等免除規程の適用を受けることができない。

5 「授業料等免除A 2」、「授業料等免除B 2」は、次の(1)又は(2)の家計基準（主たる家計支持者（学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者をいう。）の収入金額で、給与所得者は源泉徴収票の支払金額とし、給与所得者以外は確定申告書等の所得金額とする。以下同じ。）に該当する学生に対するものとする。

(1) 給与所得者 841万円以下

(2) 給与所得者以外 355万円以下

(免除額等)

第3条 授業料等免除の額は、次の各号とする。

(1) 「授業料等免除A 1」の免除額は、授業料年額の半額とする。

(2) 「授業料等免除B 1」の免除額は、授業料年額と同額とする。

(3) 「授業料等免除A 2」の免除額は、授業料、教育・施設充実費年額の半額とする。

(4) 「授業料等免除B 2」の免除額は、授業料、教育・施設充実費年額と同額とする。

2 授業料等免除は、前期及び後期の2回とし、各々年間免除額の2分の1を免除する。

(手続)

第4条 授業料等免除を受けようとする者は、次の書類を所定の期日までに学生課に提出し、審査を受けなければならない。

(1) 授業料等免除申請書

(2) 源泉徴収票又は確定申告書等家計基準の金額が確認できるもの（授業料等免除A 2、授業料等免除B 2の申込者のみ、毎年提出が必要。）

(審査等)

第5条 審査に関する事項は、学長が所管する。

2 学長は、審査の結果、選考した授業料等免除者について、前条に定める書類を添えて理事長に推薦するものとする。

(免除期間等)

第6条 授業料等の免除期間は、以下のとおりとする。

但し、長期履修学生に関する取扱い規程の適用者については、長期履修を認められた期間を限度とする。

(1) 「授業料等免除A 1」、「授業料等免除A 2」は、2年を限度とする。

(2) 「授業料等免除B 1」、「授業料等免除B 2」は、3年を限度とする。

(授業料等免除の中止等)

第7条 「授業料等免除A 1」の免除者が、審査要件を満たさなくなった場合は、免除した授業料等相当額を本学に返還するよう求めることができる。

2 「授業料等免除B 1 の免除者」が、審査要件を満たさなくなった場合は、免除した授業料等相当額を、「授業料等免除B 1」の免除者が博士後期課程の修業年限経過後5年以内に博士学位を取得しなかった場合は、免除した授業料等の2分の1相当額を本学に返還するよう求めることができる。

3 授業料等免除者が休学又は長期にわたって欠席したときは、授業料等免除を休止する。

4 この規程に定める授業料等免除は、本学園以外から支給される奨学金等との重複を妨げない。

5 在学中授業料等免除者として不適当と認めたときは、学長は部局長等会議の意見を聴き、授業料等免除者としての資格を取り消すことができる。ただし、学長は、取り消しに当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

(運用等の規程)

第8条 この規程に定めのない事項は、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

2 神戸女子大学大学院授業料等免除に係る選考の方法、対象人数等、この規程に定めのない事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き理事長が行う。ただし、理事長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院奨学金規程は廃止する。

神戸女子大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に対して各年度に推薦する奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(推薦対象者)

第2条 推薦対象者は、機構の第一種奨学金の貸与を受けている本学の大学院学生で、当該年度中に貸与期間が終了することになる者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者及び当該年度に博士後期課程に入学した者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げる可能性のある者とする。

(候補者の選考等)

第3条 奨学金の返還免除を申請する者は、所定の書類を所属する研究科の長に提出するものとする。

2 各研究科の長は、奨学金返還免除希望申請者のうちから候補者を選考する。

3 前項の選考は、次条に定める選考基準により評価するものとする。

4 各研究科の長は、選考した候補者に順位を付して第5条に規定する委員会に提出するものとする。

(選考基準)

第4条 業績優秀者に関する基本的な選考基準は、機構が定める奨学規程に基づき学内外における業績を総合的に評価するものとする。

2 前項のほか各研究科の評価方法については、機構が定める奨学規程の評価基準に評価のウエイトの違いを設けることができる。

(委員会の設置)

第5条 本学に候補者の選考を行うため、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年3月31日文部科学省令第23号）の規定に基づき、神戸女子大学奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営については、別に規則で定める。

(候補者の推薦)

第6条 学長は、委員会の議に基づき、候補者を決定し、独立行政法人日本学生支援機構に推薦する。

(推薦の取消)

第7条 学長は、前条による推薦後、学位論文・業績等に不正の事実が判明した場合は、委員会の議を経て当該推薦を取り消すことができる。

(補足)

第8条 この規程の改廃は、委員会の意見を聴き、学長が行う。ただし、学長は必要に応じて部局長等会議の意見を聞くことができる。

附 則

この規程は、平成17年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸女子大学奨学金返還免除候補者選考規程（以下「選考規程」）第5条の規程に基づき、本学における神戸女子大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という）の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、選考規程による候補者の選考に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 各研究科から選考された候補者の選考
- (2) 推薦する候補者の順位
- (3) 選考基準及びその他の取扱い
- (4) その他 候補者の選考及び推薦に関する必要事項

2 前項第2号については、選考規程第3条4項の順位に基づき、各研究科及び全学的な均衡に配慮して行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長等)

第4条 委員長は学長をもって充てる。

- (1) 委員長は委員会を召集し、議長となる。
- (2) 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員に、その職務を代行させることができる。

(委員)

第5条 委員は次に挙げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 文学研究科長
- (4) 家政学研究科長
- (5) 健康栄養学研究科長
- (6) 看護学研究科長
- (7) その他必要に応じて委員長が指名する者

(任期)

第6条 前条第7号の委員の任期は、当該年度内とし再任を妨げない。

2 委員の欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員会の議を経て委員長が決定する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(調査依頼)

第9条 委員会は、選考に関する専門的事項について、専攻主任会に調査依頼することができる。

(補足)

第10条 この規則の改廃は、委員会の意見を聴き、学長が行う。ただし、学長は必要に応じて部局長等会議の意見を聞くことができる。

附 則

この規則は、平成17年12月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院外国人留学生授業料減免規程

第1条 この規程は、本学大学院に在学する外国人留学生の経済的負担を軽減し、学業に専念させることを目的とする。

第2条 この規程の適用を受けた者は、神戸女子大学大学院奨学金規程及び行吉学園奨学金規程の適用を受けることはできない。

第3条 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免願書を指定された日までに学長に提出しなければならない。

第4条 減免額は年額400,000円とし、前後期の授業料納付期に正規の授業料から同額を差し引いたものを納入するものとする。

第5条 授業料の減免は修士課程及び博士前期課程は2年、博士後期課程は3年を限度とする。

第6条 授業料の減免を受けた者は、次の事項に該当する場合は、直ちに学長に届け出なければならない。

(1) 休学及び退学

(2) 住所の変更、その他重要事項の変更

第7条 この規程に定めのない事項は、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

第8条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き理事長が行う。ただし、理事長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院研究生規程

第1条 この規程は、神戸女子大学大学院学則第36条に基づき、研究生に関する必要な事項を定める。

第2条 研究生は、部局長等会議の意見を聞き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

第3条 研究生の許可の時期は特に定めず、出願に応じて審議する。

第4条 研究生を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者、又はこれと同等以上の学力を有する者で、特定の事項に関して指導を受け研究しようとする者。

(2) 特定の事由を有する者で、研究科長が承認する者。

第5条 研究生志願者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 研究生願書

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書

(4) 写真1枚（3か月以内に写したもの）

第6条 研究生の研究期間は特に定めないが、1年を超えてさらに研究を継続する必要があるときは、研究期間の延長を願い出ることができる。

2 前項の願い出を行う者は、第5条に定める書類のうち、第1号及び第4号の書類を提出しなければならない。

3 第1項の願い出があったときは、部局長等会議の意見を聞き学長が研究期間の延長を許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

第7条 研究生が研究を中止しようとするときは、その理由を付し、指導教員、研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

第8条 研究生を許可された者の授業料は半期、家政学研究科35,000円、文学研究科30,000円、健康栄養学研究科35,000円、看護学研究科40,000円とし、所定の期日までに納付しなければならない。なお、実験・実習などに要する費用は別に徴収することがある。

第9条 研究報告書を提出した者には、願い出により研究証明書を交付する。

第10条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聞き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院聴講生規程

第1条 この規程は、神戸女子大学大学院学則第37条に基づき、聴講生に関する必要な事項を定める。

第2条 聴講生は、部局長等会議の意見を聞き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

第3条 聴講生の許可は、学期初めにこれを行う。

第4条 聴講生を志願できる者は、学士の学位を有する者又は聴講する科目分野について相当の知識及び経験を有する者とする。

第5条 聴講生の聴講できる科目は、当該年度に開講されている科目（ただし、実習及び論文指導に関する科目を除く。）に限り、通年科目の場合は3科目以内、セメスター制の科目の場合は1年を通じ6科目以内とする。

第6条 聴講生志願者は、次の書類を提出しなければならない。

（1）聴講生願書

（2）履歴書

（3）最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書

（4）写真1枚（3か月以内に写したもの）

第7条 聴講生の就学期間は1年とする。

2 年度を改め引き続き聴講生となることを希望する者は、改めて前条の手続きを行わなければならない。ただし、第2号及び第3号の書類の提出は不要とする。

第8条（削除）

第9条 聴講生を許可された者は、所定の期日までに聴講料を納めなければならない。

2 聴講料は、次のとおりとする。

1 単位につき10,000円。実験実習費は実費を徴収することがある。

第10条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聞き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院科目等履修生規程

第1条 この規程は、神戸女子大学大学院学則第38条に基づき、科目等履修生に関する必要な事項を定める。

第2条 科目等履修生は、部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

第3条 科目等履修生の許可は、学期初めにこれを行う。

第4条 博士前期課程及び修士課程の科目等履修生を志願できる者は、学士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

2 博士後期課程の科目等履修生を志願できる者は、修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

第5条 科目等履修生の履修できる単位数は、1年を通じ20単位以内とする。

第6条 科目等履修生志願者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 科目等履修生願書

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書

(4) 写真1枚（3か月以内に写したもの）

第7条 科目等履修生の就学期間は半期又は1年とする。

2 年度を改め引き続き科目等履修生となることを希望する者は、改めて前条の手続きを行わなければならぬ。ただし、第2号及び第3号の書類の提出は不要とする。

3 神戸女子大学に在学する学生については、科目等履修料は免除とする。ただし、実験実習費は実費を徴収することがある。

第8条 科目等履修生は、履修科目につき試験を受けることができる。試験に合格した場合は単位を与え、願い出により単位修得証明書を交付する。

第9条 科目等履修生を許可された者は、所定の期日までに科目等履修料を納めなければならない。

2 科目等履修料は、次のとおりとする。

1 単位につき12,000円。実験実習費は実費を徴収することがある。

第10条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

他大学院との単位互換に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸女子大学院学則（以下「学則」という。）第39条に基づき、本大学院に在学する学生が、大学院と単位互換に関する協定を結んでいる他の大学院（以下「単位互換協定大学院」という。）の授業科目を履修する場合の、本学内における取扱いに関する必要な事項を定める。

(単位数)

第2条 単位互換協定大学院において履修できる単位数は、学則第21条の3により認定する。

(履修の許可)

第3条 単位互換協定大学院における授業科目の履修を希望する学生は、学長の許可を得なければならない。学長は、部局長等会議の意見を聞き許可を行う。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

2 前項に規定する履修の許可は単位認定を前提とし、教育上の有益性を考慮の上、単位互換協定大学院の定める条件の範囲内で行うものとする。

(単位の認定等)

第4条 試験、成績評価及び単位の授与は、単位互換協定大学院の定めるところによる。

2 単位互換協定大学院で修得した単位は、第2条に従い、本大学院の単位として認定する。

(履修の許可及び認定単位の取消)

第5条 次の各号の一に該当する場合、単位互換協定大学院と協議の上、授業科目の履修の許可及び認定した単位を取消す場合がある。

(1) 履修授業の同一時間帯等に、本大学院又は単位互換協定大学院の他の授業科目を履修していた場合。

(2) 認定単位数の上限超過等の理由により、本大学院が当該授業科目を認定しない場合。

(3) その他、履修の許可及び単位認定の要件を満たしていなかった場合。

(成績の証明)

第6条 成績及び単位修得の証明等は、原則として本大学院が行う。

(単位互換協定大学院での取扱)

第7条 単位互換協定大学院での取扱いに関する必要な事項は、当該単位互換協定大学院の定めるところによる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聞き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院における単位互換生受入規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸女子大学大学院学則（以下「学則」という。）第39条に基づき、本大学院と単位互換に関する協定を結んでいる他の大学院等の学生が本大学院における授業科目（以下「単位互換科目」という。）を履修する場合の、本大学院内における取扱いに関して必要な事項を定める。

(受入れ)

第2条 単位互換に関する協定に基づき、他の大学院等に在学する学生が、単位互換科目の履修を希望するときは、教育上支障のない範囲内において、当該学生を受入れるものとする。

2 前項により受入れる学生は、本学構内において受講する単位互換科目にあっては女子に限る。

(受入れ学生の身分)

第3条 前条により受入れる学生の身分は、単位互換生として取り扱う。

(受入れ期間)

第4条 受入れ期間は、当該単位互換科目の履修が継続する学期間とする。

(身分の消失)

第5条 当該学生が所属する大学院（以下「所属大学院」という。）において、休学、退学又は除籍等の学籍異動があった場合は、その異動日付をもって、単位互換生としての身分を失うものとする。

(単位互換科目)

第6条 履修できる単位互換科目は、別に定める。

2 単位互換科目の履修条件等は、本大学院の学生に準ずるほか別に定める。

(受入れ人数)

第7条 受入れ人数は単位互換科目毎に、別に定める。

(出願)

第8条 単位互換生として本大学院の単位互換科目の履修を希望し、所属大学院の許可を得た者は、所定の期間内に、出願手続きを行わなければならない。

(選考)

第9条 前条の出願手続きを行った者に対して、必要に応じて選考を行うことがある。

(単位の認定等)

第10条 単位互換科目の試験、成績評価及び単位の授与は、本大学院の学生に準ずる。

2 本大学院において修得した単位互換科目の所属大学院における単位の認定は、当該所属大学院の定めるところによる。

(履修及び単位の取消)

第11条 次の各号の一に該当する場合、所属大学院と協議の上、単位互換科目の履修の許可及び認定した単位を取消す場合がある。

(1) 履修授業の同一時間帯等に、本大学院又は所属大学院の他の授業科目を履修していた場合。

(2) 所属大学院の認定単位数の上限超過等の理由により、本大学院が当該単位互換科目を認定しない場合。

(3) その他、履修の許可及び単位認定の要件を満たしていなかった場合。

(成績の証明等)

第12条 成績及び単位修得の証明等は、原則として所属大学院が行う。

(授業料等)

第13条 授業料の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 授業料は徴収しない。
 - (2) 実習、実技等において特別にかかる費用については、実費を徴収することがある。
- (規程の準用)

第14条 単位互換生には、この規程のほか、修業年限、卒業その他学籍異動、学位、資格及び授業料等に関する事項を除き、本大学院の大学院学則及び大学院諸規程等を準用する。

(所属大学院内における取扱)

第15条 単位互換生の所属大学院内における取扱いに関する必要な事項は、所属大学院の定めるところによる。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聞くことができる。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院授業料等未納者の除籍等に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸女子大学学則第19条第3号、神戸女子大学大学院学則第20条第3号に規定する「授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者」の除籍等手続きを定める。

(除籍とする未納期間)

第2条 除籍理由のうち、「督促してもなお納付しない」期間については当該未納学期の最終月の末日とする。
ただし、修了年度後期については当該年度の1月末日とする。

(9月修了見込み学生の取扱)

第3条 9月末修了の対象となる可能性のある学生の「督促してもなお納付しない」期間については、前条の規定にかかわらず別途指定する期日とする。

(未納学期の履修登録、期末試験等の取扱)

第4条 授業料等の未納学期における履修登録や試験の成績及び修得単位は授業料等が納付されるまで保留する。

(納付督促)

第5条 授業料等の納付指定期日までに納付しない者については、その保証人に対して納期経過後督促を行い、
第2条または第3条に規定する期日までに納付しない場合は自動的に除籍となる旨告知する。

(除籍の日付)

第6条 除籍の日付は、授業料等が納付されている学期の末日とする。

(除籍の確認)

第7条 除籍の決定に際しては、第2条及び第3条に規定する未納学期最終月の翌月の部局長等会議の意見を聴いて学長が決定し、同月の研究科委員会に報告する。

(除籍の通知)

第8条 前条の確認、報告を経て除籍を決定した場合は、当該学生の保証人に対し第6条に定める日付をもって除籍した旨を第2条に定める日付をもって通知する。

(修得単位の認定)

第9条 本規程に基づいて除籍された者の修得単位の認定は、授業料等の納付が完了した学期までの単位とする。

第10条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。



KOBE WOMEN'S UNIVERSITY
学校法人行吉学園

2023

神戸女子大学大学院